

平成 28 年（2016 年）熊本県熊本地方を震源とする地震
非常災害対策本部会議（第 31 回）
及び平成 28 年北海道内浦湾を震源とする地震に係る
関係省庁災害対策会議

議 事 次 第

日時：平成 28 年 6 月 16 日（木）17：15～
場所：合同庁舎 8 号館 3 階災害対策本部会議室

1. 開会
2. 非常災害対策本部長 発言
3. 被害状況及び各省庁の対応状況について



平成28年6月16日
内閣府（防災担当）

平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る現地調査報告

1 概要

平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る災害に伴い、被害状況及び現地の対応状況等を把握するため、河野非常災害対策本部長（内閣府特命担当大臣（防災））が熊本県を訪れ、被災自治体の首長等と意見交換を行うとともに、避難所、仮設住宅及び被災現場を調査しました。

2 調査日

平成28年6月15日（水）

3 調査先（※別紙1参照）

熊本県南阿蘇村、熊本市、御船町、益城町

4 調査の概要（※別紙2参照）

- ・南阿蘇村、御船町、益城町の避難所を訪れ、環境改善が図られている状況を確認しました。また、避難所の運営や被災者支援にあたっている自治体の職員、応援職員、ボランティアの方々を激励しました。
- ・南阿蘇村阿蘇大橋地区の大規模な斜面崩壊現場を確認し、二次災害を防ぐための対策状況等について調査しました。
- ・熊本県庁において、熊本県知事から県内の復旧・復興の状況等の説明を受け、意見交換を行いました。
- ・熊本市において、甚大な被害を受けた熊本城の被害状況の調査を行いました。
- ・御船町において、被災された方々へのり災証明発行状況について調査を行いました。
- ・益城町において、完成した仮設住宅団地を訪れ、入居が開始されている状況を確認しました。

現地調査行程

【6月15日(水)】

時間		行程
10:50	11:30	南阿蘇村 避難所（阿蘇ファームランド）訪問
11:40	11:50	南阿蘇村 土砂災害現場（阿蘇大橋地区）調査
13:00	14:50	熊本県との意見交換、現地対策本部激励、熊本城調査
15:15	15:40	御船町 避難所（スポーツセンター）、 り災証明発行業務窓口（カルチャーセンター）訪問
15:55	16:10	益城町 避難所総合体育館（アリーナ）訪問
16:20	16:30	益城町役場 職員激励
16:40	16:55	益城町 仮設団地（広安）訪問
16:55	17:05	・ぶら下がり（益城町仮設団地）
17:30	17:55	益城町 避難所テクノロジーサーチパーク（ユニットハウス村）訪問

平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る現地調査の概要



南阿蘇村内 避難所訪問の様子
【南阿蘇村内】



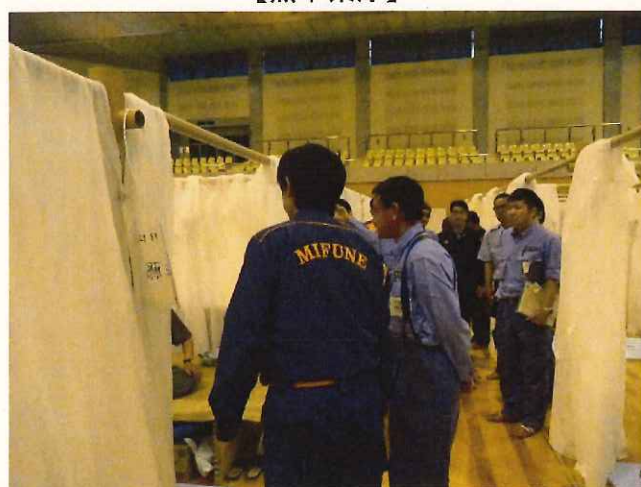
斜面崩壊箇所にて二次災害防止対策調査の様子
【南阿蘇村内】



熊本県知事との意見交換の様子
【熊本県庁】



熊本城の被害状況調査の様子
【熊本市内】



御船町内 避難所訪問の様子
【御船町内】



御船町内 災証明発行業務調査の様子
【御船町内】

平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る現地調査の概要



益城町役場 職員激励の様子
【益城町内】



益城町 仮設住宅調査の様子
【益城町内】



益城町 避難所訪問の様子
【益城町内】



益城町 避難所訪問の様子
【益城町内】

「平成28年(2016年)熊本地震」の 地震活動状況

- 4月14日21時26分の地震以降、6月16日13時00分現在、震度1以上を観測する地震が1749回発生。
(震度7:2回、震度6強:2回、震度6弱:3回、震度5強:4回、震度5弱:8回)
- 6月9日の政府の地震調査委員会の評価結果は次のとおり(関係部分抜粋)。
 - ・ 熊本県熊本地方から大分県中部にわたる平成28年(2016年)熊本地震の一連の地震活動は、全体として減衰傾向が見られる。
 - ・ 今後概ね1ヶ月程度、熊本県熊本地方及び阿蘇地方ではマグニチュード5程度(最大震度5強程度)の余震の発生に十分注意が必要。大分県中部では、現状程度の余震活動は当分の間続くが、マグニチュード5程度(最大震度5強程度)の余震が発生する可能性は低下。
 - ・ 当初の活動域に近接する地域で2~3ヶ月の間において、同程度の地震が発生したことがある。こうしたことから、熊本県から大分県にかけて、今後も最低1ヶ月程度は、震度6弱以上の揺れに見舞われることも否定できないことから注意が必要。

「平成28年（2016年）熊本地震」

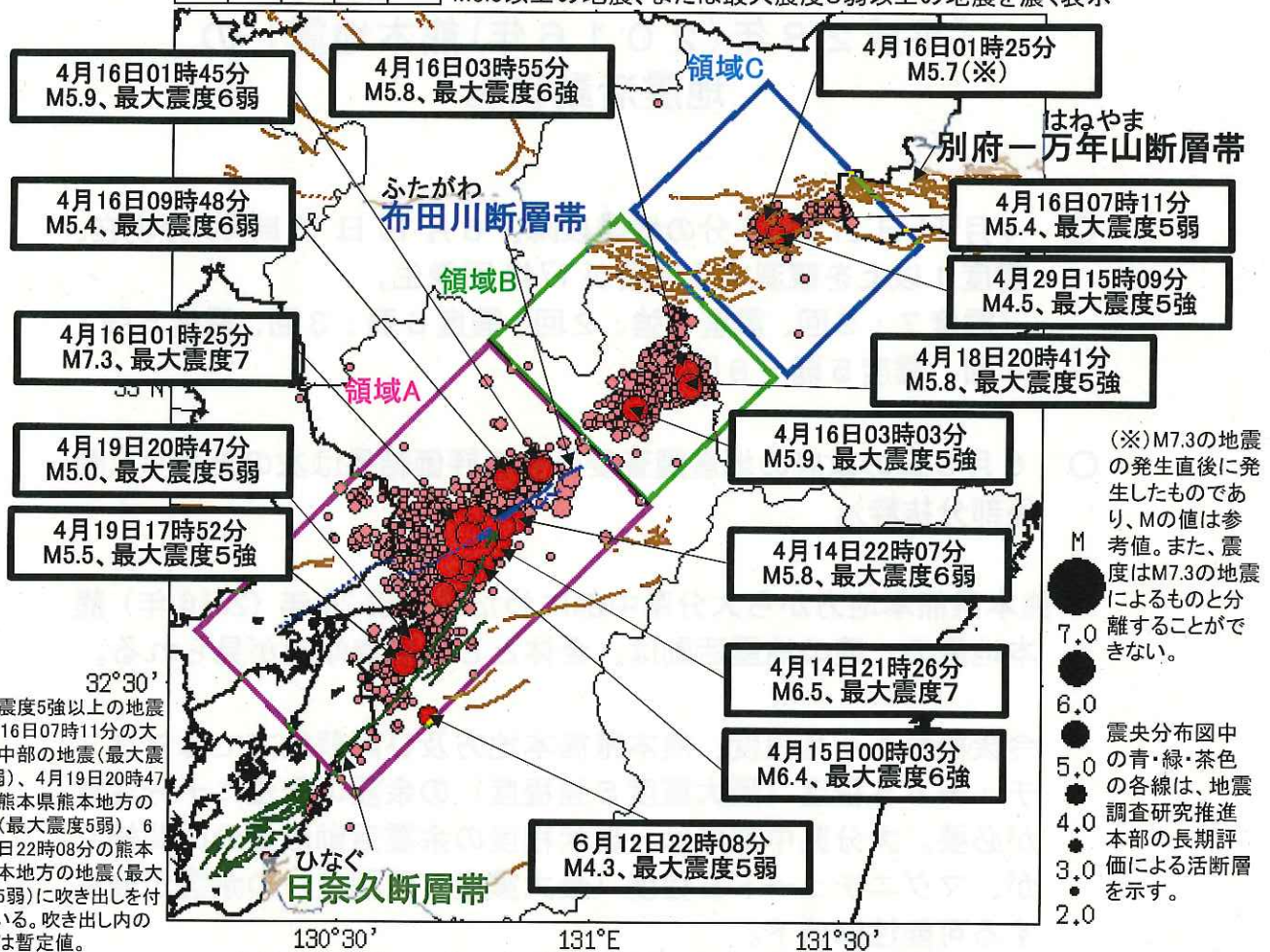
熊本県から大分県にかけての地震活動の状況（6月16日12時30分現在）

震央分布図

（2016年4月14日21時00分～6月16日12時30分、マグニチュード2.0以上、深さ0～20km）

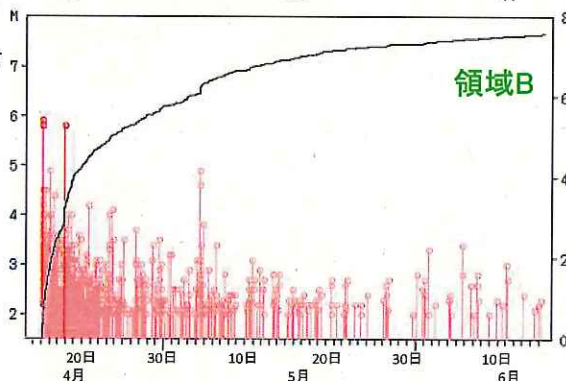
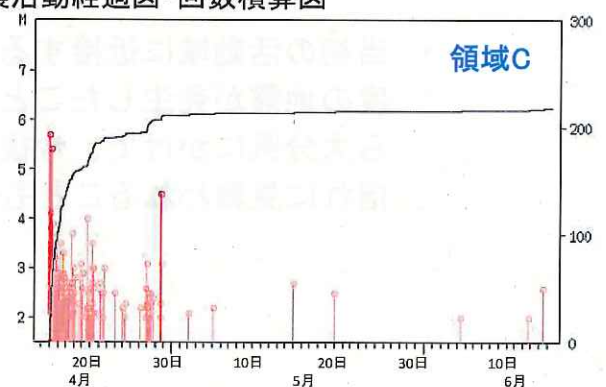
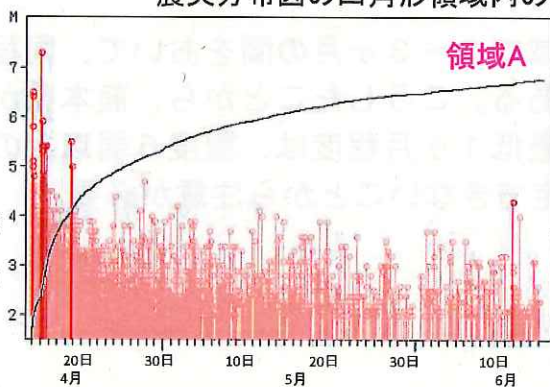
50km

M5.0以上の地震、または最大震度5弱以上の地震を濃く表示



震央分布図の四角形領域内の地震活動経過図・回数積算図

横軸は時間、縦軸は左がマグニチュード、右が地震の積算回数。折れ線は地震の回数を足上げたものであり、縦棒のついた丸は地震発生時刻とマグニチュードの大きさを表す。



<資料の利用上の留意点>

- ・表示している震源は、自動処理による結果です。ただし、M5.0以上、または最大震度5弱以上の地震は、手作業により精査した震源を表示しています。
- ・M5.0未満の震源には、発破等の地震以外のものや、震源決定時の計算誤差の大きなものが表示されることがあります。
- ・個々の震源の位置や規模ではなく、震源の分布具合や活動の盛衰に着目して地震活動の把握にご利用ください。

熊本地震についての対応状況

平成28年6月16日(木) 17時15分

消防庁災害対策本部

※下線部は前回からの変更点

1 消防の活動状況

(1) 地元消防機関等の活動状況(6月16日)

【熊本県】

地元消防機関(消防本部・消防団)による警戒活動等を実施

参考1：地元消防本部の活動

【熊本県】最大活動時人員 968名(4月16日)

【大分県】最大活動時人員 378名(4月16日)

参考2：消防団の活動

【熊本県】延べ活動人員 約59,000名(4月15日～5月4日)

(※5月5日以降の活動人員は確認中)

最大活動時人員 約9,200名(4月17日)

【大分県】延べ活動人員 約4,700名(4月16日～17日)

(2) 県内応援消防本部の活動

【熊本県】延べ活動人員 186名(4月27日～5月5日)

最大活動時人員 32名(4月27日)

(3) 県外の応援消防本部の活動状況(緊急消防援助隊を除く)

【熊本県】延べ活動人員 36名(4月27日～5月2日)

最大活動時人員 6名

(4) 緊急消防援助隊の活動

① 出動期間 4月14日(木)～27日(水)計14日間

② 出動部隊総数 20都府県 約1,400隊

出動人員総数 約5,000名

※交替を含む派遣された部隊・人員の総数

③ 延べ活動部隊数 約4,300隊

延べ活動人員 約16,000名

④ 最大派遣時部隊数 19都府県 約570隊(ヘリ18機含む)

最大派遣時人員 約2,000名

2 避難指示・避難勧告発令状況（6月15日 13:30現在発令中のもの）

- ・避難指示：1市1町（179世帯 408名）
- ・避難勧告：2市3町1村（1,064世帯 2,440名）

都道府県名	市区町村名	避難指示			避難勧告		
		対象世帯数	対象人数	指示日時	対象世帯数	対象人数	勧告日時
熊本県	熊本市				2	5	5月3日 18時42分
	宇土市	67	87	4月18日 10時00分			
		4	13	4月21日 18時50分			
	宇城市				12	34	5月13日 18時00分
	美里町				69	207	4月22日 8時00分
	大津町				6	11	4月16日 3時44分
	南阿蘇村				836	1,836	5月11日 8時00分
	御船町				139	347	4月16日 22時00分
108		308	4月24日 17時15分				
合計(発令中)		179	408		1,064	2,440	

3 避難所の状況

【熊本県】 123箇所 6,241名（6月15日13:30現在）

4 消防庁の対応

- (1) 熊本県、熊本市、阿蘇市、南阿蘇村に消防庁職員9名を派遣し、現地での関係機関及び地方公共団体と連携した活動を実施
- (2) 熊本県から要望のあった毛布7.6万枚、簡易トイレ2,750個及びブルーシート3.5万枚について、調達搬入を実施
- (3) 5月2日に、総務大臣及び消防庁長官が被災地を視察するとともに、熊本県庁、南阿蘇村及び益城町に赴き、熊本県知事、熊本市長、南阿蘇村長、益城町長との意見交換及び消防職員・消防団員への激励を実施
- (4) 5月21日に、土屋総務副大臣が被災地を視察するとともに、熊本県庁、熊本市、西原村及び益城町に赴き、熊本県副知事、熊本市長、西原村長、益城町長との意見交換及び消防職員・消防団員等への激励を実施

平成 28 年 6 月 14 日
防 衛 省

熊本地震復旧等予備費使用の概要
(防衛省関係)

総額 469 億円

1 自衛隊の部隊が実施する災害派遣活動等に必要経費 347 億円

- (1) 被災地域の復旧等活動経費・・・・・・・・・・ 62 億円
各種手当、糧食費、民間船舶「はくおう」の運営費など、熊本地震に対する自衛隊の災害派遣活動にかかる経費
- (2) 活動で使用した装備品等の損耗更新等・・・・・・・・ 285 億円
被災地の復旧・被災者の生活支援に使用した航空機や車両の修理費など、今般の災害派遣活動により損耗した装備品等を更新・修理するための経費

2 自衛隊施設等復旧に必要な経費 123 億円

- (1) 被災した自衛隊施設の復旧・・・・・・・・・・ 101 億円
陸上自衛隊健軍駐屯地、北熊本駐屯地の隊庁舎・食堂の復旧など、熊本地震により被災した自衛隊施設を復旧・修繕するための経費
- (2) 被災した装備品等の復旧・・・・・・・・・・ 22 億円
自衛隊熊本病院の医療用器材の復旧・修理など、熊本地震により使用不能となった装備品・器材等を復旧・修理するための経費

平成 28 年 6 月 16 日(木) 10:00 現在

総務省

平成 28 年熊本地震による被害状況等について (第 66 報)

I-1 被災自治体への職員派遣等の概要

職員派遣の状況

対応システム

①熊本県及び市町村（熊本市除く 13 市町村）への派遣

「九州・山口 9 県災害時応援協定」に基づき実施中

- ・熊本県庁内に九州知事会のリエゾンを派遣（4 月 14 日より派遣）
- ・県庁において、県・市町村（熊本市を除く）の職員派遣要望のニーズを把握し、リエゾンと調整
- ・当番県（大分県）がニーズを踏まえ、マッチング
- ・担当県を割り振り、対口支援

宇土市……長崎県（4 月 18 日より派遣）

沖縄県（4 月 23 日より派遣）

宇城市……鹿児島県（4 月 20 日より派遣）

阿蘇市……宮崎県（4 月 19 日より派遣）、5 月 27 日で派遣終了

長崎県（4 月 19 日より派遣）

西原村……佐賀県（4 月 19 日より派遣）

南阿蘇村……大分県（4 月 19 日より派遣）

全国知事会（4 月 21 日より派遣）

御船町……山口県（4 月 18 日より派遣）

嘉島町……静岡県（4 月 19 日より派遣）

福島県（4 月 19 日より派遣）

益城町……福岡県（4 月 19 日より派遣）

関西広域連合（4 月 19 日より派遣）

菊池市……長崎県（4 月 21 日より派遣）、5 月 20 日で派遣終了

菊陽町……福岡県（4 月 21 日より派遣）

関西広域連合（4 月 21 日より派遣）

甲佐町……鹿児島県（4 月 20 日より派遣）

山都町……宮崎県（4 月 22 日より派遣）、5 月 31 日で派遣終了

大津町……関西広域連合（4 月 21 日より派遣）

②熊本市への派遣

「21大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき実施中

- ・熊本市役所内に指定都市市長会のリエゾンを派遣（4月16日より派遣）
- ・熊本市のニーズをリエゾンが把握・調整の上、指定都市市長会に伝達
- ・指定都市市長会で各指定都市と派遣について調整

③全国スキームによる対応

①及び②による対応が困難な場合、全国知事会、全国市長会、全国町村会と協力して、必要な職員派遣を確保

【地方団体間の人的支援の状況（平成28年6月15日17:00現在）】

【単位：人】

派遣先	6月15日に被災自治体で活動した職員				罹災証明事務	6月16日に被災自治体で活動している職員		備考 (追加予定等)
	避難所運営	行政窓口	その他	派遣元自治体内訳				
熊本県	34	34				33	福岡県(8)、佐賀県(1)、長崎県(9)、大分県(4) 宮崎県(3)、鹿児島県(4)、沖縄県(1) 山口県(3)	
くまもとし 熊本市	129				129	129	福岡市(4)、北九州市(4)、東京都(10) 広島市(4)、横浜市(4)、札幌市(4)、堺市(4) 神戸市(4)、相模原市(4)、京都市(4)、静岡市(4) 岡山市(4)、川崎市(4)、新潟市(14)、仙台市(2) 千葉市(4)、名古屋市(4)、大阪市(4)、浜松市(4) さいたま市(6)、全国市長会(33)※1	・罹災証明事務に関し、 6月末まで派遣を継続する 予定であり、概ね110 から150名規模で推移する 予定
うとし 宇土市	53	12	6	11	24	53	長崎県(11)、長崎県内市町(12)※2、沖縄県(8) 沖縄県内市(1)※3、全国市長会(19)※4 熊本県(2)	
うきし 宇城市	26			5	21	26	鹿児島県(6)、鹿児島県内市(18)※5 熊本県(2)	
にしはらむら 西原村	42	17	8	7	10	41	佐賀県(18)、佐賀県内市町(15)※6 鹿児島県(2)、鹿児島県内市(2)※7 熊本県(4)	
みなみあそむら 南阿蘇村	55		8	23	24	53	大分県(24)、大分県内市(12)※8、熊本県(6) 長崎県(2)、全国市長会(7)※9 全国町村会(2)※10	
みふねまち 御船町	61	4	8	9	40	61	山口県(23)、山口県内市町(17)※11 全国市長会(16)※12、全国町村会(3)※13 熊本県(2)	
かしままち 嘉島町	24	2		5	17	24	福島県(1)、福島県内市(2)※14、静岡県(2) 静岡県内市町(15)※15、全国町村会(2)※16 熊本県(2)	
ましきまち 益城町	183	95	36	19	33	181	福岡県(20)、福岡県内市町(10)※17 熊本県(33)、関西広域連合(68)※18 全国知事会(30)※19、全国市長会(20)※20	
きくようまち 菊陽町	5				5	5	福岡県(3)、熊本県(2)	
こうさまち 甲佐町	25			4	21	25	鹿児島県(9)、鹿児島県内市(14)※21 熊本県(2)	
おおづまち 大津町	19			2	17	19	熊本県(2)、関西広域連合(14)※22 全国町村会(3)※23	
合計	656				(341)	650	(罹災証明事務340名)	

- これは速報であり、数値等は今後変わることがある。
- これは広域連携スキームによるもので、各府省が調整して派遣する職員等は含まない。

- ※1 北広島市1、守谷市1、日光市2、深谷市1、川越市2、三郷市2、船橋市2、秦野市2、伊勢原市1、五泉市2、富山市2、みよし市2、福井市2、上田市2、茅野市2、岐阜市1、蒲郡市1、犬山市1、東海市1、知立市1、田原市1、益田市1
- ※2 長崎市3、佐世保市2、諫早市1、平戸市1、松浦市1、南島原市1、長与町1、新上五島町2
- ※3 糸満市1
- ※4 一関市1、塩竈市2、久喜市1、見附市2、輪島市2、岡崎市2、春日井市2、枚方市4、福山市2、庄原市1
- ※5 鹿児島市4、薩摩川内市2、出水市2、南さつま市2、鹿屋市2、霧島市2、垂水市2、南九州市2
- ※6 佐賀市5、唐津市4、鹿島市1、小城市1、有田町1、吉野ヶ里町1、玄海町1、太良町1
- ※7 薩摩川内市1、日置市1
- ※8 大分市3、中津市1、日田市2、竹田市2、豊後高田市1、宇佐市1、国東市1、豊後大野市1
- ※9 那須烏山市1、館山市1、海老名市2、新発田市1、尾道市2
- ※10 馬路村2
- ※11 光市2、周南市3、防府市2、宇部市1、柳井市2、萩市2、山口市1、下関市1、長門市2、周防大島町1
- ※12 横手市2、朝霞市1、松本市2、豊田市2、名張市2、伊勢市2、廿日市市2、高知市1、長野市1、泉佐野市1
- ※13 上島町1、四万十町2
- ※14 郡山市1、いわき市1
- ※15 三島市2、掛川市1、伊豆市1、焼津市3、富士市2、島田市1、沼津市1、藤枝市1、菊川市1、伊東市1、小山町1
- ※16 中能登町2
- ※17 福岡市2、福津市2、朝倉市2、宮若市2、広川町2
- ※18 滋賀県3、京都府12、兵庫県8、奈良県6、和歌山県9、鳥取県9、徳島県4、栗東市1、東近江市2、西宮市2、相生市2、赤穂市2、養父市2、田辺市1、倉吉市1、美馬市2、みなべ町1、石井町1
- ※19 北海道3、青森県3、岩手県2、宮城県2、秋田県2、山形県2、茨城県2、栃木県2、群馬県2、埼玉県2、千葉県2、東京都2、神奈川県2、山梨県2
- ※20 所沢市1、杉並区2、国分寺市2、多摩市1、小田原市2、柏崎市2、小千谷市2、燕市1、輪島市2、飯田市2、安城市2、新城市1
- ※21 枕崎市2、始良市2、伊佐市2、指宿市2、鹿児島市2、鹿屋市2、霧島市1、薩摩川内市1
- ※22 大阪府10、守口市1、寝屋川市1、河内長野市1、泉南町1
- ※23 設楽町2、海田町1
- ※24 水道の被害状況に係る復旧工事に従事する技術職員等の派遣については、厚生労働省の被害状況報告を参照

I-2 被災自治体庁舎等の状況

○ 熊本県内の次の市町村において、庁舎損壊等のため庁舎外に機能を移転。

- ・ ^{やつしろし}八代市→^{せんちよう}千丁支所へ
- ・ ^{ひとよし}人吉市→庁舎別館、スポーツパレス、カルチャーパレスへ
- ・ ^{うとし}宇土市→市民体育館へ
- ・ ^{おおづまち}大津町→オークスプラザへ
- ・ ^{ましきまち}益城町→中央公民館、プレハブ仮庁舎へ

※ 熊本県庁市町村課が6/6(月)に確認

○ 行政の受付窓口等の支援

- ・ 熊本県市町村課（行政書士会窓口）に対して、日本行政書士会連合会が協力できる具体的な内容（被災自治体の受付窓口や相談窓口への行政書士の派遣等）について、被災自治体への周知を依頼（4/28(木)）
- ・ 日本行政書士会連合会に対して、被災自治体から要望があった場合に迅速な対応を取るよう協力依頼（4/28(木)）

II 被災自治体における通信・放送の確保に関する対応状況

(1) 避難所及び行政機関の通信確保対応状況

○ 避難所における通信確保状況

- ・ 携帯電話による通信は、ほぼ確保。
- ・ ほぼ全ての避難所において無料Wi-Fiアクセスポイントを設置済。
- ・ 携帯電話用の充電器（チャージャ）の配備を経済産業省と連携して展開中。

○ 通信事業者の保有する機器の貸与

- ・ 特設公衆電話を合計34台。
- ・ 衛星携帯電話を合計555台。
- ・ 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）アクセスポイントを合計約372台。
- ・ 携帯電話充電器（マルチチャージャ）を合計約495台。

等を避難所及び行政機関に配備（詳細は後述）。

(2) 災害時における放送の確保

○ 臨時災害放送局の開設等による生活情報の提供

- ・ 甲佐町（こうさまち）及び御船町（みふねまち）が、総務省配備の設備の提供を受けて、臨時災害放送局（FM）を開設（甲佐町：4月23日、御船町：4月25日、益城町：4月27日）し、被災者に向けたきめ細かい生活情報を提供。

○ 被災者へのラジオの配布

- ・ 4月20日（水）、9市町村からの要請を受け、被災者の生活情報の確保のため、経済産業省の協力を得て、ラジオ2,500台（うち900台はソニーより、1,000台はパナソニックより無償供与）を確保。総務省九州総合通信局から各市町村に対し、ラジオを県内ラジオ局の周波数表を添えて配布（4月22日、23日・合計2,080台）。
- ・ 5月7日（土）、九州総合通信局から御船町にラジオ20台を追加配布。
- ・ 5月9日（月）、九州総合通信局から益城町にラジオ200台（うち100台はNHKより無償供与）を追加配布。
- ・ 5月11日（水）、新たにラジオ1,030台確保し（全てソニーより無償供与）、15日（日）、益城町にラジオ925台、御船町にラジオ5台を追加配布。

Ⅲ 被害状況

1. 通信関係

<固定電話>

- ・ NTT西日本 全て復旧。

※ただし、電話局と住宅等の間で不通状態の回線あり（住宅等の復旧に併せて回復見込み）。

<携帯電話・PHS>

- ・ 携帯電話の停波基地局数：全て復旧（6/14（火）08:00時点から1局減。）

- ・ PHSの停波基地局数：全て復旧

※停波の主な原因は、伝送路断等と推測。

※復旧作業ができない立入禁止箇所を除き、概ね復旧作業が完了。

※現時点で全ての市町村役場の通信の疎通を確認。避難所は、通信可能な状況。

※隣接局のエリアカバーや移動基地局車等の運用によるサービスの復旧について、携帯電話3社のHPに掲載済

	事業者	被害状況等
固定電話	NTT 東日本	・ 被害なし
	NTT 西日本	・ 交換機収容ビルの収容回線については、全て復旧。 ※電話局と住宅等の間で不通状態の回線あり（住宅等の復旧に合わせて回復見込み）。
	NTT コミュニケーションズ	・ 被害なし
	KDDI	・ 被害なし
	ソフトバンク	・ 全て復旧
携帯電話	NTT ドコモ	・ 全て復旧
	KDDI (au)	・ 全て復旧
	ソフトバンク	【携帯】 ・ 全て復旧 【PHS】 ・ 全て復旧

2. 放送関係

<地上放送(テレビ、AM、FM)関係>

都道府県	事業者	被害状況等	最大被害数
熊本県	○NHK南阿蘇局 (テレビ、FM)	○停電後、非常用発電機の故障により停波。 →4月17日(日)発電機の修理により復旧(停波時間は、18:20～10:45(16時間25分))	○6,372世帯 (一部は他の中継局(阿蘇局)の放送で視聴の可能性あり。)
	○NHK大矢野湯島局 (テレビ総合・教育)	○停電後、非常用電源の給電停止により停波。 →4月16日(土)13:19発電機を持ち込んだため復旧。16:09商用電源が復旧 (停波時間は、9:26～13:19(3時間53分))	○169世帯
	○NHK(AM)	○被害報告なし	○被害報告なし
	○熊本放送蘇陽北局(AM)	○アンテナ破損により停波 →4月18日(月)15:45アンテナの修理により復旧。(停波時間は、4月16日(土)1:25～4月18日(月)15:45(62時間20分))	○約1万世帯
	○民放4社(テレビ)	○熊本局 4月16日(土)地震発生直後、停電のため放送中断したが、手動で発電機を起動し復旧。その後商用電源復旧。(停波時間1:57～2:30(33分)) ○砥用局 4月16日(土)停電後、非常用発電機が停止して停波したが、発電機を再起動・復旧。その後商用電源復旧。(停波時間9:55～11:20(1時間25分))	

	○南阿蘇局 (NHK (TV・FM)、民放テレビ 4 社、民放 FM1 社)	地震発生後の停電以降、非常用電源で放送継続していたところ、従来の場所では燃料補給が困難となったため、 ・民放 FM (1 社) は 5 月 9 日 (月)、民放テレビ 4 社は 16 日 (月)、NHK (TV・FM) は、18 日 (水) にそれぞれ仮設中継局 (観音桜展望台) からの放送に切替え。 ・この切替えの後一部地域で難視聴が発生しており、NHK・民放で連携して対応中。	○県内 8 か所で非常用発電機を使用していた。
大分県	○NHK (テレビ、AM、FM) ○民放 (テレビ 3 社 (うち 1 社 AM 兼営)、FM 1 社)	○NHK、民放とも被害報告なし	○被害報告なし

<コミュニティ放送関係>

- 熊本県：放送継続中 (3 社)
- 大分県：放送継続中 (3 社)

都道府県	事業者	被害状況等	最大被害数
熊本県	○熊本シティエフエム →臨時災害放送局へ移行 (4 月 18 日～4 月 30 日)	○放送継続中 (停電により短時間停波)	○停波 1 件
	○その他のコミュニティ放送 (2 社)	○被害報告なし	○被害報告なし
大分県	3 社	○被害報告なし	○被害報告なし

<ケーブルテレビ>

- 全世帯復旧 (4 月 28 日 (木) 5:00 時点 (57 世帯) から縮小)
- 熊本県：復旧済 (3 社)、確認済 (7 社)
 - 大分県：復旧済 (2 社) ※17 社については被害なし
 - 佐賀県：確認済 (13 社) ※13 社については被害なし
 - 宮崎県：確認済 (7 社) ※7 社については被害なし

都道府県	事業者	被害状況等	最大被害数
------	-----	-------	-------

熊本県	<p>○ジェイコム九州</p> <p>○たかもり光ネットワーク(株)</p> <p>○小国町</p> <p>○その他のケーブルテレビ(7社)</p>	<p>○全世帯復旧</p> <p>○一部商用電源復旧、発電機燃料到着により放送再開</p> <p>○4月19日(火)12時仮復旧</p> <p>○確認済(7社について設備被害なし)</p>	<p>○22,760世帯(4月14日(木)発生の地震による視聴不可世帯1,244件を含む)</p> <p>○2,619世帯</p> <p>○68世帯</p> <p>○被害報告なし</p>
大分県	<p>○大分ケーブルテレコム</p> <p>○日田市</p> <p>○その他のケーブルテレビ(17社)</p>	<p>○4月16日(土)13時45分復旧</p> <p>○4月17日(日)17時復旧</p> <p>○確認済(17社について被害なし)</p>	<p>○9世帯</p> <p>○1,100世帯</p> <p>○被害報告なし</p>
宮崎県	7社	○確認済(7社について被害なし)	○被害報告なし
佐賀県	13社	○確認済(13社について被害なし)	○被害報告なし

3. 郵政関係

<郵便・郵便局業務関係>

- ・安全最優先で通常業務を実施。
- ・7の郵便局において、6月13日(月)の窓口業務を見合わせ。
- ・2の郵便局等において、業務用システムに障害等。(6/13(月)17:00現在)
- ・上益城郡(益城町)及び阿蘇郡(南阿蘇村、西原村)の一部地域において、郵便物等の配達が困難な状況。
- ・熊本県、宮崎県及び鹿児島県で引受・配達される郵便物等の一部に遅れ。

IV 総務省の対応状況

○対策本部の設置等

- ・4月14日(木)21時33分 総務省非常災害対策本部設置(4月14日から5月9日まで、計16回の本部会議を開催。)
- ・4月14日(木)22時50分 九州総合通信局災害対策本部設置
- ・4月15日(金)現地対策本部要員派遣(九州総合通信局1名)

- （4月19日（火）から1名増員し2名派遣）
- （5月21日（土）から1名体制）
- ・4月16日（土）から現在まで、移動電源車貸与、通信機器貸し出し、ラジオ配布、臨時災害用放送局開設準備支援等のため、九州総合通信局職員17人を19県市町村等に延べ44人日派遣。
- ・4月18日（月）～ 総務省被災者生活支援チームの現地連絡調整要員として、総務省本省から課室長級職員を2名派遣
- ・4月18日（月）九州総合通信局内に「平成28年熊本地震に関する「特別相談窓口（情報通信関係）」を開設
- ・4月20日（水）、から現在まで、政府現地災害対策本部で編成された被災者生活支援リエゾンに2名派遣。（派遣先：熊本県御船町、熊本県嘉島町）
- ・4月22日（金）九州総合通信局による臨時災害放送局の開局要望に関する現地調査実施（4月23日（土）も実施）。
- ・4月22日（金）から4月25日（月）まで、政府現地対策本部との連携により、熊本市内の食料支援チームに九州総合通信局から延べ20人日派遣。
- ・5月1日（日）から5月31日（火）まで、熊本県からの要請による西原村でのり災証明書発行受付、家屋認定調査業務の支援に九州総合通信局から延べ126人日派遣。
- ・5月2日（月）、高市総務大臣が熊本県内を訪問。
- ・5月9日（月）、古賀総務大臣政務官が熊本県内を訪問。
- ・5月21日（土）、土屋総務副大臣が熊本県内を訪問。

○総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況

・簡易無線機、MCA無線機及び衛星携帯電話を、これまで10自治体に計82台を貸出（9自治体より61台返却。）。

貸出先	機種	台数	貸出日 (返却日)	備考
熊本県御船町	MCA無線機	2台	4月15日 (6月9日)	
熊本県甲佐町	簡易無線機	10台	4月15日 (6月9日)	
熊本県宇土市	MCA無線機	21台	4月16日	
熊本県高森町	簡易無線機 衛星携帯電話	10台 2台	4月18日 (5月11日)	
愛知県	衛星携帯電話	2台	4月18日 (4月21日)	熊本県災害対策本部の支援のため、愛知県より職員を派遣するため

熊本県南阿蘇村	簡易無線機 衛星携帯電話	10台 3台	4月19日 (4月20日)	
熊本県菊陽町	簡易無線機	15台	4月19日 (4月24日※) (5月30日※2)	※5台返却 ※2:10台返却
岩手県	衛星携帯電話	3台	4月20日 (4月28日)	熊本地震被災地支援のため、岩手県医療チームを派遣するため
京都府亀岡市	衛星携帯電話	2台	4月23日 (6月9日)	熊本地震被災地支援のため、京都府亀岡市より職員を派遣するため
富山県	衛星携帯電話	2台	4月26日 (5月26日)	熊本県南阿蘇村支援のため、富山県より職員を派遣するため

○移動電源車の貸与状況

- ・ 4月15日(金) 熊本県益城町ましきまちに九州総合通信局より中型車を貸与
(5月7日(土) 益城町の申出により返却、5月20日(金)～九州局待機)
- ・ 4月16日(土) 熊本県宇土市うとしに中国総合通信局より中型車を貸与
(5月16日(月) 宇土市の申出により返却、5月16日(月)～中国局帰還)
- ・ 4月19日(火) 熊本県高森町たかもりまちに近畿総合通信局より小型車を貸与
(4月28日(木) 高森町の申出により返却、4月28日(木)～九州局待機、その後5月25日(水)～近畿局帰還)
- ・ 4月19日(火) 熊本県南阿蘇村みなみあそむらに東海総合通信局より中型車を貸与
(4月20日(水) 南阿蘇村の申出により返却、4月20日(水)～九州局待機、その後4月28日(木)～東海局帰還)

○被災地支援のための制度手当

- ・ 災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の納入告知書、催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
- ・ 携帯電話不正利用防止法が義務づける契約の相手方の本人確認について、被災で本人確認書類を消失したために、本人であることを確認できる書類がない場合にも被災者が携帯電話の契約等を行えるよう、省令改正。

○通信事業者等に対する要請

- ・ 主要な事業者に対して、全力で復旧にあたるよう要請済。(4/17付け NTT西日本、NTTドコモ、KDDI及びソフトバンク)
- ・ 主要な事業者に対して、特設公衆電話や無料公衆無線LANアクセスポイントの開設、携帯電話充電器(マルチチャージャ)の配備など、優先的に避難所での通信利用環境の確保に取り組むよう要請。

(4/17 付け 対 NTT 西日本、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、UQ コミュニケーションズ、ワイヤレスシティプランニング)

- ・通信事業・無線関係団体に対して、避難所の通信利用環境の確保について協力を要請。

(4/18 付け 対電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会、移動無線センター、全国陸上無線協会)

○燃料の安定的な確保

- ・資源エネルギー庁と連携して、NTT 西日本及び携帯電話事業者が通信電源用に使用する燃料を確保。

※：熊本県内の中核サービスステーション（自家発電設備や大型タンク等を備えた災害時に地域の石油製品の供給の拠点）からの調達。

○被災者支援システムの整備

- ・主に避難所に、被災者が必要とする生活用品等を速やかに把握し届けるためのシステム及び1,000台のタブレット（IBM及びソフトバンク）を配備し、活用中。

※）経済産業省と連携して対応

※）4月28日（木）からシステムの本格運用が開始。

- ・アップルが iPad 500 台を被災自治体に寄付を申出中。

※）熊本市に100台を提供予定。残り400台の寄付先については、現在、九州総合通信局が市町村の要望を調査中。

○4月18日（月）、報道発表により被災地域における地域の避難情報や生活情報等を放送するコミュニティ FM 局を周知。

○4月18日（月）、熊本市からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。

（4月30日（土）で熊本市の臨時災害放送局が閉局。）

○4月19日（火）、日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟及び（一社）日本コミュニティ放送協会に対して、災害情報、生活情報等の放送の確実な実施、被災地住民への十分な配慮等について要請を実施。

○4月19日（火）、NHK から、南阿蘇局（テレビ・FM）について、倒壊のおそれがある等の理由から、中継局の設置場所の変更等（可搬型送信機による代替送信所の設置）の申請があり、即時に許可。

○熊本行政評価事務所などにおいて、被災者からの各種相談、問合せを受け付け。

4月20日（水）正午から、熊本行政評価事務所において、災害専用フリーダイヤルを開設するとともに、支援措置を講じている関係機関の窓口リストである「平成28年熊本地震被災者の皆様への生活支援」を公表し、避難所で配布するよう、被災市町村へ依頼。

○4月20日（水）、9市町村からの要請を受け、被災者の生活情報の確保のため、経済産業省の協力を得て、ラジオ2,500台（うち900台はソニーより、1,000台はパナ

ソニックより無償供与)を確保。22日(金)及び23日(土)、九州総合通信局から県内ラジオ局の周波数表を添えて各市町村に合計2,080台配布。

○4月21日(木)、熊本県及び県内16市町村に対し、応急対策など当面の様々な対応に係る資金繰りを円滑にするため、6月に定例交付すべき普通交付税の一部(421億円)を繰り上げて交付することを決定。

○4月21日(木)付で、被災納税者に対する地方税の減免措置について、自治税務局長通知を発出。

○4月23日(土)、熊本県甲佐町からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。

○4月25日(月)、熊本県御船町からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。

○4月27日(水)、熊本県益城町からの臨時災害放送局の免許申請に対し、即時に免許。

○宝くじによる熊本地震の被災地支援について

- ・熊本地震の被災地への支援策の一つとして、発売団体である全都道府県及び全政令指定都市のご協力を得て、5月から発売(発売期間:H28.5.11~6.3)の「ドリームジャンボ宝くじ」を活用し、熊本地震の被災地の緊急支援を実施。
- ・計画額750億円のうち100億円を被災地支援分と位置づけ、収益金(約40億円)を被災団体に配分予定。

○4月28日(木)、地方公共団体やNPO等向けに、「被災者の生活再建と被災地の復興に向けた通信・放送利用の施策Webガイド」を、総務省ホームページにおいて公表。

○5月2日(月)、熊本県の民放テレビ4社及び民放FMラジオ1社から、南阿蘇局について、倒壊のおそれがある等の理由から設置場所の変更等(仮設中継局の設置)の申請があり、即時に許可。

またNHK(テレビ・FM)からも4月19日(火)付けで変更許可した代替送信所の場所の再変更の申請があり、即時に許可。

○5月7日(土)、九州総合通信局から御船町にラジオ20台を追加配布。

○5月9日(月)、九州総合通信局から益城町にラジオ200台(うち100台はNHKより無償供与)を追加配布。

○5月11日(水)、新たにラジオ1,030台確保し(全てソニーより無償供与)、15日(日)、益城町にラジオ925台、御船町にラジオ5台を追加配布。

○5月13日(金)、熊本県内6市町に対し、応急対策など当面の様々な対応に係る資金繰りを円滑にするため、6月に定例交付すべき普通交付税の一部

(78億円)を繰り上げて交付することを決定。

○5月18日(水)、北陸総合通信局保有のICTユニット1台を熊本県宇土市に貸与。市役所機能を移転した臨時庁舎において、臨時の内線ネットワークとして利用。

○5月31日(火)、被災自治体等向けに、「熊本地震の被災自治体等からの情報伝達手段」を、総務省ホームページにおいて公表。

○5月31日(火)、熊本県及び県内21市町村に対し、応急対策など当面の様々な対応に係る資金繰りを円滑にするため、9月に定例交付すべき普通交付税の一部(455億円)を繰り上げて交付することを決定。

○5月31日(火)、南阿蘇中継局について、仮設中継局からの放送に切り替えたことにより発生した難視聴地域のうち、共聴施設の設置が必要となる世帯について、国として熊本地震復旧等予備費を使用して支援することを閣議決定(「テレビジョン放送難視聴対策事業」(60百万円))。

V 総務省関係団体・事業者等の対応状況

○ 避難所及び行政機関の通信確保対応状況(詳細)

事業者	特設公衆電話	衛星携帯電話	ポータブル衛星装置(固定電話)	無料公衆無線LAN(Wi-Fi)	携帯電話用充電器(マルチチャージャ)	移動電源車	可搬型発電機	携帯電話	タブレット	データ通信端末
NTT西日本	34台 (19箇所)	25台 (19箇所)	0台※1 (0箇所)※1	7台 (5箇所)	—	—	—	—	—	—
NTTドコモ	—	164台 (18組織)	—	146台 (97箇所)	132台 (84箇所)※2	—	—	1667台 (68組織)	186台 (17組織)	80台 (16組織)
KDDI	—	29台 (9組織)	—	約88台 (62箇所)	261台 (182箇所)※2	—	—	538台 (21組織)	110台 (6組織)	214台 (11組織)
ソフトバンク	—	337台 (3組織)	—	約131台 (102箇所)	約102台 (102箇所)	2台	2台 (2箇所)	865台 (3組織)	1136台 (約4組織)	14台 (2組織)
NTT BP	—	—	—	約0台 (0箇所)	—	—	—	—	—	—
合計	34台	555台	0台※1	約372台	約495台	2台	2台	3070台	1431台	308台

※1 各自治体と相談し、特設公衆電話に切り替えた結果0台となった。

※2 避難所の統廃合により配備箇所が減少。

○ 公衆無線LANサービスの利用環境整備(インターネットへのアクセス確保)

- ・主に避難所に電気通信事業者が無料公衆無線 LAN を設置（避難所 227 箇所（重複を除く）、372 アクセスポイント（AP））。
 - ・NTTグループ：102 箇所/約153 AP
 - ・KDDI：62 箇所/約88 AP
 - ・ソフトバンク：102 箇所/約131 AP 等
- （※）4月28日（木）、ほぼ全ての避難所において設置を完了。
- ・主に携帯電話事業者が九州全域で、通常、有料で提供している公衆無線 LAN サービスを無料開放。「00000JAPAN」（ファイブゼロ・ジャパン）の名称で合計約55,000のAPを確保。
 - ・ソフトバンク：約36,000
 - ・KDDI：約10,000
 - ・NTTドコモ：約9,000 等
- （※）避難所以外における無料開放については5月31日（火）に終了。避難所においては引き続き無料で開放。
- ・他にも、NTTグループが、提携企業とも連携し、九州全域で15,000超のAP（コンビニエンスストア等を含む）を利用開放。
- ・無料公衆無線 LAN のAPが設置された全ての避難所において携帯電話用の充電器（チャージャ）を配備し、活用中。
 - （※）経済産業省と連携して対応

○ICTユニットの配備

- ・熊本県阿蘇郡高森町にICTユニット（5台）（※）を搬送し、役場・避難所にICTユニットを用いた無線LANサービス及び音声通話サービスを提供。電源及び通信の復旧に伴い4月20日で提供終了。引き続き、自治体等からの要請に応じて貸し出せるようICTユニットを総合通信局に待機中。
 - ※ Wi-Fi、小型サーバー、バッテリーなどを搭載した小型で移動可能な通信設備であり、災害時に迅速に通信ネットワークを応急復旧させることが可能。

○災害用伝言サービスの状況

- ・NTT東西、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクが、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、災害用音声お届けサービスを展開済み。
 - ※5/31（火）15:00に全社が災害用伝言サービスの展開を終了。

○公衆電話の無料化を実施済（熊本県全域）。

- ※大分県は4/23（土）00:00に無料化を終了。
- ※熊本県は4/29（金）00:00に無料化を終了。

○通信速度制限の解除

- ・NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクは、災害救助法適用地域内に居住する携帯電話利用者を対象に、追加データの購入なしに、自動的に通信速度制限を解除（5/31で終了）。

○通信料金の減免

- ・NTT西日本は、災害救助法適用地域内に居住する固定電話等利用者を対象に、避

難により利用できなかった場合には、4ヶ月を限度に料金の減免を実施。

- ・ KDDI（※）、ソフトバンクは、災害救助法適用地域内に居住する固定電話等利用者を対象に、避難により利用できない期間の料金の減免を実施。

※KDDIは、2016年6月30日までの申告が対象。

- ・ 九州通信ネットワークは、災害救助法適用地域内に居住する光インターネット接続等利用者を対象に、避難により利用できない期間の料金の減免を実施。

○NTT西日本、ソフトバンク、九州通信ネットワークは、仮住居への移転工事等が生じた場合の工事費を無料化。

○NTT西日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクは、熊本県庁にリエゾン要員を派遣済。

○日本郵政グループ

- ・ 4月15日（金）から当面の間、災害救助法が適用された地域を対象に、通帳・証書等や印章をなくした被災者の貯金等の非常取扱い、また、保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱いを実施。
- ・ 4月19日（火）から5月18日（水）まで、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施。また、4月19日（火）から同月25日（月）まで、郵便はがきの無償交付を実施。
- ・ 益城町内の3の郵便局において、貯金の払戻し等を行うため、4月16日（土）・17日（日）及び4月23日（土）・24日（日）の営業を実施。
- ・ 4月29日（金）から当面の間、熊本県内の7の郵便局において、ATMの取扱時間を延長。
- ・ 4月25日（月）から、益城町総合運動公園内において車両型郵便局（1台）が営業を実施。6月1日（水）からATMサービスのみ取扱。
- ・ 5月9日（月）から5月31日（火）まで、4の臨時郵便局を設置して貯金の払戻し業務を実施。
- ・ ゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口において、4月18日（月）から6月30日（木）まで、災害に対する義援金の無料送金サービスを実施。
- ・ 4月19日（火）から6月30日（木）まで、救援等を行う団体に宛てた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施。
- ・ ゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口において、4月21日（木）から6月17日（金）まで、年金・恩給、国税還付金等を受け取る被災者が必要書類を持参できない場合でも支払いに応じる等の取り扱いを実施。
- ・ 被災者である契約者に対する普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免措置、及び入院保険金の特別取扱いを実施。
- ・ 「かんぽの宿 阿蘇」において、中広間等を近隣住民へ開放し、数百名の避難者を受け入れ。食料・飲料を提供。（5/14（土）に終了）
- ・ 日本郵政、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の4社が、義援金として2,000万円を寄付。
- ・ 5月16日（月）から7月29日（金）まで、郵便局等を活用した募金活動「ポスト

募金」を実施。

○NHK

- ・災害救助法による救助が行われた区域内において、半壊、半焼等の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約及び災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示又は退去命令を継続して1か月以上受けているものの放送受信契約につき、6ヶ月間の受信料免除。
- ・NHKラジオのネット同時配信「らじる★らじる」において、熊本県域放送（ラジオ第一放送及びFM放送）の同時配信を実施。
- ・避難所等にテレビを設置（熊本県益城町に3台、熊本市、御船町、大分県別府市に各1台それぞれ配布）。
- ・ラジオ300台を準備し、既に益城町や南阿蘇村に約100台を配布。

○地上放送（民間放送事業者）

- ・ニッポン放送（関東広域圏のAM事業者）、熊本放送
ラジオ500台を準備し、避難所等に順次配布。

○衛星放送

- ・(株)WOWOW
災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対して、便宜を図るべく、専用フリーダイヤルを設置（申し出があった場合に、4月分及び5月分の視聴料を免除）
- ・スカパーJSA T(株)
災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対して、便宜を図るべく、専用フリーダイヤルを設置（申し出があった場合に、4月分の視聴料を免除）

○ケーブルテレビ

- ・株式会社 ジュピターテレコム
災害救助法が適用された地域にお住まいのお客様に対して、便宜を図るべく、専用フリーダイヤルを設置（視聴料の減免・支払期限の延長等）

○情報通信研究機構(NICT)による災害対応

(1) ^{ディサアナ}DISAANA - 対災害 SNS 情報分析システム

- ・平常どおり情報提供中。熊本県益城町等の被害情報を提供中。

(2) 多言語音声翻訳アプリ“VoiceTra”（ボイストラ）

- ・平常どおりサービス提供中
- ・被災地に外国人観光客等がいる場合、翻訳機能が利用可能

(3) 航空機搭載合成開口レーダ（Pi-SAR 2）による観測

- ・4月17日（日）午前8時過ぎから10時頃まで熊本県から大分県にかけての状況把握のための航空機 SAR (Pi-SAR2) 観測を実施。

- ・ 機上で処理した画像を内閣府（防災担当）、熊本県、大分県に提供済み。
- ・ 4月17日（日）午後9時、NICTウェブサイトにおいて詳細な画像データを一部公開。観測データの処理に合わせ、当該サイトを随時更新。

（4）車載衛星地球局の配備

- ・ 熊本県阿蘇郡高森町に車載衛星地球局（※）（2台）を搬送し、役場・避難所にICTユニットと連携した無線LANサービス（衛星経由）を提供していたが、電源及び通信の復旧に伴い4月20日で提供終了。
- ※ 超高速インターネット衛星（WINDS）を搭載した車両。移動電源車の役割も担える。

○地方公務員共済組合宿泊施設への被災者受入れの状況

- ・ 宿泊無料（食費実費負担）で受入れ実施中
（各施設の利用状況によっては受け入れられない場合もある）
- ・ 6月15日現在の利用状況
 - ・ ホテルポール^{こうじまち} 麴町（^{こうじまちかいかん} 麴町会館）（^{ちよだく} 千代田区）：5名
 - ・ ホテルアジュール^{たけしば} 竹芝（^{みなとく} 港区）：3名
 - ・ 東京グリーンパレス（^{ちよだく} 千代田区）：6名
 - ・ ホテル白鳥^{はくちょう}（^{まつえし} 松江市）：1名
 - ・ ホテルレガロ福岡（^{ふくおかし} 福岡市）：2名

○被災自治体の住基情報等（6/15現在）

<既存住基>

- ・ 熊本県内の全市町村の既存住基システムのデータは維持（4/19 県庁情報）
- ・ 熊本県内の次の市町村では、本庁舎損壊等のため、住基窓口業務を「支所等で実施」

【支所等で実施】

^{やっしろし} 八代市（支所）

^{ひとよしし} 人吉市（本庁別館）

^{うとし} 宇土市（本庁近隣の体育館、支所）

^{おおづまち} 大津町（本庁近隣の町施設）

^{ましきまち} 益城町（5/16 から町中央公民館で住基窓口業務を再開（5/16 証明書発行業務、5/17 住基窓口全業務））

- ・ 熊本地震の被災地域（災害救助法の適用地域である熊本県内の全市町村）の住民が、転出証明書を持たずに他市区町村で転入届をしても受理できる旨4月19日付けで全国に通知。
→5/17 から県内全市町村で転出証明書の発行可

<住民基本台帳ネットワークシステム>

<LGWAN>

- ・熊本県内の全市町村で疎通(繋がっている) (5/10-5/11^{ましきまち}益城町復旧)

大臣官房総務課(調整)
電話 03-5253-5090
FAX 03-5253-5093

平成 28 年熊本地震への対応状況について

平成 28 年 6 月 16 日 (10:00 時点)

厚生労働省

※下線は前回 (5 月 30 日 (17:00 時点)) からの変更点

1 医療・保健

(1) DMAT の派遣等

- DMAT から JMAT 等の医療チームへの引継ぎが進み、DMAT は縮小し、医療チームの派遣調整機能を DMAT 都道府県調整本部から熊本県医療救護調整本部に統合。

なお、熊本県からの要請により、ロジスティックチームは県医療救護調整本部のサポートを実施。

その後、地元医療機関が再開してきていることから、医療救護活動の体制は縮小傾向にあり、県医療救護調整本部の体制は、6 月 2 日に県健康福祉部に集約。これに併せて、ロジスティックチームの活動も終了。

(歯科医師等)

- 熊本県歯科医師会がホームページで、受診可能な歯科医療機関の情報を公開。
- 日本歯科医師会から、日本歯科商工協会等の協力を得て、熊本県歯科医師会に歯ブラシ (大人) 27,440 個、歯ブラシ (子供) 4,000 個等に追加し、義歯ケース 3,000 個、義歯ブラシ 10,480 個及びオーラルリンス 7,900 個を送付し、ニーズのある避難所へ配送済み。

(2) DPAT (災害派遣精神医療チーム) の活動

- 熊本県庁災害対策本部内に DPAT 調整本部を立ち上げ (5 月 1 日より熊本県精神保健福祉センター)、活動中。(これまでに 39 都道府県、1 市から派遣)。4 月 21 日までに精神科病院から依頼のあった入院患者の転院支援を終了。
- 5 月 29 日は、熊本市、御船、宇城、阿蘇、菊池の 5 保健所圏域の避難所等 41 箇所を巡回。
- 5 月 14 日より 3 箇所の活動拠点本部を DPAT 調整本部へ統合。
- 行政職員等のメンタルヘルス相談、啓発活動は、熊本県精神保健福祉センターが DPAT と連携し対応。
- 5 月 2 日より 5 月 13 日まで希望ヶ丘病院、5 月 3 日より 5 月 1 日まで益城病院の退院および通院患者に対し病院職員等と協力して訪問支援を実施。

(3) 人工透析の状況

- 熊本県内の透析病院は 94 施設 患者数 6,393 人。
- 建物の一部損壊等によって透析できない施設を除き、透析医療を提供中。なお、透析できない施設の患者については、熊本県内の他の医療機関での受け入

れ等により対応中。

(4) 保健師等の活動

- 保健師が避難所、公園、駐車場等の避難者を巡回し、感染症予防の指導、健康状態の把握、こころのケアなどを実施中。
- 全国の都道府県、政令市等との派遣調整を行い、5月30日までに48チームが活動を開始。全国の都道府県、政令市等との派遣調整を行い、6月16日は21チームが活動中。
- 公衆衛生医師等から構成される保健所支援チームが保健所の運営支援を実施中。(4/24)

(5) 医薬品等の供給

- ① 薬剤師等による医薬品ニーズの把握
 - 薬剤師及び保健師が、救護所における医薬品の供給、巡回医療班に同行しての医療支援等を実施。巡回しながら医薬品の需要を把握(5/23は薬剤師21名等が活動)。
- ② 医薬品等の供給
 - 熊本県内の日本医薬品卸売業連合会及び日本医療機器販売業協会の全加盟企業に対し確認。安定供給等にかかる問題は生じていないとの報告あり。
 - 避難所のうち救護所が設置されている3カ所において医薬品等の供給を実施(モバイルファーマシー(災害対策医薬品供給車両)2カ所、臨時調剤所1カ所)。
 - 熊本県薬剤師会が、開局している薬局の一覧をインターネット上で公表し、調剤等を実施。

(6) エコノミークラス症候群への対応

(熊本県内の主要医療機関で入院を必要とした患者数)

平成 28 年 6 月 16 日 (10:00 現在) (4 月 14 日～5 月 29 日までの累計)

	65歳未満	65歳以上	計
男性	5	7	12
女性	13	26	39
計	18	33	51

※ 熊本県健康福祉部発表

(対応)

- 4 月 15 日「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」を送付し、エコノミークラス症候群予防策も含む、避難所で生活される方々の健康管理にあたり、関係者が留意する事項について情報提供。
- 厚生労働省ホームページの「平成 28 年熊本地震関連情報」に、エコノミークラス症候群に関するページを設け、予防策を周知。
- 4 月 27 日 被災した妊産婦等の適切な生活環境確保のため、産婦人科医療機関の協力のもと、妊産婦等が利用できる施設や車中泊のリスクについて、妊産婦に対する情報提供を行うよう、熊本県・熊本市宛てに事務連絡を発出。同時に、熊本市・阿蘇市内の産婦人科医療機関に対して、電話にて個別に情報提供を実施。

<現地での対応状況>

- ・ 「エコノミークラス症候群の予防のために」という注意喚起のチラシを作成。4 月 19 日、被災地で健康管理を行っている保健師の巡回にあわせて配布したほか、グランメッセ(益城町)の 2,000 台に配布し、周知。自衛隊、警察、消防、ガソリンスタンド、コンビニエンスストアにも周知を依頼。20 日夕刻、エミナース(益城町)の 500 台に配布済。
- ・ さらに、エコノミークラス症候群の予防策の周知について、コミュニティラジオで放送を開始。
- ・ 車中泊している人を減らし、足を伸ばせるような環境で生活できるよう、熊本県庁に働きかけを実施。熊本県で高齢者等への宿泊施設の提供を開始。
- ・ 4 月 22 日、車中泊が多い避難所を対象に、専門家チームが、弾性ストッキングの配布を含むエコノミークラス症候群の予防活動を実施。弾性ストッキングは、履き方を誤ると逆効果になるため、配布に当たっては、巡回する保健師等が、医療救護班等と協力して、装着方法を指導しながら実施。
- ・ 5 月 3～5 日、災害医療センター、日本臨床衛生検査技師会等の共催で、熊本市内の各所(市総合体育館、アクアドーム等)に拠点を設けてエコノミークラス症候群検診実施予定。

(7) 栄養・食生活支援

- 全国の都道府県、政令市等との派遣調整を行い、避難所の食事状況の情報を集約し改善につなげる管理栄養士が活動を開始（4/26）。
- 避難所の食事状況の把握や、離乳食、アレルギー食等が必要な被災者の支援等を行う管理栄養士の派遣を日本栄養士会が開始（4/22）
- 日本栄養士会が熊本県庁内に特殊栄養食品（離乳食、アレルギー食等）ステーションを設置（4/21）
- 熊本県が5月12日～16日に実施した避難所における食事提供状況のアセスメントを踏まえ、避難所生活が長期化する中、栄養不足の回避、生活習慣病の予防の観点から、避難所における食事提供のためのエネルギー・栄養素の参照量と適切な栄養管理の留意事項を提示（6/6）。

(8) 感染症対策

【南阿蘇中学校体育館避難所ノロウイルス】

- ① 状況
 - 南阿蘇中学校体育館避難所において、急性感染性胃腸炎の患者 22 名が発生（4/23）。重症者はなし。
- ② 対応
 - 阿蘇保健所等が同避難所においてトイレ等の消毒など感染拡大防止対策を行うとともに、熊本県等がその他の避難所も含めトイレの清潔保持の強化、消毒薬等の衛生資材の配布、手洗い励行のための周知ポスターの掲示など感染予防策の強化に着手（4/23）。

【その他】

- ① 状況
 - 熊本市内の避難所でノロウイルス陽性が 12 名、インフルエンザ陽性が 10 名発生。現時点で、集団感染ではなく、単発事例と考えられる。（5/29）
- ② 対応
 - 熊本県が感染症予防のため、手洗いの徹底を周知するとともに、保健師が避難所等を巡回し早期発見に努め、発見された場合は、他の避難者との接触を避け別室等での生活を徹底する等感染拡大防止に努めている。
 - 国立感染症研究所の専門家等を派遣し、避難所やトイレ等の衛生状況、感染症対策についての把握、避難所の管理者、熊本県担当課への指導・助言を実施済（4/21）。
 - 避難所におけるインフルエンザ流行に備え、新型インフルエンザ対策に限定して使用する契約で製薬会社から都道府県及び国が安価で購入し備蓄しているタミフルについて、今後予防・治療用として使用することについて製薬会社から了解を得た（4/19）。
 - 駐車場型避難所における仮設トイレの配置の実態、必要な関係資材等を取りまとめ、平成 28 年熊本地震被災者生活支援チームに提供（4/20）。避難所における適切なトイレ数の基準等を示し、不足がある場合は仮設トイレや手

- 洗い場の新規設置の検討、国への要請を呼びかける事務連絡を発出(4/22)
- 手洗いタンクなどを使用した流水による手洗いを徹底するよう保健師により指導するとともに、全ての避難所に手洗い励行のポスターを掲示(4/25)。
 - 熊本県内の避難所で、ノロウイルス等の集団感染事例は報告されていない。
(6/16)

(9) 食中毒対策

【城東小学校避難所における食中毒】

① 状況

- 5月6日(金)に避難所(城東小学校)で出された昼食の摂食者は43人。うち有症者は34人(入院者21人)。
- 有症者の症状、患者便、吐物、食品等の検査結果から、病因物質は、黄色ブドウ球菌。(患者便、吐物、おにぎりから黄色ブドウ球菌を検出)

② 対応

- 5月9日、熊本市の調査結果を踏まえ、現時点において避難所が設置されている熊本県、大分県及び熊本市に対し、避難所の管理者、食事提供者及び調理従事者等への追加の注意喚起を依頼。

【その他これまでの対応】

- 食中毒予防のため、4月18日に熊本県等、避難所設置県内の自治体(計14自治体)に対して、食中毒発生防止及び発生時等の情報提供について協力を依頼。
- 公益社団法人日本食品衛生協会が、4月19日以降、熊本県・市等に対し消毒用アルコール、嘔吐物処理キット等の衛生用品を提供。さらに、4月26日以降、益城町、西原村、大津町内の避難所の被災者(約3,300名)に対して、衛生用品(食中毒予防のためのリーフレット、手指消毒剤、ウェットティッシュ、マスク)のセットを追加配布し、衛生指導を実施。
- 現地対策本部より、食中毒予防のチラシを配布(5/7~)。

(10) アレルギー疾患関係

① 相談・ニーズのくみ上げ

- 熊本県からの依頼に応じて、学会、国立病院機構が連携し、熊本県に速やかにアレルギー対応食を提供する仕組みを構築済み。
- 学会が被災地のアレルギー症状で困っている患者や家族を対象とした相談窓口を設置。

② 子どものアレルギーへの対応

- 保健師など避難所で医療に携わる方等に対し、アレルギー児対応マニュアル(「アレルギー児対応マニュアル」(日本小児アレルギー学会))を配布済
- 避難所で生活される被災者の方々等へ自治体を通じての学会作成のパンフレット(「災害時のこどものアレルギー疾患パンフレット」(日本小児アレルギー学会))を配布済

③ その他

- 震災によりエピペン（※）を紛失もしくは家から持ち出せなかったアレルギー疾患患者に対して、アナフィラキシー・ショックの発生に備え、近くの医療関係者等と相談してエピペンを再入手してもらうことをお願いするチラシを避難所で配布、掲示。
（※）食物アレルギーなどによるアナフィラキシー・ショックに対して、医師の治療を受けるまでの間、アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤
- 被災地へ送付等される食品の表示義務の緩和について、アレルギー表記については従来通りとする旨の通知を発出（消費者庁・農水省・厚労省の連名通知）（4/22）。

(11) 熱中症関係

- 被災地における熱中症予防のチラシ・ラジオ等により周知。（4月22日、厚労省、環境省の連名で、被災自治体あて、周知依頼の事務連絡発出）
- 厚生労働省、経済産業省、環境省等で連携し、避難所におけるうちわの配布を開始（5月3日～）
- 避難所等を巡回する保健師等により、予防策を周知・啓発。
- 復旧作業における熱中症予防対策
 - ① 業界団体の協力を得て、がれき処理や復旧作業を行う方等に対して、熱中症防止グッズ（電解質補給用品（飴）約19,000、同（粉末）約17,000）を無償提供（順次実施）。
 - ② 復旧作業における熱中症を予防するため、作業現場の安全パトロールを実施し、作業員へ注意喚起（4/25～）。
 - ③ （公社）日本保安用品協会の協力により、復旧作業に携わる方を対象とした熱中症予防等に関する講習会（無料）を開催予定（6/29）

(12) 不眠への対応

- 専門家が作成した不眠対策のリーフレット（「夜、眠れない方のために」、「避難所等における不眠対策」（内山真日本大学教授他監修）を、5月6日熊本県、熊本市、DPAT等へ送付。必要に応じて被災者や避難所等の管理者に配布予定。

(13) 復旧作業における健康と安全の確保

- 業界団体の協力を得て、がれき処理や復旧作業を行う方に対して、安全に作業を行うための保安用品を、企業からの無償提供を受けて配布（順次実施）。
（4月25日から防じんマスク約55,000枚、切創防止用手袋約10,000組み等を配布、5月13日から追加で保護めがね約2,500個、防じんマスク約27,000枚等を配布。）
- がれき撤去作業など危険な作業が行われている地域などを中心に、労働基準監督署による安全衛生パトロールを実施（4/25～。5月27日までに597現場のパトロールを実施。）。

- 建設業労働災害防止協会の協力を得て、災害復旧作業を行う作業員やボランティアの方を対象とした安全講習会を熊本労働局（5月29日）及び福岡労働局（5月30日）で開催。
- がれき処理作業等に従事する作業員の石綿へのばく露の有無等を把握するため、がれき処理現場等における集積等作業中に発生する石綿の気中濃度の測定を実施（5/24～順次実施）
- 被災した建築物等からの石綿の飛散のおそれが増大していることを踏まえ、労働局に対し、労働者等に対するばく露防止のための対策を通達（5/31）
- 降水量の増える6月、7月に懸念される土砂崩壊による災害の防止のため、建設関係団体あて災害防止対策の徹底を要請するとともに、労働局に対し事業場等への指導の徹底を通達（6/1）

(14) 医療保険等における患者の一部負担金

- 4月21日付で、医療機関等における患者の一部負担の支払いを不要とするよう保険者に要請。現時点で、対応できる保険者は、熊本県内の全市町村国民健康保険・介護保険、後期高齢者医療、協会けんぽ、熊本県内の全健保組合を含む（817→）818 健保組合、九州に主たる事務所または支部がある国民健康保険組合 8 組合（国保・介護保険・後期高齢者医療・協会けんぽは免除、健保組合、国保組合は当面猶予）

(15) 子どものこころのケア

- 5月27日付けで、日本児童青年精神医学会が被災地への児童精神科医の派遣要請に応える旨について、熊本県・熊本市宛て事務連絡を発出した。

2 水道

(1) 被害状況

	総断水戸数		30日17時時点		16日10時時点	復旧率
被災地全域	445,857	→	75	→	2	99.9%
熊本市	326,873	→	0	→	0	100%
熊本市以外	118,984	→	75	→	2	99.9%

※ 家屋等損壊地域（約730戸）を除いている。（下記注2参照）

※ 熊本市は、4月30日18時に、熊本市全域に水道水が供給できるようになり、水が出ない場合は市民に対して連絡を促すとともに、引き続き、他の地方公共団体や関係団体と連携して漏水の調査・修理を行う旨プレスリリースした。

(単位：戸数)

都道府県	市町村	復旧見込み		計	備考 (市町村からの応援態勢)	参考 家屋等損壊地域 ^{注2}
		短期 (1週間程度)	中長期 (1ヶ月程度)			
熊本県	益城町	0	0	0		(約10→) 0
	御船町	0	0	0		約100
	西原村	0	0	0		約100
	南阿蘇村	(47→)0	(28→)2	(75→)2		約(670 →)530
計		(47→)0	(28→)2	(75→)2		約(880 →)730

(注1) 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

(注2) 家屋等損壊地域は、地震により家屋等が大きく損壊した地域で、地域の復興に合わせて水道も復旧・整備する予定として市町村から報告のあったものであるため復旧見込みの対象に含めない。

(2) 応急給水の実施状況

- 被災自治体からの給水車の派遣要請に対し、全国の水道事業者が、応急給水を実施中。

	30日 17時時点		16日 10時時点
給水車を確保	6台	→	2台
応急給水を実施中	6台	→	2台
現場へ移動中	0台	→	0台
待機中	0台	→	0台

※ 熊本市は、5月2日をもって応急給水を概ね終了。

(3) 技術職員等の派遣等

- 必要な技術支援を把握すべく、厚生労働省職員が被災市町村を個別訪問し、その結果をもとに、日本水道協会、全国管工事業協同組合連合会と連携し、
- ① 短期的課題（水源の濁りや小規模な漏水）に対しては、速やかな技術職員及び管工事業者の派遣等
 - ② 中長期的課題（周辺一帯の土砂崩れや水道施設の損壊等）に対しては、被害状況を正確に把握した上で、復旧計画策定の支援、専門的な知見を有する技術職員による調査の実施、技術職員及び管工事業者の派遣など、総勢最大で1,000名体制で個別に必要な対応策を実施。

【復旧工事等に従事する技術系職員及び管工事業者数】

	活動中
熊本市	約 240 名
熊本市以外の自治体	約 160 名
合計	約 400 名

(4) 市民への対応

- 被災者の不安を解消し、正確な情報に基づいて行動できるよう、被災地の水道事業者から、応急給水の予定や水道の復旧見込みに関してきめ細やかな情報発信を行う。
- 住宅・マンションについて、水が出ないと熊本市水道局に連絡あり次第、市内 70 事業者が修理を実施。(上記約 1,000 名体制の外数)

3 熊本周辺の主要な医療機関の状況 (厚労省調査)

(1) 概況

病棟の損壊等により、入院診療に制限がある病院: 12 病院 (5/17 時点)

(2) 特に対応が必要となった病院の状況

- 10 カ所程度の病院が、建物の倒壊リスクやライフラインの途絶などにより、他病院への患者搬送を実施。

(3) 医療機関における看護師の確保

- 熊本市民病院から周辺地域や阿蘇地区に看護師を派遣していたが、5 月 31 日をもって終了。
- 複数の赤十字病院から熊本赤十字病院に看護師を派遣していたが、6 月 5 日をもって終了。
- 複数の済生会病院から済生会熊本病院に看護師を派遣していたが、5 月 31 日をもって終了。
- 国立病院機構病院 (熊本医療センター、熊本再春荘病院) に 4 月 19 日より同機構病院内から看護師を順次派遣していたが、5 月 8 日をもって終了。
- 全日本病院協会、日本医療法人協会から AMAT として 2 病院に看護師等の派遣を行っていたが、4 月 28 日をもって終了。

(4) 医療機関における水、食料の確保

- 交通事情の改善等により、4 月 26 日までに要望のあった食品 (4 施設) 及び飲料水 (2 施設) に関しては 4 月 27 日に解消された。

(5) 診療報酬の取扱い

- 被災した医療機関から患者の転院を受け入れたために所定病床数を上回る

患者を入院させることとなった場合には、入院基本料の減額を行わないこと等診療報酬上の取扱いに関する事務連絡を厚生局、関係団体等に周知。4月17日に被災地で転院を受け入れる医療機関に直接伝達済み。

4 福祉施設の状況

(1) 社会福祉施設の状況

① 高齢者施設

- 熊本県全域の1,234施設について、県庁及び厚労省にて確認したところ、人的被害は14施設24名（人命にかかる被害はなく、外傷・転倒・骨折等）、また、建物の被害は354施設（半壊、屋根の倒壊、壁の損傷等）。

② 障害児・者入所施設の状況

- 熊本県全域の78施設について、県庁及び厚労省現地対策本部等にて確認したところ、全施設に人的被害はなし。また、2施設の一部の建物が損壊。

③ 児童入所施設の状況

- 熊本県全域の30施設について、厚労省が県と市に確認したところ、全施設に人的被害はなし、物的被害は17施設。

(2) 事業者団体等への通知

- 高齢者施設や障害者施設、児童施設等における緊急的な対応として、要援護者の受入れに係る定員超過等を容認するとともに、その場合にも給付の対象とすることを自治体等に通知。(4/14~4/17)
- 4月21日付で障害福祉サービス等にかかる利用料の支払いを不要とするよう、自治体に対し要請。

(3) 社会福祉施設に対する福祉人材の応援体制

- 4月17日付けで、社会福祉施設への要援護者の受け入れ等に伴う必要な福祉人材の応援体制について自治体・関係団体に対して必要な措置を要請する通知を发出。
- 4月22日付けで、社会福祉施設に派遣可能な福祉人材の登録について関係自治体への要請に係る通知を发出。
- 4月29日から、派遣可能な福祉人材と施設のニーズのマッチングを開始。
※ 6月15日時点の各施設からの派遣要望数は80人。これに対し、同日時点で73人を派遣

(4) 避難所等における障害者、高齢者の要援護者に対する支援

- 4月28日、避難所等の支援ニーズに関する情報を集約し、ケアマネジャーによる相談支援、介護福祉士等による介助等の支援や、市町村による福祉避難所の増設等につなげるため、熊本県、厚生労働省現地対策本部、関係団体等による「職員派遣・支援調整協議会」を現地に設置することを決定。(第1回職員派遣・支援調整協議会を5月2日に県庁にて開催。)
- 同日、日本介護支援専門員協会、日本相談支援専門員協会、日本介護福祉士会等の関係団体に対し、避難所等における障害者、高齢者等の要援護者に対する支援について協力を要請。

※ 日本介護支援専門員協会は、熊本県と連携し、地域包括支援センターの活動を支援するため、避難所等の巡回、介護相談、介護保険手続きの支援等の活動を実施中。

※ 日本介護福祉士会は、熊本県等と連携して、会員を益城町等に派遣し、避難所や福祉施設における介護が必要な方に対する支援活動を実施中。

- 5月13日付けで、応急仮設住宅における要介護高齢者等の安心した日常生活を支えるため、高齢者等に対する総合相談、デイサービスや生活支援サービス等を提供する総合的な機能を有するサポート拠点等が積極的に整備されるよう、熊本県に通知を发出。

5 その他

(1) ボランティア

- 避難所への救援物資の仕分け及び配送等の支援については、全国社会福祉協議会及び県・市町村社協が、支援を要する市町等の情報を熊本県から受け取り、ボランティア活動を専門とするNPO 団体等に対してスタッフの派遣を要請（4月18日）。これを受けて、日本生活協同組合連合会等より支援の申し出があり、42名を派遣。
- 一般市民や学生等によるボランティア活動については、県・市町村社協において、災害ボランティアセンターを開設し、避難所の運営支援や被災家屋の片付け等を実施。

4月19日開設：【熊本県】宇土市(2,746名)、宇城市(4,119名)、
菊池市(777名)

4月20日開設：【熊本県】南阿蘇村(4,663名)【大分県】由布市(204名)

4月21日開設：【熊本県】益城町(22,296名)、山都町(195名)

4月22日開設：【熊本県】熊本市(32,402名)、美里町(194名)、大津町(2,576名)、合志市(768名)、菊陽町(1,764名)

4月24日開設：【熊本県】西原村(7,873名)

4月25日開設：【熊本県】甲佐町(725名)

4月26日開設：【熊本県】嘉島町(1,787名)、阿蘇市(729名)

4月29日開設：【熊本県】御船町(3,703名)

※ () 内は6月15日までの延べ人数(累計87,521名)。但し速報値であり変動の可能性あり。

上記市町村の災害ボランティアセンターにおける活動人数の合計（直近5日間）

活動日	6/11(土)	6/12(日)	6/13(月)	6/14(火)	6/15(水)
人数	1,544名	755名	537名	705名	932名

- 災害ボランティアセンターでは、継続的かつ一人でも多くの方々がボランティア活動に参画していただけるよう、募集対象地域の拡大や、フェイスブック、ツイッターを活用した情報発信などにより募集及び広報活動を強化。

(2) 旅館・ホテル・公衆浴場等

- 旅館・ホテル等について、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会に対して、積極的協力を文書で要請。
- 現在、熊本県（健康福祉部業務衛生課）では、九州各県の旅館ホテル生活衛生同業組合の協力を得て、被災された方々のうち、高齢者、障害者、妊産婦等の特別の配慮を要する方などを対象に無料で受入れを進めており、6月16日10:00現在、熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県の6県で651組2,039名の方を受け入れ、本日以降の調整で79組161名の方の受入手続きを進める予定。
- 浴場組合については、4月16日（土）から、被災者の無料入浴支援を開始（6月16日現在9施設）。
- 被災者に厚生労働省の災害対応状況をわかりやすく伝えるため、厚生労働省ホームページにおける掲載内容を充実。
- 福岡県介護支援専門員協会は、福岡県内のホテルに避難している高齢者に対し、ケアマネジャーによる介護相談等の支援を開始。

(3) 雇用促進住宅の提供

- 雇用促進住宅について、76戸入居決定済（うち熊本県69戸）。第2回として6月7日～10日の期間に熊本県内325戸、熊本県以外の九州各県240戸を募集。

(4) 生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の特例措置の実施について

- 4月25日付けで、当座の生活費を貸し付ける生活福祉資金貸付の緊急小口資金について、今般、災害救助法が適用された地域等においては、本来は低所得世帯としている貸付対象を被災世帯に拡大するなどの措置を通知（5月6日以降、順次受付開始）。

(5) 雇用保険の特例（※激甚災害の指定に伴う措置）

- 災害により休業止した事業場の従業員に対し、休業をした場合も失業給付の対象とする雇用保険の特例措置を4月26日より実施。

(6) 雇用調整助成金の特例

- 事業縮小の確認期間を3ヶ月から1ヶ月に短縮するなどの要件緩和を4月22日に公表。
- 休業に係る助成率の引上げや対象者の拡大などの、特例措置を5月16日より実施。
- 熊本地震発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする特例を6月1日より実施。

(7) ハローワークの相談対応

- 5月29日時点：地震関連の相談は、熊本労働局職業安定部及び管内ハローワーク全体で、14,966件（雇用保険関係8,044件、雇用調整助成金関係3,951件、仕事関係1,762件、その他1,209件）。なお、5月14日（土）、15日（日）、21日（土）、22日（日）、28日（土）、29日（日）は、熊本所、上益城出張所、阿蘇所の3所を開庁。
- 6月14日時点：地震関連の相談は、熊本労働局職業安定部及び管内ハローワーク全体で、17,884件（雇用保険関係9,095件、雇用調整助成金関係5,056件、仕事関係2,343件、その他1,390件）。なお、5月14日（土）、15日（日）、21日（土）、22日（日）、28日（土）、29日（日）、6月4日（土）、5日（日）は、熊本所、上益城出張所、阿蘇所の3所を開庁。
- 雇用調整助成金について、益城町商工会において、5月18日に説明会を実施したほか、ハローワーク上益城において、5月21日に相談・申請受付を実施。また、ハローワーク阿蘇、高森町役場及び南小国町商工会においても相談・申請受付を5月27日から順次開催予定（5/27、5/30、6/8、6/22、6/29）。加えて、熊本労働局においても上天商工会（6月21日）、本渡商工会（6月23日）、水俣商工会（6月24日）へ出張説明会を開催する予定。
- 最寄りのハローワークへの交通事情が悪い南阿蘇地域の高森町役場において、職業相談、雇用保険の手続き等を実施（5/27、5/30、6/8、6/15、6/22、6/29）。また、益城町商工会においても職業相談、雇用保険の手続き等を6月1日と8日に実施。

熊本地震復旧等予備費使用の閣議決定（第2弾）について

6月14日に熊本地震復旧等予備費使用の閣議決定が行われ、農林水産業関係では、当面の必要額を積み上げた額として、約9.6億円を計上。（第1弾との合計で、約95.4億円）

・被災した山地の復旧整備と被害木の伐採等 7.9億円

治山事業・森林整備事業<公共>

・民家等に被害を与え得る被災山地の緊急復旧工事 1.7億円

災害関連緊急治山事業(民有林補助)<公共>

治山災害関連緊急事業(国有林直轄)<公共>

治山施設災害復旧事業(国有林直轄)<公共>

合計： 9.6億円

平成28年（2016年）熊本地震の 農林水産業関係被害の状況

※農林水産省調べ
6月15日（水）12:00現在

1 農林水産関係被害の概要

区分	主な被害	被害数	被害額 (億円)	被害地域 (現在7県から報告有り)
農作物等	農作物の損傷	195ha	1.1	熊本県、大分県
	家畜の斃死等	541,330頭羽池	9.9	熊本県、大分県
	共同利用施設の損壊等	225箇所	196.6	熊本県、大分県、宮崎県
	農業用ハウスの損傷	122件	6.4	熊本県、大分県、宮崎県
	畜舎等の損壊	1,182件	128.8	熊本県、大分県、宮崎県
小計			342.7	
農地・農業用施設関係	農地の損壊	4,298箇所	123.0	福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	農業用施設等の損壊	4,218箇所	491.7	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	(農業用施設： ため池、水路、 道路等)	4,174箇所	458.4	
	(農地海岸保全 施設)	41箇所	31.0	
	(農村生活環境 施設：集落排水 施設)	3箇所	2.3	
小計			614.7	

林野関係	林地の荒廃	406箇所	317.5	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
	治山施設	36箇所	26.6	熊本県、大分県
	林道施設等	1,655箇所	10.4	佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県
	木材加工・流通施設及び特用林産物施設等	22箇所	7.3	福岡県、熊本県、大分県、宮崎県
小計			361.8	
水産関係	養殖施設	121件	2.7	熊本県
	水産物	15件	1.6	熊本県、大分県
	漁場	1件	1.1	熊本県
	漁港施設等	18漁港	19.2	熊本県、大分県
	共同利用施設	17件	8.2	熊本県
小計			32.8	
合計			1,352.0	

注：被害については、現時点で県から報告があったもの（推計を含む。）を記載しており、引き続き調査中。

2 農業

(1) 園芸作物等

一部の施設で被害があり、作物についても一部落果等の被害が発生。
引き続き調査を実施。

① 共同利用施設

- ・ 18の選果場で、外壁、選果ライン等の一部破損が発生
(熊本県17件、長崎県1件)

② 農業用ハウス

- ・ ハウス本体・高設栽培ベンチ・配管の損傷、燃油タンクの傾き等の被害が散見される状況

③ 作物

- ・ メロン、トマトの一部落果被害が発生
- ・ いちご、レタス、すいか等の一部枯死被害が発生
- ・ カーネーション、コチョウラン等の鉢物の一部落下被害が発生
- ・ 一番茶で一部適期を逃して収穫できなかった地域あり

(2) 畜産

当初は生乳の廃棄が発生したものの、4月21日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている。施設等に被害が発生しており、引き続き調査を実施。

① 生乳

- ・ 発生直後は集乳できない地域が熊本県下で広がっていたものの、4月21日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている
- ・ 乳業工場の多くが操業を停止していたが、順次、操業を再開

② 酪農・肉用牛農家

- ・ 畜舎等の施設、設備が全壊又は一部損壊したほか、死亡牛も発生

(3) 土地利用型作物

大きな被害は報告されていないが、一部の施設で被害があり、引き続き調査を実施。

① 共同利用施設

- ・ カントリーエレベーター等で地盤沈下、配管や搬送設備の破損等の被害が発生

② 加工施設

- ・ 製粉工場等で配管の破損等の被害が発生

③ 作物

- ・ ほ場の地割れや液状化、法面の崩壊等の被害が発生
- ・ 水路やパイプラインの損壊等により、水が確保できないほ場が散見

(4) 土地改良施設

熊本県内において水田1,940箇所の損壊について、引き続き調査を実施。水田の作付けに向けて査定前着工による復旧を実施。また、県管理の農地海岸の復旧工事については、直轄代行で実施。

① 国営造成ダム（実施中）

- ・ 点検対象4ダムのうち、3ダムについては異常なし
- ・ 大蘇ダムは、ダムの天端に微細なクラックを確認したが、ダム工学の専門家による調査等を行い、安全性を確認

② 国営造成ダム（完了地区）

- ・ 点検対象24箇所は異常なし

③ 熊本県内のため池

- ・ 点検対象122箇所のうち、108箇所は異常なし、13箇所はクラック等の変状あり、1箇所は道路が通行不能であり、調査が遅れている地区
- ・ 変状（クラック）の発生したため池については、安全上の観点から一定の水位まで低下させるとともに、ブルーシートによる保護等を実施
- ・ 農研機構の専門家（農業土木）9名が、大切畑ため池、下小森ため池第2、鬼ため池ほか4箇所のため池調査を実施
- ・ 5月31日に熊本県が学識経験者等で構成する「大切畑ダム（ため池）技術検討専門会議（第1回）を開催

④ 農地・農業用施設

- ・ 約2,000haが断水していた菊池台地地区では、土地改良区等による迅速な応急工事を実施し、国営幹線水路からの取水はすでに可能となった他、県営以下の施設についても5月30日に復旧完了
- ・ 国営造成施設の筑後川下流白石地区（佐賀県）でパイプラインからの漏水を確認したが、現在は漏水が止まっているため、目視による点検を行い、引き続き経過を観察中
- ・ 県管理の農地海岸については、12海岸で堤体の沈下、クラックを確認。熊本県から要請を受け、7海岸の復旧を国による直轄代行で実施
- ・ 益城町、大津町、玉名市の3市町で農業集落排水施設の被害を確認。大津町、玉名市については対応済みであり、益城町については管路が一部破損したが、4月30日に仮復旧済。査定前着工（応急本工事）に向けた作業中

3 林野関係

地震直後から県と協力して、ヘリ調査、技術職員による現地調査を実施。引き続き調査を実施。また、県管理の治山施設の復旧工事については、直轄施行で実施。

(1) 林地の荒廃

① 林地被害

- ・ 山腹崩壊等の林地被害が、406箇所で発生

(熊本県371箇所、福岡県1箇所、佐賀県1箇所、長崎県5箇所、大分県25箇所、宮崎県3箇所)

② 治山施設

・ 36箇所の治山施設で、施設の一部損壊等の被害が発生
(熊本県31箇所、大分県5箇所)

・ 熊本県において被災した治山施設31箇所のうち、熊本県から要請を受けた17箇所について直轄施行で実施

(2) 林道施設等

・ 141路線の林道施設で、路面の亀裂・沈下等の被害が発生
(熊本県112路線、佐賀県1路線、大分県10路線、宮崎県18路線)

(3) 木材加工施設・流通施設、特用林産物施設等

・ 22箇所の木材加工施設等で、施設の一部損壊等の被害が発生
(熊本県17箇所、福岡県3箇所、大分県1箇所、宮崎県1箇所)

4 水産関係

一部の施設に被害が発生したが、現在、水産物の水揚げや流通はおおむね順調に推移。

- ・ 熊本県の17漁港、大分県の1漁港において、防波堤等に被害
- ・ 共同利用施設(荷さばき所等)の一部破損
- ・ 飼育水槽の排水管破損によるアユ等の斃死
- ・ 民間事業者の錦鯉等養殖池が破損
- ・ アサリ漁場(白川河口部)への堆積土砂の流入

5 卸売市場

一部の地方卸売市場において施設に被害が発生。

- ・ 熊本市田崎市場青果棟及び水産物棟において卸売場等の一部破損
- ・ 他の市場においても、事務所被害等が発生

6 職員の現地派遣

農林水産省職員を現地に派遣し、食料供給・物流の円滑化や被害状況の把握等農林漁業の早期復旧に向けた取組を実施。

- ・ 九州農政局(764人)・九州森林管理局(182人)が熊本県に所在しており、職員が総力を挙げて震災対応を実施(4月22日から5月24日まで、国出先機関支援チームに九州農政局から延べ823人、九州森林管理局から延べ132人派遣)
- ・ 物資調達・配送支援担当の責任者として、食料産業局長を九州農政局に派遣し、現場ニーズの把握や確実な提供の実

- 現に向けた取組を実施。熊本県庁出向経験者等を派遣し、食料産業局長をサポート
- ・ 現地の司令塔として農林水産技術会議事務局研究総務官を九州農政局に派遣し、生産現場の営農再開を支援
 - ・ 生産局畜産部室長他1名を九州農政局に派遣し、被害調査・復旧支援を実施
 - ・ 農業土木技術職員等延べ92名（農村振興局、地方農政局等）を九州農政局及び熊本県内市町村に派遣し、早期復旧支援を実施
 - ・ 水産庁担当官2～3名を熊本県等に派遣し、被害状況の把握、漁業関係者等からの現地情報の収集等を実施
 - ・ 森林土木技術職員4名（林野庁4名）を熊本県に派遣し、災害復旧に向けた現地調査等を実施
 - ・ 九州森林管理局職員4名を熊本県へ派遣し、現地調査に協力
 - ・ 政策統括官穀物課長、生産局野菜担当調整官を熊本県に派遣し、被害状況を把握
 - ・ 政策統括官穀物課長を大分県に派遣し、被害状況を把握
 - ・ 本省と九州農政局の担当が熊本県内の45の全ての地域農業再生協議会を訪問し、現状・課題等の把握や現地の取組をサポート
 - ・ 市町村が行う罹災証明書発行に向けた家屋被害認定調査に協力するため、全国の地方農政局等から延べ17名の職員を交代で派遣
 - ・ 農村振興局防災課災害査定官を熊本県に派遣し（5月26日から6月1日、6月13日から6月24日）、早期の災害復旧に向けた復旧計画の策定、復旧工法の検討を指導

7. 食料供給

4月17日(日)から19日(火)までの3日間はパン、カップ麺などカロリーを重視した支援を、4月20日(水)から22日(金)までの3日間は缶詰やレトルト食品などバリエーションを増やした支援を実施。

また、被災自治体からの要請に応じて、米、保存用パンなどを提供。

4月23日(土)から25日(月)の3日間は、被災者のニーズに応じて、おかずとなる食品や子供・高齢者向けの食品で、保存性の高い食品を中心に提供。

・ 4月17日(日)～25日(月) (計204万食等)

パン 54万食、おにぎり 23万食、パックご飯 19万食

カップ麺 52万食、レトルト食品 14万食、ベビーフード 1万食

介護食品 1万食、缶詰 20万食、栄養補助食品 12万食

ビスケット 9万食

ほか米 116t、水 24万本、清涼飲料水 2万本

粉ミルク(アレルギー対応含む) 2t等

4月26日(火)以降は、保存性の高い食品を中心に被災者のニーズに合わせて必要な食品を随時提供。大型連休中のニーズに機動的に対応できるように、必要な食品を一定量まとめて提供。

・4月26日(火)～5月6日(金) (計59万食等)

パン 3万食、パックご飯 11万食、カップ麺 8万食
レトルト食品 19万食、缶詰 16万食、栄養補助食品 2万食

ほか米 10t、清涼飲料水 19万本、LL牛乳 5万本
バナナ 16万本等

※ 5月9日(月)以降は、現地での対応が困難なものについて、具体的な要望に応じて個別に提供。

8 対応状況

被災者の皆様が円滑に農林漁業経営を再開できるよう様々な措置により支援。

- ・農林水産大臣を本部長とする「農林水産省緊急自然災害対策本部」を開催(計7回)するとともに、第7回より「平成28年熊本地震復興推進本部」と呼称
- ・森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、農地やため池の被害、カントリーエレベーターや畜舎の損壊、林地の荒廃など、現場の状況を調査(5月2日)
- ・森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、卸売市場や水産加工施設、園芸作物の集荷場などの状況を調査(5月6日)
- ・森山農林水産大臣が熊本県下に出張し、山地の崩壊や農地の陥没・地割れなどの状況を調査(5月15日)
- ・既存の事業の運用を工夫することなどによる「平成28年熊本地震による被災農林漁業者への支援対策」(第一弾)を公表(5月9日)

【支援対策のポイント】

- ・被災農業者向け経営体育成支援事業の発動
- ・災害関連資金の特例措置の実施(貸付限度額の引上げ、貸付当初5年間実質無利子化)
- ・手作業による選果、他の集出荷施設等への輸送経費等への助成
- ・牛・豚マルキンの生産者積立金の納付免除、簡易畜舎の整備や家畜導入等に要する経費の助成
- ・被災農業者等の雇用支援 など
- ・補正予算で措置される復旧予備費を活用した追加対策(第二弾)を公表(5月18日)

【支援対策のポイント】

- ・被災農業者向け経営体育成支援事業について、
(1) 補助率の引上げ、

(2) 撤去費用に対する助成、

(3) 加工用施設等を対象に追加

- ・農林水産業共同利用施設や卸売市場等の再建・修繕に対する支援
- ・作物転換する際の種子・種苗の購入、農作業委託等に対する支援
- ・被災した畜産農家等の地域ぐるみでの営農再開、体質強化を進める取組に対する支援
- ・ため池等の災害の未然防止、小規模な水路補修、復旧と一体となり「創造的復興」にも資する大区画化に対する支援
- ・山地の復旧支援、木材加工施設の再建に対する支援
- ・水産荷さばき施設等の再建・修繕に対する支援 など
- ・平成28年熊本地震による災害を激甚災害に指定
- ・特定非常災害特別措置法に基づき、行政上の権利利益の満了日の延長を措置（農業経営改善計画の認定の有効期間の延長等、全12件）
- ・平成28年熊本地震の農林水産業に関する相談窓口を九州農政局管内に設置
- ・農作物及び漁業等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金（農業共済・漁業共済）の早期支払等について、九州各県の農業・漁業共済団体等に対し通知を发出（4月15日、18日）
- ・農業共済の共済掛金の払込期限の延長（6月30日まで）等について、熊本県の農業共済団体に対し通知を发出（4月26日）
- ・共済金（JA共済・JF共済）の迅速な支払いや、共済掛金の払込期間を延長する等の適時的確な措置を講じるよう、全共連・共水連等に対し通知を发出（4月15日）
- ・既貸付金の償還猶予等を適切に講じるよう、日本政策金融公庫等に対し通知を发出（4月15日、18日、25日、5月2日）
- ・被災農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、新規融資に係る償還期限・据置期間の長期設定を適切に講じるよう日本政策金融公庫等に対し通知を发出（5月2日）
- ・アグリビジネス投資育成会社等による投資機能の活用や、被災農業法人への支援における出資条件等について柔軟な対応を要請する通知を发出（5月2日）
- ・災害救助法が適用された熊本県内の被災者に対し、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講じるよう、農協・漁協等に対し通知を发出（4月15日）
- ・農協・漁協を含む金融機関等における本人確認の柔軟な取扱い等を認める犯罪収益移転防止法施行規則の特例を措置（4月22日）
- ・環境保全型農業直接支払交付金について、申請期限の延長

- ・(6月末日→8月末日)等をする事とし、九州農政局長に対し通知を發出(4月28日)
- ・平成28年産經營所得安定対策等に関する交付申請書、ナラシ対策の積立申出、水田フル活用ビジョン、米の需給調整関係の計画書等の申請期日等を、通常の日から2ヶ月後に延長する事とし、熊本県知事、熊本県農業再生協議会会長等に対し、通知を發出(4月27日)
- ・平成27年産収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)の交付申請期日の延長(5月2日→6月30日)をするため告示改正することとし、九州農政局長等に対し通知を發出(4月19日)
- ・多面的機能支払交付金について、活動要件等の特例について適切な運用を行うこと、また事業実績及び実施状況報告書の提出期限を延長(5月末日→7月末日)する等の措置を講じるよう、九州農政局長を通じて管内県知事に対し通知を發出(4月28日)
- ・中山間地域等直接支払交付金について、事業実績の提出期限を延長(5月末日→7月末日)する等の措置を講じるよう、九州農政局長を通じて管内県知事に対し通知を發出(5月9日)
- ・災害救助法が適用された熊本県内の倉庫において破袋した米穀について、詰替えた場合であっても、農産物検査証明書を有効とするための手続き等を定め、九州農政局生産部長等に対し通知を發出(4月26日)
- ・水稲から大豆への作付転換に係る大豆種子について、不足する場合は食用からの転用種子の確保を講じるよう、熊本県内をはじめとする関係機関・団体に対し通知を發出(4月27日)
- ・水田営農の再開に向けて、①営農対策会議の開催、②被害状況の把握、③作付転換の意向確認等を行うため、九州農政局、熊本県、JA熊本中央会による水田営農再開連絡会議を設置
- ・応急措置・復旧に係る農業振興地域制度・農地転用許可制度の取扱について通知を發出(4月15日)
- ・「災害復旧事業における査定前着工の積極的な活用について」の通知を發出(4月18日)
- ・地震災害の査定前着工、多面的機能支払交付金の活用の事例等をまとめたパンフレット「査定前着工制度等の活用について」を県、関係市町村等に配布
- ・農地・農業水利施設等への被害に係る農業者への技術指導について、品目毎に参考となる事項をまとめ、九州農政局生産部長等に対し通知を發出(4月27日)
- ・被災農林漁業者に対する支援対策について、県段階の現地説明会を開催(5月20日農業及び林業関係、5月23日水産関係)

- ・被災農林漁業者に対する支援対策について、市町村・地域段階の現地説明会を開催（5月23日から）
- ・多面的機能支払交付金要綱・要領を改正し、農地維持・資源向上（共同）、資源向上（長寿命化）とも、被災箇所への応急措置、補修・更新等の災害復旧活動を行えるように、特例を設定（6月9日）

等

熊本県を震源とする地震の被害・対応状況について（第45報）
（6月16日（木）11：00時点）

平成28年6月16日
経 済 産 業 省

経済産業省関連の被害状況は、現時点で把握している限りでは以下のとおりとなります。

【電気】

●九州電力管内：

- ・4月20日（水）19時10分、がけ崩れや道路の損壊等により復旧が困難な箇所を除いて、高圧配電線への送電完了。4月28日（木）21時36分、系統からの電力供給に切り替え完了。

【ガス】

●西部ガス管内

- ・供給停止：4月30日（土）13時40分、家屋倒壊その他の事情により供給再開ができない需要家を除いて、熊本市周辺の供給区域における復旧作業を完了。
- －供給停止戸数：0戸（4月30日（土）13時40分時点）

※熊本県内で供給している、西部ガスを除く4事業者（九州ガス、山鹿都市ガス、天草ガス、大牟田ガス）については、供給支障は発生していない。

●簡易ガス（九州全域）

- ・4月28日に、熊本県内の全ての簡易ガス供給団地（計101団地）で供給停止が解消。
- ・他県は被害情報無し。

●LPガス（九州全域）

- ・LPガス販売事業者：熊本県内（434社）のうち4販売所（事務所等）が損壊したが、現在営業中。
- ・漏洩火災等の被害情報なし。熊本県内の充填所は全て営業中。

【石油】

- ・燃料の応援要請への対応については、4月16日に発動した石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画」を5月15日に終了。今後も需給状況を注視し、必要に応じて迅速に対応。
- ・熊本県内全SS（計797）：9割超（736ヶ所）の稼働を確認。

【小売】

○熊本県内の休業店舗の状況

(1) 大手コンビニ (休業中3店舗/全596店舗)

- ・立入禁止区域内店舗：1
- ・建物の安全性に問題がある店舗：2

(2) 大手スーパーマーケット (休業中6店舗/全57店舗)

- ・建物の安全性に問題がある店舗：6

【物資の調達状況】

※6/15 (木) 9:30 時点

5月14日以降は、これまでの国が発注主体となる「プッシュ型」支援に代わり、自治体の要請手続きに基づき物資を供給する「プル型」方式へと移行。

合 計		201 件	1,908,528 点程度
	到着済	201 件	1,908,528 点程度
	進行中	0 件	0 点程度

4/16(土)~6/10(金)

●到着済となった主要な物資

	日	要請元	物資	数量	状況
1	4/21~ 5/3	政府	段ボール製 簡易ベッド	3,000	5/13 までに全量到着済。
2	4/20~ 5/6	政府	パーテーション	3,620	5/17 までに全量到着済。
3	4/22	政府	タブレット型端末	1,000	4/24 に全量到着済。
4	4/19~ 4/27	政府	歯ブラシ・歯磨き粉 等	15,904	4/30 までに全量到着済。
5	4/19~ 5/2	政府	シャンプー等	12,920	5/7 までに全量到着済。
6	4/19	政府	基礎化粧品 (化粧水等)	95,078	4/27 に全量到着済。
7	4/19~ 4/23	政府	下着	231,331	5/8 までに全量到着済。

8	4/23～ 5/3	政府	ビニール袋	120,220	5/12 までに全量到着済。
9	4/19～ 4/26	政府	ガスコンロ等	1,504	4/26 までに全量到着済。
10	4/19～ 4/26	政府	ガスボンベ等	4,016	4/26 までに全量到着済。
11	4/20	政府	仮設トイレ	460	5/13 までに全量到着済。
12	4/18, 26	政府	簡易トイレ・付属品	16,250	4/22 までに 13,539 到着済。 残りは消防庁が提供済。
13	4/16	熊本 政府	便袋	190,000	4/18 までに全量到着済。
14	4/25～ 4/27	政府	水タンク	640	4/29 までに全量到着済。
15	4/16～ 4/27	熊本 政府	トイレット ペーパー	69,440	5/4 までに全量到着済。
16	4/20～ 5/2	政府	ペーパータオル	68,630	5/6 までに全量到着済。
17	4/27～ 5/2	政府	仮設トイレ用 消毒液	3,000	5/8 に全量到着済。
18	4/23	政府	仮設トイレ用 消臭液	720	4/27 に全量到着済。
19	4/20～ 5/6	政府	消臭剤等	1,995	5/11 までに全量到着済。
20	4/21～ 4/27	政府	便座 (和洋アダプタ)	500	4/26 までに全量到着済。
21	4/16～ 4/20	熊本 政府	ビニールシート	5,800	4/21 までに全量到着済。
22	4/22～ 4/25	政府	ブルーシート	29,000	5/1 までに全量到着済。 (自治体及び韓国協力分含む)
23	4/23～ 5/11	政府	土嚢袋	215,000	5/18 までに全量到着済。
24	5/4	政府	うちわ	10,000	5/14 までに全量到着済。
25	5/11	政府	テレビ	13	5/23 に全量到着済。
26	5/11	政府	冷蔵庫	53	5/24 に全量到着済。

※ 製氷機については、現地調達で10台導入済。

・費用は工事費・配送費は政府負担、レンタル費用は県負担。

●最近到着済みとなった案件

	日	要請元	物資	数量	状況
1	5/11	政府	スポットクーラー	56	5/30 全量納入済。
2	5/11	政府	大型扇風機	152	5/30 全量納入済。
3	5/11	政府	空気清浄機	118	6/1 全量納入済。
4	5/11	政府	パーテーション(布)	1,150 区画	6/5 全量設置済。
5	5/11	政府	蚊帳	150	6/5 全量納入済。
6	5/11	政府	洗濯機	110	6/10 全量設置済。
7	5/11	政府	乾燥機	123	6/10 全量設置済。

○5/14以降新規発注無し

【サプライチェーン（自動車）】

<トヨタ自動車>

○トヨタ自動車九州（福岡県宮若市等／完成車及び部品工場）は4/18（月）から段階的に国内の完成車組立てラインの過半の稼働を停止していたが、4/25（月）以降段階的に国内の完成車組立てラインを稼働。5/6（金）以降、全ての完成車組立てラインの稼働を再開。

<ダイハツ工業>

○ダイハツ九州中津工場（完成車）及び久留米工場（エンジン）は、4/18（月）から4/22（金）まで稼働停止を決定（4/17）したが、5/9（月）以降、通常稼働。

<本田技研工業>

○本田技研工業熊本製作所（熊本県大津町（おおづまち）／二輪車完成車工場）は、4/14（木）夜から4/28（木）まで稼働を停止していたが、5/6（金）より一海外生産拠点向けの部品供給を再開。6/6（月）より二輪車の主要機種を組み立てを一部再開。8月中旬の完全復旧に向けて、設備の状況にあわせて段階的に生産量を増やしていく。

<アイシン九州>

○自動車のドア部品やエンジン部品を製造するアイシン九州（熊本市）は、地震により4/15（金）より稼働を停止。

○工場内から生産設備、金型等を搬出し、愛知県内にある親会社のアイシン精機やグループ会社の工場、九州地区の協力会社において、4/23（土）から段階的に代替生産を開始。

○8月以降、工場の復旧作業が終わり次第、代替生産している部品の生産を順次、工場に戻す方向で調整中。

<ルネサス セミコンダクタ マニュファクチュアリング>

○車載用半導体を製造する川尻工場（熊本市南区）が4/15（金）から稼働停止。4/22（金）から一部工程において生産再開。5/22（日）に震災前の生産能力に復帰。

<三菱電機パワーデバイス製作所>

- 自動車用パワー半導体等を製造する熊本工場（合志市（こうしし））が4/14（木）夜から稼働停止。5/9（月）から一部生産を再開。5/31（火）に震災前の生産能力に復帰。

【中小企業等】

<体制整備>

- 中小企業・小規模事業者の状況を直接把握し、その対応策を政府一丸となって進めるため、林経済産業大臣を本部長、鈴木経済産業副大臣を副本部長とする「総合中小企業対策本部」を設置（4月18日）
 - ・中小企業庁次長以下、現地に職員を派遣・常駐化（4月18日～）
 - ・林大臣、鈴木副大臣ご出席の下、「熊本地方地震災害総合中小企業対策本部協議会」を開催。中小企業支援機関と意見交換し、更なる協力を要請（4月25日）
 - ・鈴木副大臣が大分県（別府市・由布市）を訪問。被害状況を確認するとともに、大分県知事、別府市長、由布市長、観光関係者、中小企業等と意見交換（5月1日）
 - ・林大臣が熊本県を訪問。熊本県知事や現地中小企業支援機関と意見交換を行うとともに、商店街や中小企業の被害状況を確認（5月7日）
 - ・中小企業庁長官が熊本県を訪問。県会議員や現地中小企業支援機関と意見交換を行うとともに、商店街や中小企業の被害状況を確認（5月12日）
 - ・中小企業庁経営支援部長が熊本県を訪問。大分県副知事、中小企業支援機関に熊本地震復旧等予備費を説明するとともに意見交換（5月31日）

<相談対応>

- 被災中小企業向けの「特別相談窓口」を設置（4月15日～）
 - ・熊本県：23ヶ所（公的金融機関、支援機関及びこれらの全国機関、中小機構、下請かけこみ寺、よろず支援拠点、九州経済産業局等）
相談件数：7,117件（6月15日時点）
 - ・大分県：21ヶ所（公的金融機関、支援機関及びこれらの全国機関、中小機構、下請かけこみ寺、九州経済産業局等）
相談件数：641件（6月15日時点）
- 九州地域の商店街に専門家を順次派遣し、被災商店街・周辺商店街に対するよろず相談に対応（4月25日）
- 熊本県が開始した「ワンストップ特別相談会」への中小機構の専門家等を派遣や、熊本県や県内支援機関等と連携した専門家による巡回・訪問相談を実施（5月7日）

○相談窓口への電話一本で（事前手続なしで）の専門家派遣を実施（5月7日）

○熊本地震により被害を受けた商店街からの求めに応じ、震災からの復旧・復興に携わった経験を持つ実務家等が無償で派遣し、震災復興に係る取組事例やノウハウ等を伝える研修を実施（5月24日）

<金融支援>

○セーフティネット保証4号（熊本県：4月15日、大分県：4月26日、鹿児島県：5月6日、長崎県：5月13日、宮崎県：5月17日、佐賀県：5月24日、福岡県：6月3日）
－2億8000万円（うち8000万円は無担保）を別枠で100%保証（二階建て保証）

○激甚災害法に基づく災害関係保証（熊本県（直接被害のみ）：4月25日）
－2億8000万円（うち8000万円は無担保）を上乗せ（実質三階建て保証）

○日本政策金融公庫、商工中金による災害復旧貸付（熊本県：4月15日）
－別枠で1億5000万円、10年以内（据置2年以内）、利下げ（当初3年間▲0.9%）

○政府系金融機関による既往債務の返済条件緩和、返済猶予への柔軟な対応、提出書類の簡素化等、負担軽減措置を実施（4月15日・25日）

○小規模企業共済災害時貸付の適用（4月15日（20日に更に深掘り））
－限度額1000万円→2000万円、期間3年又は5年、金利0.9%→0%

○特許庁は、地震の影響に伴う特許出願等に係る救済手続等をHPで周知するとともに、専用の「手続電話相談窓口」を開設（4月27日18時時点で相談件数18件）。（独）INPITの熊本県知財総合支援窓口（※）のサービス業務を再開（4月26日）。

<関係機関への要請等>

○関係団体に対する下請中小企業への配慮要請

- ・公正取引委員会が作成した「下請法上の留意点（Q&A）」を370団体に周知（4月15日）
- ・親事業者による下請事業者に対する一方的な負担の押しつけの防止、復旧後の調達再開への配慮等につき、864団体に要請（4月25日）
- ・下請中小企業に対する今後の発注の方針や計画についての情報提供を、親事業者に対して要請（5月13日）

○官公需における受注機会の増大を図るため、被災地域の中小企業に対する適正な納期・工期の設定や迅速な支払等を各府省や都道府県に要請（4月27日）

○小規模事業者経営改善資金（マル経）融資の運用の柔軟化について、実施団体（全国商工会連合会商工会、日本商工会議所）に要請（4月28日）

<その他（手続緩和等）>

- 小規模事業者持続化補助金等、公募中の補助金の公募期間を延長（4月22日、27日、5月10日、5月17日、5月19日）
- 中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書・報告書の提出期限を延長（4月21日）
- 中小企業団体の総（代）会の開催義務の柔軟化（4月22日）
- 共済事業に関する手続緩和（契約証書の紛失時の便宜、共済金の支払いの迅速化、共済掛金の猶予期間の延長）（4月22日）
- 熊本地震復旧等予備費を活用し、中小企業対策、観光対策を実施する。具体的には、中小企業の設備・施設の復旧支援のためのいわゆる「グループ補助金」に400億円、金融支援のために200億円、外国人観光客向けのPRIに20億円など、総額675億円を支出することとした（5月31日）。
- 熊本地震復旧等予備費を活用した支援策について、熊本現地において、商工会・商工会議所など中小企業支援機関向けに説明会を開催（5月31日）
- 熊本地震復旧等予備費による、熊本地震の影響を受けた小規模事業者において経営計画に基づく販路開拓等の取組を補助する「被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）」の公募を開始（5月31日）。
- 熊本地震復旧等予備費による、熊本県内の商店街等に活気を取り戻すためのイベント等の事業を補助する「商店街震災復旧等事業（商店街にぎわい創出事業）」の公募を開始（6月1日）。
- 熊本地震復旧等予備費を活用した支援策について、中小企業向けに説明会等を熊本県・大分県で実施（6月13日～）。
- ビジネスマッチングサイト「J-GoodTech(ジェグテック)」について、優れた製品・技術を持つ熊本県及び大分県の中小企業についての応援サイトを開設。（5月11日）
- 輸出入に係る許可書等を紛失した者や、当該許可書等の有効期限延長手続きを行えない者に対し、交付手続きの弾力的運用（許可書の再発行等）を行う。（4月20日午後に当省貿易管理HPで通知）
※現時点では、許可書等の紛失についての連絡・相談は寄せられていない。

<広報・情報提供>

- 被災中小企業者向けの支援策をまとめたガイドブックを現地で配布（4月19日～）。20日に第二版、25日に第三版、5月7日に第四版、5月20日に第五版、5月31日に第六版を発行

○中小企業庁HP、twitter及び中小企業支援サイト「ミラサポ」による情報提供（4月15日～）

【その他】

○ボランティア派遣協力依頼文書の発出：被災地域のボランティア不足を受け、九州経済連合会会長及び九州各県商工会議所連合会会長（熊本・大分県を除く）宛てに九州経済産業局長名で発出（5月10日）



被災中小企業者等 支援策ガイドブック

第6版

被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

政府では、被災された中小企業者の皆さまが事業の復旧・再開に向け立ち上がる際のお力になれるよう最大限努力してまいります。

中小企業者向け支援策の情報をまとめました。是非ご活用ください。

今後、内容が追加される可能性もあります。最新の情報は各支援策に示した窓口に御確認ください。

地方公共団体が被災事業者向けに情報提供を行う際は、本ガイドブックに掲載している情報を自由にご活用下さい。

平成28年5月31日

中小企業庁

目次

【特集】熊本地震復旧等予備費による追加支援 6

中小企業庁では熊本地震復旧等予備費により、災害からの復旧・事業再建を目指す中小企業者の皆様に向けて、施設の復旧支援を新たに設けるとともに、資金繰り支援の拡充などを行いました。

- (1) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）
- (2) 商店街震災復旧等事業
- (3) 中小企業組合共同施設等復旧事業
- (4) 被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）
- (5) 平成 28 年熊本地震特別貸付
- (6) 小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資)
- (7) 産業復旧アドバイザー事業

1 事業継続、再開など経営全般について

事業の復旧、再建など経営に関する悩みについて広く相談に応じます。

- (1) 特別相談窓口での電話相談や窓口相談 9
- (2) 熊本県等と連携した巡回相談 18
- (3) 相談窓口に電話 1 本で専門家を派遣（一部の相談窓口は土日も受付） 19
- (4) 商店街への専門家等の派遣 20
- (5) 産業復旧アドバイザー事業【新設】 20
- (6) BCP（事業継続計画）策定支援 21

2 金融機関等からの借入れや返済について

借入金の返済猶予などの条件変更ができます。

事業再開に必要な資金を低利で借入れできます。

融資への信用保証が拡充されます。

小規模企業共済に加入されている方の無利子貸付けがあります。

(1)被災中小企業者の既往債務の負担軽減等	2 2
(2)平成 28 年熊本地震特別貸付【拡充】	2 5
(3)小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資)【拡充】	2 8
(4)高度化事業による貸付(災害復旧向け)(独)中小企業基盤整備機構	3 0
(5)信用保証協会制度(熊本県)【セーフティネット保証 4 号、災害関係保証等】	3 1
(6)信用保証協会制度(大分県、鹿児島県、長崎県、宮崎県、佐賀県)【セーフティネット保証 4 号】	3 3
(7)小規模企業共済制度の特例災害時貸付等	3 6
(8)金融機関等における特例措置	3 9
(9)金融庁相談ダイヤル(金融機関とのトラブル相談)	4 1
(10)自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(ローン減額等)	4 2
(11)金融円滑化特別資金(熊本県)	4 4
(12)小規模事業者おうえん資金(熊本県)	4 6
(13)チャレンジサポート資金(熊本県)	4 7
(14)平成 28 年熊本地震特別融資(熊本市)	4 9
(15)中小企業倒産防止共済制度	5 0
(16)中小企業退職金共済制度	5 1

3 施設の復旧などについて

被災した中小企業や商店街の施設の復旧費用を補助します。

チラシやホームページ作成などの販路開拓に取り組む費用を補助します。

- (1)中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）【新設】
..... 5 2
- (2)中小企業組合共同施設等復旧事業【新設】 5 4
- (3)商店街震災復旧等事業【新設】 5 5
- (4)被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）【新設】 5 6

4 下請取引のトラブルについて

中小企業の取引上の悩みについて特別相談を実施します。

- (1)下請かけこみ寺「特別相談窓口」を全国に設置 5 8
- (2)下請事業者との取引について、親事業者へ次のとおり要請しています 5 9
- (3)下請中小企業者への情報提供について、親事業者へ次のとおり要請しています 6 0

5 従業員の雇用について

地震の影響による労働者の休業や離職について、失業手当の特例や助成金があります。

- (1)雇用保険の失業給付の特例 6 1
- (2)休業手当に対する雇用調整助成金 6 3

6 税金の申告・納付について

国税や地方税の申告や納付の期限が延長されます。

所得税が減免されます。

納税の緩和等の措置が適用されます。

(1) 国税・地方税に係る申告・納付期限の延長等	6 5
--------------------------	-----

7 補助金の申請その他の手続きについて

補助金の公募期間等が延長されます。

商工会、商工会議所などの総会の開催を延期できます。

(1) 公募中の補助金の公募期間の延長	7 3
(2) 中小企業経営承継円滑化法の申請書・報告書の提出期限の延長	7 5
(3) 商工会、商工会議所、中小企業等協同組合、商店街振興組合の総（代）会の開催延期	7 6
(4) 特許等に関する手続き期間の延長などについて	7 6
(5) 中小企業組合等の役員変更の登記や、決算関係書類の届出等の期限の延長	7 7
(6) 更新登録の時期を迎える熊本県にお住まいの中小企業診断士の登録の有効期間の延長	7 7

8 その他の支援

家屋の解体・撤去や、がれきの収集・運搬及び処分に係る経費について補助があります。

(1) 中小企業の災害廃棄物の処理に関する支援	7 8
(2) 被災地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における受注機会増大の配慮を、各府省等や都道府県に要請	8 0
(3) ビジネスマッチングサイト「J-GoodTech（ジグテック）」における熊本県及び大分県企業向けの応援サイトの開設	8 1

9 よくあるご質問 82

10 県・市町村の連絡先一覧 84

【特集】熊本地震復旧等予備費による追加支援

中小企業庁では熊本地震復旧等予備費により、災害からの復旧・事業再建を目指す中小企業者の皆様に向けて、施設の復旧支援を新たに設けるとともに、資金繰り支援の拡充などを行いました。

被災した中小企業や商店街の施設の復旧費用を補助します。

チラシやホームページ作成などの販路開拓に取り組む費用を補助します。

事業の復旧や資金繰りに必要な資金を低利で借入れできます。

熊本県内の誘致企業等の経営に関する悩みについて、専門家が相談に応じます。

(1) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）

平成 28 年度熊本地震で被災した中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づき、グループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の 1/2 または 3/4（うち国が 1/3 または 1/2、県が 1/6 または 1/4）を補助することで、被災地域の経済・雇用の早期の回復を図ります。

従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な場合には、これに代えて、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（「新商品製造ラインの転換」、「生産効率向上」、「従業員確保のため宿舍整備」等）の実施も支援します（新分野事業）。

（→p. 52）

(2) 商店街震災復旧等事業

平成 28 年熊本地震により被災した地域（熊本県）の商店街について、被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯等の設備の改修等に要する費用の 3/4（国が 1/2、県が 1/4）を補助します。

また、商店街によるにぎわい創出事業について定額（上限 100 万円）を補助します。

これにより、商店街の復旧を行い、商店街の機能（商機能、コミュニティ機能）の早期回復を目指します。

(→p. 55)

(3) 中小企業組合共同施設等復旧事業

被災地（熊本県）の中小企業組合等が行う共同施設等の災害復旧事業に要する費用の3/4（国が1/2、県が1/4）を補助することにより、被災地域の早期の復旧・復興を目指します。

(→p. 54)

(4) 被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）

九州地方に所在する、平成28年熊本地震の影響を受けた小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓や業務効率化・生産性向上に取り組む費用を支援します。

(→p. 56)

(5) 平成28年熊本地震特別貸付

平成28年熊本地震により直接被害・間接被害（風評被害を含む）を受けた中小企業・小規模事業者に対して、日本政策金融公庫・商工組合中央金庫が事業の復旧に必要な設備資金や運転資金を長期・低利で融資するなど融資制度の拡充を行うことで、被災した中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援し、早期の事業・経営の再建を図ります。

(→p. 25)

(6) 小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）

マル経融資とは、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。

平成 28 年熊本地震により被害を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、災害対応特枠として、貸付限度額を別枠として 1,000 万円上乗せするほか、貸付金利について別枠 1,000 万円の範囲内で当初 3 年間、通常の金利から直接被害▲0.9%、間接被害▲0.5%引下げることで、小規模事業者の経営改善の促進を目指します。

(→ p. 28)

(7) 産業復旧アドバイザー事業

熊本県の誘致企業・中堅企業等のニーズにきめ細かく対応するため、専門家による相談窓口の設置や、被災自治体等と連携した事業再開等に関するアドバイスを行います。

これにより熊本地震により生じた経営課題の解決を支援し、熊本地震の影響を受けた九州地域の早期復興を目指します。

(→ p. 20)

1 事業継続、再開など経営全般について

事業の復旧、再開など経営に関する悩みについて広く相談に応じます。

(1) 特別相談窓口での電話相談や窓口相談

全国の日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及び経済産業局並びに中小企業基盤整備機構九州本部及び熊本県・大分県のよろず支援拠点に「特別相談窓口」を設置しています。商店街の相談は全国商店街振興組合連合会で応じています。

相談内容が具体的な融資の場合は日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、保証の場合は、信用保証協会にご相談ください。

熊本県と大分県の相談窓口は以下のとおりです。その他の県の相談窓口については、最寄りの各機関にお問い合わせください。

熊本県

【融資に関するご相談】

日本政策金融公庫

平日：9:00～17:00

熊本支店 中小企業事業 (電話) 096-352-9155

熊本支店 国民生活事業 (電話) 096-353-6121

八代支店 国民生活事業 (電話) 0965-32-5195

土日祝日：9:00～17:00

熊本支店 中小企業事業 096-352-9155

熊本支店 国民生活事業 096-353-6121

商工組合中央金庫

平日のみ：9:00～17:00

熊本支店（電話）096-352-6184

土日祝日のみ：9:00～17:00

本部（電話）0120-542-711

【保証に関するご相談】

信用保証協会

平日/土日祝日：9:00～17:15/9:00～17:00

熊本県信用保証協会（電話）096-375-2000

【全般的なご相談】

商工会議所

平日：8:30～17:15

熊本商工会議所（電話）096-354-6688

八代商工会議所（電話）0965-32-6191

荒尾商工会議所（電話）0968-62-1211

人吉商工会議所（電話）0966-22-3101

水俣商工会議所（電話）0966-63-2128

本渡商工会議所（電話）0969-23-2001

玉名商工会議所（電話）0968-72-3106

山鹿商工会議所（電話）0968-43-4111

牛深商工会議所（電話）0969-73-3141

土日祝日：8:30～17:15

熊本商工会議所（電話）096-354-6688

平日：9:00～17:00

日本商工会議所（電話）03-3283-7710

商工会

平日

熊本市託麻商工会	(電話) 096-380-0014
熊本市北部商工会	(電話) 096-245-0127
熊本市河内商工会	(電話) 096-276-0342
熊本市飽田商工会	(電話) 096-227-0852
熊本市天明商工会	(電話) 096-223-2022
熊本市富合商工会	(電話) 096-358-2521
熊本市城南商工会	(電話) 0964-28-2317
熊本市植木町商工会	(電話) 096-272-0236
宇土市商工会	(電話) 0964-22-5555
宇城市商工会	(電話) 0964-42-8111
美里町商工会	(電話) 0964-47-0336
玉名市商工会	(電話) 0968-57-0323
玉東町商工会	(電話) 0968-85-2174
南関町商工会	(電話) 0968-53-0120
長洲町商工会	(電話) 0968-78-0410
和水町商工会	(電話) 0968-86-2127
山鹿市商工会	(電話) 0968-46-2141
菊池市商工会	(電話) 0968-25-1131
合志市商工会	(電話) 096-242-0733
大津町商工会	(電話) 096-293-3421
菊陽町商工会	(電話) 096-232-2757
阿蘇市商工会	(電話) 0967-32-0200
南小国町商工会	(電話) 0967-42-0142
小国町商工会	(電話) 0967-46-3621
産山村商工会	(電話) 0967-25-2811
高森町商工会	(電話) 0967-62-0274
南阿蘇村商工会	(電話) 0967-62-9435
西原村商工会	(電話) 096-279-2295
御船町商工会	(電話) 096-282-0322
嘉島町商工会	(電話) 096-237-0734

益城町商工会	(電話) 096-286-2551
甲佐町商工会	(電話) 096-234-0272
山都町商工会	(電話) 0967-72-0186
八代市商工会	(電話) 0965-52-8111
氷川町商工会	(電話) 0965-62-2021
芦北町商工会	(電話) 0966-82-2548
津奈木町商工会	(電話) 0966-78-3580
錦町商工会	(電話) 0966-38-0009
あさぎり町商工会	(電話) 0966-45-0969
多良木町商工会	(電話) 0966-42-2525
湯前町商工会	(電話) 0966-43-3333
水上村商工会	(電話) 0966-44-0073
相良村商工会	(電話) 0966-35-0504
五木村商工会	(電話) 0966-37-2321
山江村商工会	(電話) 0966-24-9326
球磨村商工会	(電話) 0966-25-6660
上天草市商工会	(電話) 0969-56-0244
天草市商工会	(電話) 0969-23-2020
苓北町商工会	(電話) 0969-37-1244

平日/土日祝日 : 8:30~17:15

熊本県商工会連合会 (電話) 096-325-5161

平日 : 9:00~17:30

全国商工会連合会 (電話) 03-6268-0085

中小企業団体中央会

平日 : 8:30~17:15

熊本県中小企業団体中央会 (電話) 096-325-3255

土日祝日 : 9:00~17:00

熊本県中小企業団体中央会 (電話) 096-325-3255

平日 : 9:00~17:00

全国中小企業団体中央会 (電話) 03-3523-4902

(独) 中小企業基盤整備機構

平日/土日祝日：10:00～17:00

中小企業復興支援センター熊本 (電話) 096-364-5252

平日/土日祝日：9:00～17:00

九州本部 (電話) 092-263-1500

平日/土日祝日：9:00～17:00

南九州事務所 (電話) 099-219-7882

経済産業局

平日/土日祝日：9:00～18:00

九州経済産業局 産業部 中小企業課 (電話) 092-482-5447

よろず支援拠点

平日/土日祝日 9:00～17:00

熊本県よろず支援拠点 (電話) 096-286-3355

【下請取引に関するご相談】

下請かけこみ寺

平日：9:00～12:00/13:00～17:00

熊本 (電話) 0120-418-618

本部 (電話) 03-5541-6655

【商店街からのご相談】

全国商店街振興組合連合会

平日：9:00～17:00

全国商店街振興組合連合会 (電話) 03-3553-9300

【小規模企業共済・中小企業倒産防止共済に関するご相談窓口】

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日：9：00～19：00 (電話) 050-5541-7171

土曜日：10：00～15：00 (電話) 050-5541-7171

日曜日・祝日：10：00～15：00 (電話) 03-5470-1559

【中小企業退職金共済等に関するご相談窓口】

(独)勤労者退職金共済機構

○中小企業退職金共済制度

平日：9：00～17：15 (電話) 03-6907-1234

○特定業種退職金共済制度

・建設業退職金共済事業本部 (建退共)

平日：9：00～17：15 (電話) 03-6731-2831

・清酒製造退職金共済事業本部 (清退共)

平日：9：00～17：15 (電話) 03-6731-2887

・林業退職金共済事業本部 (林退共)

平日：9：00～17：15 (電話) 03-6731-2887

【ミラサポ専門家派遣】

よろず支援拠点や、商工会、商工会議所等の支援機関にご相談いただいた際、相談内容によっては、これらの支援機関が「ミラサポ」に登録されている専門家を派遣します。専門家は、3回まで無料で派遣できます。さらに、お電話でご相談いただいた際にも派遣することができます。

(お問い合わせ先) 株式会社パソナ (電話) 03-5542-1685

大分県

【融資に関するご相談】

日本政策金融公庫

平日：9:00～17:00

大分支店・中小企業事業 (電話) 097-532-4106

大分支店・国民生活事業 (電話) 097-535-0331

別府支店・国民生活事業 (電話) 0977-25-1151

土日祝日：9:00～17:00

熊本支店 中小企業事業 (電話) 096-352-9155

熊本支店 国民生活事業 (電話) 096-353-6121

商工組合中央金庫

平日：9:00～19:00

大分支店 (電話) 097-534-4157

土日祝日：9:00～17:00

本部 (電話) 0120-542-711

【保証に関するご相談】

信用保証協会

平日/土日祝日：9:00～17:15/9:00～17:00

大分県信用保証協会 保証一課 (電話) 097-532-8246

大分県信用保証協会 保証二課 (電話) 097-532-8247

【全般的なご相談】

商工会議所

平日：8:30～17:00

日田商工会議所 (電話) 0973-22-3184

臼杵商工会議所 (電話) 0972-63-8811

津久見商工会議所 (電話) 0972-82-5111

豊後高田商工会議所 (電話) 0978-22-2412

竹田商工会議所 (電話) 0974-63-3161

宇佐商工会議所 (電話) 0978-33-3433

平日 : 8:30~17:15

大分商工会議所 (電話) 097-536-3131

平日 : 8:30~17:30

中津商工会議所 (電話) 0979-22-2250

佐伯商工会議所 (電話) 0972-22-1550

平日 : 9:00~17:30

別府商工会議所 (電話) 0977-25-3311

商工会連合会

平日 : 8:30~17:15

大分県商工会連合会 (電話) 097-534-9507

中小企業団体中央会

平日 : 8:30~17:15

大分県中小企業団体中央会 (電話) 097-536-6331

(独) 中小企業基盤整備機構

平日/土日祝日 : 9:00~17:00

九州本部 (電話) 092-263-1500

経済産業局

平日/土日祝日 : 9:00~18:00

九州経済産業局 産業部 中小企業課 (電話) 092-482-5447

よろず支援拠点

平日/土日祝日 : 9:00~17:00

大分県よろず支援拠点 (電話) 097-537-2837

【下請に関するご相談】

下請かけこみ寺

平日：9:00～12:00/13:00～17:00

本部

(電話) 03-5541-6655

【商店街からのご相談】

全国商店街振興組合連合会

平日：9:00～17:00

全国商店街振興組合連合会 (電話) 03-3553-9300

【小規模企業共済・中小企業倒産防止共済に関するご相談窓口】

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日：9:00～19:00 (電話) 050-5541-7171

土曜日：10:00～15:00 (電話) 050-5541-7171

日曜日・祝日：10:00～15:00 (電話) 03-5470-1559

【ミラサポ専門家派遣】

よろず支援拠点や、商工会、商工会議所等の支援機関にご相談いただいた際、相談内容によっては、これらの支援機関が「ミラサポ」に登録されている専門家を派遣します。専門家は、3回まで無料で派遣できます。さらに、お電話でご相談いただいた際にも派遣することができます。

(お問い合わせ先) 株式会社パソナ (電話) 03-5542-1685

(2) 熊本県等と連携した巡回相談の実施

熊本県が県内各地で開催する「平成 28 年熊本地震に係る中小企業ワンストップ特別相談会」に、熊本県よろず支援拠点のコーディネーターや中小機構の専門家を派遣し、ご相談をお受けします。

また、熊本県や熊本県内市町村、商工会、商工会議所、県内業界団体等と連携して、商工会の経営指導員等の巡回等に中小機構の専門家が協力し、ご相談をお受けします。

平成 28 年熊本地震に係る中小企業ワンストップ特別相談会の日程（熊本県）

URL : http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_15558.html

熊本県よろず支援拠点

URL : <http://www.kmt-ti.or.jp/archives/254>

(独) 中小企業基盤整備機構 中小企業復興支援センター熊本

URL : <http://www.smrj.go.jp/kikou/news/saigai/098384.html>

(3) 相談窓口で電話 1 本で専門家を派遣

(一部の相談窓口は土日も受付)

下記の相談窓口 ((1)~(3)) に、ご来訪いただくか、お電話をいただければ、経営や資金繰り、税務、会計、雇用、ITなどの専門家を派遣します。従来は、窓口訪問後、一定のコンサルティングを受けてから専門家の派遣を行っていましたが、被災された事業者のご負担を考慮して、お電話のみのご相談後に、専門家の派遣を行うことにしました。

さらに、一部の相談窓口は土日も受け付けます。

(1)、(2)は 3 回まで無料（「ミラサポ」に登録されている全国の約 6,500 名の専門家の中から派遣）。(3)は無料（熊本地震からの復興のために登録されている約 150 名の専門家の中から派遣）。

(1) 商工会、商工会議所、県商工会連合会、県中小企業団体中央会

(2) 熊本県よろず支援拠点（公益財団法人くまもと産業支援財団内）

(3) 中小企業復興支援センター熊本（独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）熊本大学連携インキュベーター内）

連絡先一覧

URL : <https://www.mirasapo.jp/kumamoto/management.html>

(独) 中小企業基盤整備機構 中小企業復興支援センター熊本

URL : <http://www.smrj.go.jp/kikou/news/saigai/098384.html>

【専門家による経営支援の概要】

収益性の改善が図れず、売上げ回復が困難な企業に対して経営改善のためのアドバイスを行うなど、多種多様な経営課題に対応します。

(主な想定事例)

- ・運転資金確保が困難となった企業に対し、資金繰り計画と需要見通しの整理や事業計画の策定を支援
- ・顧客離れで経営が困難となった企業に対し、新規顧客獲得等に向けた取組を支援

専門家派遣制度（(1)、(2)）

URL : <https://www.mirasapo.jp/specialist>

(4) 商店街への専門家等の派遣

- ① (株) 全国商店街支援センターは、専門家(数百名規模の商店街相談アドバイザー等)のうち、九州に拠点を置いている20名程度の専門家を派遣し、被災された商店街及び周辺商店街に対するよろず相談への対応を行います。
- ② (株) 全国商店街支援センターは、震災により被害を受けた商店街の求めに応じ、阪神大震災、新潟中越地震、東日本大震災等の震災からの復旧・復興に携わった経験を持つ実務家等を派遣し、震災復興に係る取組事例やノウハウ等を伝えるための研修を行います。

所在地：東京都中央区湊1丁目6-11 八丁堀エスワンビル4階

電話番号：03-6228-3061

メールアドレス：yousei-s@shoutengai-shien.com

(5) 産業復旧アドバイザー事業【新設】

【制度の概要】

熊本県の誘致企業・中堅企業等のニーズにきめ細かく対応するため、専門家による相談窓口の設置や事業再開等に関するアドバイスを行います。

【対象者】

熊本県に立地している誘致企業・中堅企業等

【募集期間】

6月中旬に委託事業者を公募予定

7月中旬に相談窓口の設置、アドバイス支援開始

【お問い合わせ先】

(委託事業者決定前)

経済産業省地域経済産業グループ 産業施設課 (電話) 03-3501-1677

【よくあるご質問】

Q 1 : 専門家はこういった相談に対応していただけるのですか。

A 1 : 熊本県の誘致企業や中堅企業等の事業再開等に関する相談を主に行っております。

Q 2 : 専門家を呼ぶ場合の費用はかかりますか。

A 2 : 無料です。

(6) BCP (事業継続計画) 策定支援

熊本県、熊本県商工会議所連合会、熊本県商工会連合会、熊本県中小企業団体中央会、東京海上日動火災(株)において、「事業継続計画 (BCP) の策定支援に関する協定」を締結し、事業継続計画 (BCP) の策定支援を行います。

- ・事業者への普及啓発
- ・計画策定への技術的助言
- ・BCP に関するセミナーの開催 等

支援対象者：県内事業者

支援対象経費等：無料

募集時期：随時募集

事業主体/お問い合わせ先

熊本県商工観光労働部商工政策課 (電話) 096-333-2312

2 金融機関等からの借入れや返済について

借入金の返済猶予などの条件変更ができます。

事業再開に必要な資金を低利で借入れできます。

融資への信用保証が拡充されます。

小規模企業共済に加入されている方の無利子貸付けがあります。

(1) 被災中小企業者の既往債務の負担軽減等

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会が、返済猶予などの既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被災を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応します。

【日本政策金融公庫、商工組合中央金庫での対応】

返済猶予の申し出が遅れた場合でも、返済期日に遡及して返済猶予に対応します。また、提出書類の簡素化や契約手続きの迅速化を行うことで、被災した中小企業者の負担軽減を行います。

【信用保証協会での対応】

返済期日経過後の期日延長や返済方法、既往の保証付融資の借換等に柔軟に対応します。また、審査書類の簡素化や契約手続き等の迅速化を行うことで、被災した中小企業者の負担軽減を行います。

【お申し込み先】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会にお申し込みください。

日本政策金融公庫

平日：9:00～17:00

熊本支店 中小企業事業 (電話) 096-352-9155

熊本支店 国民生活事業 (電話) 096-353-6121

八代支店 国民生活事業 (電話) 096-532-5195

大分支店 中小企業事業 (電話) 097-532-4106
大分支店 国民生活事業 (電話) 097-535-0331
別府支店 国民生活事業 (電話) 0977-25-1151

土日祝日：9:00～17:00

熊本支店 中小企業事業 (電話) 096-352-9155
熊本支店 国民生活事業 (電話) 096-353-6121

商工組合中央金庫

平日：9:00～19:00

熊本支店 (電話) 096-352-6184
大分支店 (電話) 097-534-4157

土日祝日：9:00～17:00

本部 (電話) 0120-542-711

熊本県信用保証協会

平日：9:00～17:15 (電話) 096-375-2000

土日祝日：9:00～17:00 (電話) 096-375-2000

大分県信用保証協会

平日：9:00～17:15

保証一課 (電話) 097-532-8246
保証二課 (電話) 097-532-8247

土日祝日：9:00～17:00

保証一課 (電話) 097-532-8246
保証二課 (電話) 097-532-8247

【九州財務局・日本銀行熊本支店】

災害の状況、応急資金の需要等を踏まえて、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更など、災害の影響を受けている中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう九州財務局・日本銀行熊本支店から各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）へ要請しております。

【（独）中小企業基盤整備機構】

（独）中小企業基盤整備機構では、今般の災害により被災を受けた高度化貸付けを利用し償還中の企業の方に対し、その負担を軽減するため都道府県からの申請により、償還猶予又は最終償還期限の延長（各3年以内）を図ることとしています。

お問い合わせ先

熊本県 商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課 : 096-333-2326

大分県 商工労働部 経営創造・金融課 : 097-506-3226

（独）中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業企画課 : 03-5470-1528

【リース事業協会・日本自動車リース協会連合会】

リース事業協会及び日本自動車リース協会連合会においては、被災された地元中小企業等から支払猶予や契約期間延長のお申し込みがあった場合には、支払条件の変更等について、柔軟かつ適切な対応を講じることとしています。

また、リース相談窓口等を設置し、被災された事業者の方々からのお問い合わせを受けています。

お問い合わせ先

公益社団法人 リース事業協会 「リース相談窓口」

（電話）03-3595-2801

一般社団法人 日本自動車リース協会連合会 事務局

（電話）03-5484-7037

(2) 平成 28 年熊本地震特別貸付【拡充】

[災害復旧貸付やセーフティネット貸付を拡充したもの]

【制度の概要】

地震により直接被害・間接被害（風評被害を含む）を受けた中小企業・小規模事業者（以下、中小企業）に対して、日本政策金融公庫・商工組合中央金庫が事業の復旧に必要な設備資金や運転資金を長期・低利で融資するなど融資制度の拡充を行います。

【対象者】

- ①直接被害を受けた熊本県内の中小企業
- ②直接被害を受けた熊本県内の企業(大企業を含む)と一定の直接取引があり、業況が悪化している中小企業（全国で適用可能）
- ③上記①②以外で、今般の地震により、業況が悪化している中小企業（風評被害による影響を受けた九州区域内の中小企業を含む）

【金利】

- ①当初 3 年間：基準利率（災害）－ 0. 9 %
（－ 0. 9 %の限度額：日本公庫中小、商工中金 1 億円 日本公庫国民 3 千万円）
※罹災証明書が必要。提出いただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談下さい。
※ 4 年目以降及び上記限度額を超える分：基準利率(災害)－ 0. 5 %
- ②当初 3 年間：基準利率（災害）－ 0. 5 %
（－ 0. 5 %の限度額：日本公庫中小・国民、商工中金 3 千万円）
※地方経済産業局が発行する被害証明書が必要。提出いただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談下さい。
※ 4 年目以降及び上記限度額を超える分：基準利率(災害)－ 0. 3 %
- ③基準利率－ 0. 3 %

※日本政策金融公庫：

基準利率(災害):中小事業 1.30%、国民事業 1.40%

(いずれも平成 28 年 5 月 18 日現在、貸付期間 5 年の場合の基準利率です。担保の有無等に関わらず利率は一律になります。)

基準利率:中小事業 1.30%

国民事業 1.85%

(平成 28 年 5 月 18 日現在、貸付期間 5 年の場合の基準利率です。担保の有無等によって利率は変わります。)

※商工組合中央金庫：所定の利率（相談のうえ）

【貸付期間】

- ①最大 20 年（設備）、最大 15 年（運転）（据置期間：最大 5 年）
- ②最大 20 年（設備）、最大 15 年（運転）（据置期間：最大 3 年）
- ③最大 15 年（設備）、最大 8 年（運転）（据置期間：最大 3 年）

【限度額】

- ①日本公庫中小、商工中金 3 億円（別枠）日本公庫国民 6 千万円(上乘せ)
- ②日本公庫中小、商工中金 3 億円（別枠）日本公庫国民 6 千万円(上乘せ)
- ③日本公庫中小、商工中金 7. 2 億円（別枠）日本公庫国民 4. 8 千万円（別枠）

【担保・保証人】

担保・保証人については、弾力的に取り扱います。

【お問い合わせ先】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫にお申し込みください。

日本政策金融公庫

平日：9：00～17：00

熊本支店 中小企業事業	(電話) 096-352-9155
熊本支店 国民生活事業	(電話) 096-353-6121
八代支店 国民生活事業	(電話) 0965-32-5195
大分支店 中小企業事業	(電話) 097-532-4106
大分支店 国民生活事業	(電話) 097-535-0331

別府支店 国民生活事業 (電話) 0977-25-1151

土日祝日 : 9 : 00 ~ 17 : 00

熊本支店 中小企業事業 (電話) 096-352-9155

熊本支店 国民生活事業 (電話) 096-353-6121

商工組合中央金庫

平日 : 9 : 00 ~ 19 : 00

熊本支店 (電話) 096-352-6184

大分支店 (電話) 097-534-4157

土日祝日 : 9:00~17:00

本部 (電話) 0120-542-711

熊本県と大分県以外については、最寄りの日本政策金融公庫、商工組合中央金庫にお問い合わせください。

(3) 小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資)【拡充】

【制度の概要】

商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。

平成 28 年熊本地震により、被害を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、災害対応特枠として、以下の措置を実施します。

- ①貸付限度額について、別枠として、1,000 万円を上乗せ
- ②貸付金利について、別枠 1,000 万円の範囲内で当初 3 年間、通常の金利から直接被害 - 0.9%、間接被害 - 0.5% 引下げ

【対象者】

- ①直接被害を受けた熊本県内の小規模事業者
- ②直接被害を受けた熊本県内の企業（大企業を含む）と一定の直接取引があり、業況が悪化している小規模事業者

※①は、罹災証明書が必要。提出いただく時期については柔軟に対応いたしますので、ご相談下さい。

※②は、商工会・商工会議所等が発行する被害証明書が必要。

【貸付条件】

<震災対応特枠>

貸付限度額：別枠 1,000 万円

貸付金利：当初 3 年間

①通常の利率 - 0.9% ②通常の利率 - 0.5%

※通常の利率：1.30%（平成 28 年 5 月 18 日現在）

貸付期間：設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内

据置期間：設備資金 2 年以内、運転資金 1 年以内

担保等：担保・保証人は不要

経営指導：原則 6 か月以上、商工会等の経営指導を受けること

※経営指導員による濃密な指導を受けること等により、指導期間にかかわらず融資の推薦を受けることができます（P.40 参照）。

<本体枠>

貸付限度額：2,000 万円

貸付金利：1.30%（平成 28 年 5 月 18 日現在）

（貸付期間、据置期間、担保等は震災対応特枠と同じ）

【募集期間】

6 月 1 日から実施

【お問い合わせ先】

事業所の所在する地区の商工会・商工会議所にお問い合わせください。

【よくあるご質問】

Q 1：いわゆる風評被害については、間接被害の対象に含まれるのでしょうか。

A 1：間接被害については、直接被害を受けた事業者と一定の取引がある者が対象となるため、いわゆる風評被害については該当しません。マル経では本体枠部分（金利の低減なし＝現行 1.30%）の取扱いになります。

なお、別途措置される平成 28 年熊本地震特別貸付（P.25 参照）については、風評被害等により業況が悪化している中小企業者も対象となります。（基準利率－0.3%）

Q 2：市町村の事務が停滞しており、罹災証明書の入手ができていませんが、貸付の相談を受けられますか。

A 2：未入手の場合であっても、本件の相談・申請窓口である地域を管轄する商工会・商工会議所にご相談ください。

※市町村の事務の遅れにより罹災証明書の入手ができていない場合でも、被害状況を確認の上、罹災証明書の発行対象であると見込まれる場合には、事後提出を認める運用を行います。

(4) 高度化事業による貸付（災害復旧向け）

(独) 中小企業基盤整備機構

【対象者】

過去に高度化資金の貸付けを受けて整備した施設の復旧を図る者又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業の貸付対象事業（共同施設事業等）を行う者

【貸付対象施設】

災害復旧に当たって必要な土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるもの

【貸付条件】

貸付割合：貸付対象施設の整備資金の90%以内

償還期限：据置期間を含む20年以内であって、都道府県が適当と認める期間

据置期間：3年以内であって、都道府県が適当と認める期間

金利：無利子

【お問い合わせ先】

熊本県商工観光労働部 商工労働課 商工振興金融課

電話 096-333-2326

大分県商工労働部 経営創造・金融課

電話 097-506-3226

(独)中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業企画課

電話 03-5470-1528

(5) 信用保証協会制度 (熊本県)

【セーフティネット保証 4号、災害関係保証等】

熊本県信用保証協会では、平成 28 年熊本地震により事業に影響が生じている方向けに以下の制度を実施しております。

【売上の減少等一定の影響を受けた方 (セーフティネット保証 4号)】

本制度の対象者

下記、(イ)、(ロ)の両方に該当する事業者(直接的な被害を受けた方に限りません)

(イ) 熊本県内において1年間以上継続して事業を行っていること。

(ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※当該災害の影響を受けた後、最近1か月の売上高等の把握については、中小企業者等の状況に応じて柔軟な対応とさせていただきますので、市町村窓口へご相談下さい。

※お申し込みの際には市町村等が発行する認定書が必要となります。

対象となる資金の使途

経営の安定に必要な資金

【事業用資産に倒壊・火災等直接的な被害を受けた方

(災害関係保証)】

本制度の対象者

災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊・火災等の直接的な被害を受けた方

※市町村等が発行する罹災証明書が必要となりますが、提出いただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談下さい。

対象となる資金の使途

事業の再建に必要な資金

【両制度共通の制度内容】

① 保証限度額

無担保 8,000 万円、最大 2 億 8,000 万円

※一般保証と別枠、融資額の全額を保証

② 保証料率

信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください

③ 保証期間

個別に信用保証協会とご相談ください

③ 保証人

原則第三者保証人は不要

また、当面の資金繰りを短期資金にてスピーディに支援するための制度として、熊本県信用保証協会において震災支援短期資金を実施しております。同制度の期間内に、再建に向けた事業展開をご検討いただき、長期的な支援につなげることが出来ます。

【お申し込み先】

信用保証協会窓口にご連絡いただければ、皆様の状況に適した制度、ご支援のご紹介をいたしますので、お問い合わせ下さい（県融資制度等については P.44～P.49 参照）。

熊本県信用保証協会

平日：9：00～17：15 （電話）096-375-2000

土日祝日：9：00～17：00 （電話）096-375-2000

【よくあるご質問】

Q1：信用保証協会が実施する売上の減少等一定の影響を受けた事業者向けの保証（セーフティネット保証 4 号）は、地震により直接被害を受けた場合でなくても利用できますか？

A1：今回の地震の影響により一定の売上高の減少が認められる場合は、直接的な被害を受けていなくても利用できます。

詳しくは最寄りの信用保証協会までお問合せください。

(6) 信用保証協会制度（大分県、鹿児島県、長崎県、宮崎県、佐賀県）【セーフティネット保証 4 号】

信用保証協会では、平成 28 年熊本地震により事業に影響が生じている方向けに以下の制度を実施しております。

【売上の減少等一定の影響を受けた方（セーフティネット保証 4 号）】

セーフティネット保証 4 号の指定地域に大分県全域、鹿児島県全域、長崎県全域、宮崎県全域、佐賀県全域を追加し、大分県、鹿児島県、長崎県、宮崎県においては取扱、佐賀県においては事前相談を開始しています。

本制度の対象者

下記、(イ)、(ロ)の両方に該当する事業者（直接的な被害を受けた方に限りません）

(イ) 指定地域内において 1 年間以上継続して事業を行っていること。

(ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近 1 か月の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。

※当該災害の影響を受けた後、最近 1 か月の売上高等の把握については、中小企業者等の状況に応じて柔軟な対応とさせていただきますので、市町村窓口へご相談下さい。

※お申し込みの際には市町村等が発行する認定書が必要となります。

対象となる資金の用途

経営の安定に必要な資金

【制度内容】

①保証限度額

無担保 8,000 万円、最大 2 億 8,000 万円

※一般保証と別枠、融資額の全額を保証

②保証料率

信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください

③保証期間

個別に信用保証協会とご相談ください

④保証人

原則第三者保証人は不要

【ご相談窓口】

大分県信用保証協会

平日：9:00～17:15

保証一課 (電話) 097-532-8246

保証二課 (電話) 097-532-8247

土日祝日：9:00～17:00

保証一課 (電話) 097-532-8246

保証二課 (電話) 097-532-8247

鹿児島県信用保証協会

平日のみ：9:00～17:15

保証部 (電話) 099-223-0271

経営支援部 (電話) 099-223-0274

長崎県信用保証協会

平日のみ：9:00～17:00

本所(本所事業部) (電話) 095-822-9171

佐世保支所 (電話) 0956-23-3295

宮崎県信用保証協会

平日のみ：9:00～17:20

本所(業務部) (電話) 0985-24-8253

佐賀県信用保証協会

平日のみ：9:00～17:00

本所(業務部) (電話) 0952-24-4342

信用保証協会窓口にご連絡いただければ、皆様の状況に適した制度、ご支援のご紹介をいたしますので、お問い合わせ下さい。

【よくあるご質問】

Q1：信用保証協会が実施する売上の減少等一定の影響を受けた事業者向けの保証（セーフティネット保証 4号）は、地震により直接被害を受けた場合でなくても利用できますか？

A1：今回の地震の影響により一定の売上高の減少が認められる場合は、直接的な被害を受けていなくても利用できます。詳しくは最寄りの信用保証協会までお問合せください。

(7) 小規模企業共済制度の特例災害時貸付等

【特例災害時貸付の創設（災害救助法適用地域の共済契約者）】

今般の地震により被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、（独）中小企業基盤整備機構において次のとおり、災害時貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定や償還期間の延長など貸付条件の緩和を実施します（4月14日以降に一般貸付等を受けられた共済契約者については遡って当該措置を適用します）。なお、災害救助法適用地域にある事業所又はその契約者事業の主要な資産について、全壊、流失、半壊、その他これらに準じる損害を受けていることの証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会から受けていることが必要となります。

- (1) 貸付利率：無利子
- (2) 貸付限度額：2,000万円（ただし、共済契約が解除された場合に支払われる解約手当金の範囲内（50万円以上で5万円の倍数となる額）です。なお、一般貸付等と併せてご利用される場合の貸付限度額は、3,000万円までです。）
- (3) 償還期間：①貸付金額が500万円以下の場合は4年、②貸付金額が505万円以上の場合は6年
- (4) 据置期間の設定：据置期間1年
- (5) 償還方法：6か月ごとの元金均等割賦償還
- (6) 担保、保証人：不要

【「災害時貸付」及び「緊急経営安定貸付」の適用要件の緩和】

「災害時貸付」

災害により被害を受けたため経営の安定に支障が生じた場合に事業資金を貸付ける制度です。災害の影響により、次のいずれかの要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会から受けていることが必要となります。

- ① 災害救助法適用地域にある事業所又はその契約者事業の主要な資産について、全壊、流失、半壊、その他これらに準じる損害を受けていること。
- ② 当該災害の影響を受けた後、又は、取引先が被災したことの影響を受けた後、原則として1か月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれること。

「緊急経営安定貸付」

災害の影響による一時的な売上の減少により、資金繰りに著しい支障をきたしている共済契約者に経営の安定を図るための事業資金を貸付ける制度です。

災害の影響により、1 か月間の売上高が前年同月に比して急激に減少することが見込まれる旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会から受けていることが必要となります。

上記の貸付要件は次のとおりです。

- (1) 貸付限度額 : 1,000 万円 (ただし、共済契約が解除された場合に支払われる解約手当金の範囲内 (50 万円以上で 5 万円の倍数となる額) です。なお、特例災害時貸付以外の一般貸付等と併せてご利用される場合の貸付限度額は、2,000 万円までです。)
- (2) 貸付利率 : 年 0.9% (平成 28 年 5 月 19 日現在)
- (3) 貸付期間 : ①貸付金額が 500 万円以下の場合は 3 年、②貸付金額が 505 万円以上の場合は 5 年
- (4) 償還方法 : 6 か月ごとの元金均等割賦償還
- (5) 担保、保証人 : 不要

【掛金の納付期限の延長等 (災害救助法適用地域の共済契約者)】

災害救助法適用地域の共済契約者は、ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金の掛止め、③掛金月額減額のいずれかをお選びいただけます。

- ① 掛金の納付期限の延長 : 掛金の納付期限を最大 6 か月延長し、この期間の掛金の納付 (掛金請求) を停止します。
- ② 掛金の掛止め : 掛金の納付を一定期間 (6 か月または 12 か月) 停止します。
- ③ 掛金月額減額 : 掛金月額は、1,000 円から 70,000 円までの範囲内 (500 円単位) で自由に選択できます。

【共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除（災害救助法適用地域の共済契約者）】

平成28年4月14日時点で契約者貸付を受けている方は、原則として延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。

なお、償還期日後1年以内に返済または借換えの手続きをしていただくことになります。

【共済金等の請求書類関係の簡略化（災害救助法適用地域の共済契約者）】

印鑑登録証明書の提出または実印の押印ができない場合や、廃止に関する官公署等の証明の写しを提出できない場合の共済金等の請求に必要な書類等については、柔軟に対応します。

お問い合わせ先

（独）中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日：9：00～19：00 （電話）050-5541-7171

土曜日：10：00～15：00 （電話）050-5541-7171

日曜日・祝日：10：00～15：00 （電話）03-5470-1559

(8) 金融機関等における特例措置

【銀行・信用金庫・信用組合、証券会社、保険会社等に対する要請】

災害の状況を踏まえ、九州財務局・日本銀行熊本支店は、銀行・信用金庫・信用組合、証券会社、保険会社等に対して、また中小企業庁は、共済事業を実施する組合等に対して、各種手続きに必要な提出資料の簡便化や、払戻しや支払時等に迅速・柔軟な対応等を行うよう要請しています。

【主な要請内容】

銀行・信用金庫・信用組合等

- ・ 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- ・ 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- ・ 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。
- ・ 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。

証券会社等

- ・ 届出の印鑑を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって本人であることを確認して払戻しに応ずること。
- ・ 有価証券紛失の場合の再発行手続きについての協力をする事。
- ・ 災害被災者から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合に、可能な限り払戻しに応ずること。等

生命保険会社・損害保険会社・共済事業を実施する組合等

- ・ 保険証券、届出印鑑等を紛失した保険契約者等については、申し出の保険契約内容が確認できれば、保険金等の請求案内を行うなど可能な限りの便宜措置を講ずること。
- ・ 生命保険金、損害保険金又は共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- ・ 生命保険料、損害保険料又は共済掛金の払込については、契約者の被災の状況に応じて

猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。等

お問い合わせ先

お取引のある金融機関等にお問い合わせください。

【全国商工会連合会、日本商工会議所に対する要請】

被害を受けた小規模事業者の事業再建、復興に向けた取組を迅速化する観点から、小規模事業者経営改善資金(マル経)融資について、推薦手続の迅速な対応を行うことなどを実施団体(全国商工会連合会、日本商工会議所)に対し要請しています。

【主な要請内容】

全国商工会連合会、日本商工会議所

・ 小規模事業者経営改善資金(マル経)融資について

(1) 申込みにあたり「商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6か月以上受けていること」が要件となっていますが、経営指導員が濃密な指導を行うこと等により、経営指導期間にかかわらず融資の推薦を行うこと。

(2) 震災のため事業所が損壊する等により営業確認書類や決算書等を亡失した場合であっても柔軟な対応を行うこと。

お問い合わせ先

事業所の所在する地区の商工会・商工会議所にお問い合わせください。

(9) 金融庁相談ダイヤル（金融機関とのトラブル相談）

金融サービス利用者相談室においては、平成 28 年熊本地震発生に際し、被災者等からの各種金融機関の窓口のお問合せや金融機関等とのお取引に関するご相談等への対応のため、「平成 28 年熊本地震金融庁相談ダイヤル」を下記のとおり、開設しました。

【平成 28 年熊本地震金融庁相談ダイヤル】

受付時間

平日 10：00～17：00（電話での受付） ※ファックス、メールは 24 時間受付

電話での受付

0120-156-811（フリーダイヤル） ※IP 電話からは 03-5251-6813 におかけください。

ファックスでの受付

03-3506-6699

メールでの受付

28kumamoto@fsa.go.jp

文書での受付

〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館

金融庁 金融サービス利用者相談室

（注）ファックス、メール、文書で受け付けさせて頂いた場合には、相談室より、原則平日 10：00～17：00 の間に、お電話をお返し致します。

【受付内容】

平成 28 年熊本地震金融庁相談ダイヤルでは、当該地震等に関連する金融機関等とのお取引に関してのお問合せ、ご相談を電話や FAX 等により受け付けます。

なお、フリーダイヤルは通話料金無料です。

（注）一般の「金融機関との間の個別トラブルに関する相談等や金融行政に関する意見・要望等」は、0570-016811（IP 電話からは 03-5251-6811）におかけください。

(10) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

(ローン減額等)

【制度概要】

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により、事業性ローン、リース、住宅ローンなどの免除・減額を金融機関等へ申し出ることができます。

【対象者】

自然災害（※）の影響によって、住宅ローンや事業性ローン、リース等の既往債務を弁済することができないまたは近い将来弁済できないことが確実と見込まれるなどの一定の要件を満たした個人の債務者

※平成 27 年 9 月 2 日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害

【特徴】

破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されません。また、財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができます。

【手続の流れ】

- ① 最も多額のローンを借りている金融機関等へガイドラインの手続着手を希望することを申し出ます。このとき、金融機関等から借入の状況などをお聞きします。
- ② 「①」の金融機関等からガイドラインの手続着手について同意が得られたら、地元弁護士会などを通じて全国銀行協会に対し「登録支援専門家（※）」による手続支援を依頼します。
※「登録支援専門家」とは、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士の資格を有し、中立公正な立場からガイドラインの手続支援を行う専門家で、その費用は無料となっています。
- ③ 金融機関等に債務整理を申し出て、申出書のほか財産目録などの必要書類を提出します。
- ④ 「登録支援専門家」の支援を受けながら、金融機関等との協議を通じて、債務整理の内容を盛り込んだ書類（調停条項案）を作成し、「登録支援専門家」を経由して、金融機関等へ「調停条項案」を提出します。

- ⑤ 全ての金融機関等から同意が得られた場合、簡易裁判所へ特定調停を申し立てます（申立費用は債務者のご負担となります）。
- ⑥ 特定調停手続により調停条項が確定すれば債務整理成立です。

【お問い合わせ先】

ローンの借入先にお問い合わせください。

（借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室 0570-017109 又は 03-5252-3772 へお問い合わせいただくことも可能です。）

(11) 金融円滑化特別資金（熊本県）

「セーフティネット保証4号」及び「災害関係保証」（P.31、32 参照）に対応する県融資制度

【制度概要】

売上減少等で資金繰りを改善したい県内の中小企業者の方を対象にした融資制度

【支援対象者】

(1) 平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で市町村長の発行する罹災証明書を有している者

又は

(2) 下記、(イ)、(ロ)の両方に該当する中小企業者（直接的な被害を受けた方に限りません）で市町村長の発行する認定書を有している者

(イ) 熊本県内において1年間以上継続して事業を行っていること。

(ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

【支援要件】

融資利率

(期間) 1年以上3年以内

(利率) 固定 年1.50%以内

(期間) 3年超5年以内

(利率) 固定 年1.65%以内

(期間) 5年超7年以内

(利率) 固定 年1.80%以内

(期間) 7年超

(利率) 固定 年2.00%以内

【支援対象経費等】

設備資金又は運転資金

【補助率】

全額保証料補助

【限度額等】

1 企業 5,000 万円 ただし、(1) は 8,000 万円

1 組合 1 億円

【募集時期】

随時募集

【事業主体/お問い合わせ先】

熊本県商工振興金融課 総務・金融班 (電話) 096-333-2314

(12) 小規模事業者おうえん資金 (熊本県)

【制度概要】

小規模事業者で資金が必要な県内の中小企業者の方を対象にした融資制度

【支援対象者】

既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）と本資金との合計が1,250万円以下となる小規模事業者

※小規模事業者《従業員20人〈商業・サービス業5人（宿泊業・娯楽業を除く）〉以下の事業者》

【支援要件】

融資利率 (期間) 1年以上3年以内 (利率) 固定 年1.30%以内

(期間) 3年超5年以内 (利率) 固定 年1.45%以内

(期間) 5年超7年以内 (利率) 固定 年1.60%以内

【支援対象経費等】

設備資金又は運転資金

【補助率】

信用保証料補助率：0.2%～0.85% 補助後保証料率：0.50%～1.35%

ただし、熊本地震被災事業者は、全額保証料補助

【限度額等】

1,250万円

【募集時期】

随時募集

【事業主体/お問い合わせ先】

熊本県商工振興金融課 総務・金融班 (電話) 096-333-2314

(13) チャレンジサポート資金 (熊本県)

【制度概要】

国の全国統一制度により、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図る。
(経営力強化保証制度)

【支援対象者】

金融機関と認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行と進捗の報告を行う者

【支援要件】

融資利率

責任共有対象

(期間) なし

(利率) 固定 年 1.80%以内

責任共有対象外

(期間) 5年以内

(利率) 固定 年 1.50%以内

(期間) 7年以内

(利率) 固定 年 1.70%以内

(期間) 7年超

(利率) 固定 年 1.80%以内

【支援対象経費等】

設備又は運転資金

【補助率】

信用保証料補助率：0.1%～0.6%

補助後保証料率：0.45%～1.40%

【限度額等】

8,000万円

【募集時期】

随時募集

【事業主体/お問い合わせ先】

熊本県商工振興金融課 総務・金融班 (電話) 096-333-2314

(14) 平成 28 年熊本地震特別融資 (熊本市)

【制度概要】

平成 28 年熊本地震により被害を受けた熊本市内中小企業者の事業回復を支援するため、特別融資を実施する。

【支援対象者】

熊本市内に 1 年以上居住し、かつ同一事業を 6 か月以上経営している中小企業者

【支援要件】

融資利率

(期間) 7 年以内 (据置期間 1 年以内を含む) (利率) 固定 年 2.00% 以内

※ 利子補給利率: 2.00% 以内 (貸出金利を限度)

期間: 3 年間

【支援対象経費等】

設備資金・運転資金

【補助率】

保証料率: 年 0.25%~1.70%

【限度額等】

1,500 万円以内

【募集時期】

平成 28 年 4 月 22 日~平成 28 年 7 月 31 日

【事業主体/お問い合わせ先】

熊本市 商業金融課 (電話) 096-328-2424

(15) 中小企業倒産防止共済制度

【共済金の貸付（災害による不渡り）】

今般の平成 28 年熊本地震を原因として、不渡りとなった手形・小切手については、「災害による不渡り」として取り扱われ、不渡り処分（不渡り報告への掲載・取引停止処分）が猶予される措置が実施されています。中小企業倒産防止共済制度に加入の契約者で「災害による不渡り」となった手形・小切手等を所持する場合、共済金の貸付を受ける事ができます。

※回収が困難となった売掛金債権等の額と、積み立てた掛金総額の 10 倍に相当する額とのいずれか少ない額を限度として、無担保・無保証人で貸付。

【掛金、共済貸付金、一時貸付金等に係る特例措置（災害救助法適用地域の契約者）】

① 掛金の納付期限の延長

掛金の納付期限を最大 6 か月延長し、掛金の納付を停止することができます。

② 共済金の償還期日の繰下げ

償還期日を 6 か月間繰下げることができます。

③ 一時貸付金の返済の猶予

償還期日から 6 か月間、返済を猶予します。

④ その他

一時貸付金貸付及び解約手当金の請求について、印鑑登録証明書等の提出ができない場合は、運転免許証、健康保険証等で本人確認を行います。

【お問い合わせ先】

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日：9：00～19：00

(電話) 050-5541-7171

土曜日：10：00～15：00

(電話) 050-5541-7171

日曜日・祝日：10：00～15：00

(電話) 03-5470-1559

(16) 中小企業退職金共済制度

【掛金の納付期限延長の手続】

申出により、一般の中小企業退職金共済制度（中退共）の掛金の納付期限を最長1年間延長することができます。延長できるのは平成28年5月分から平成29年4月分です。

○郵送、FAXによる掛金の納付期限延長の申請ができます。

○関係機関の証明書は不要とします。

【後納による割増金の免除】

上記の申出により納付延長した月分の掛金は平成29年5月から平成30年4月までの期間に納付すれば後納割増金は免除します。

【共済手帳の再発行の手続】

退職金共済手帳の焼失・紛失等の場合は再発行できます。これについては、郵送、FAXによる申出ができます。

【特定業種退職金共済制度（建設業（建退共）、清酒製造業（清退共）、林業（林退共））について】

共済手帳を紛失・損傷した場合や、共済証紙を滅失・損傷した場合は、再交付を可能とします。申出の方法等についてはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

(独)勤労者退職金共済機構

○中小企業退職金共済制度

平日 : 9:00~17:15 (電話) 03-6907-1234

○特定業種退職金共済制度

・建設業退職金共済事業本部（建退共）

平日 : 9:00~17:15 (電話) 03-6731-2831

・清酒製造退職金共済事業本部（清退共）

平日 : 9:00~17:15 (電話) 03-6731-2887

・林業退職金共済事業本部（林退共）

平日 : 9:00~17:15 (電話) 03-6731-2887

3 施設の復旧などについて

被災した中小企業や商店街の施設の復旧費用を補助します。
チラシやホームページ作成などの販路開拓に取り組む費用を補助します。

(1) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）【新設】

【制度の概要】

熊本地震で被災した中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の 1/2 または 3/4（うち国が 1/3 または 1/2、県が 1/6 または 1/4）を補助します。

従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な場合には、これに代えて、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（「新商品製造ラインの転換」、「生産効率向上」、「従業員確保のため宿舍整備」等）の実施も支援します（新分野事業）。

補助金の交付に当たっては、まず、中小企業等が以下の①～④の要件を満たすグループを形成して、復興事業計画を作成し、県の認定を受けます。その後、認定されたグループの構成員が自らの施設・設備の復旧等に要する費用（資材・工事費等）を算定し、県に申請します。

① サプライチェーン型

（当該グループの復旧・復興がサプライチェーンにおいて重要な役割を果たしている）

② 経済・雇用効果大型

（事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高い）

③ 基幹産業型

（地域の経済・社会的に基幹となる産業群を担う集団で、地域の復興・雇用維持に不可欠）

④ 商店街型

（地域住民の交流促進に寄与し、地域における中心的な商業機能を果たす可能性が高い）

【対象者】

中小企業等グループに参加する構成員（中堅企業等を含む）

※中堅企業：資本金 10 億円未満の企業

【対象経費】

当該中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内の施設・設備の復旧等に要する費用。

※施設・設備の復旧等に要する経費には、資材・工事費・設備の調達・移転設置費・取り壊し・撤去費・整地・排土費を含む。

【補助率】

中小企業者等（中小企業支援法第 2 条第 1 項に規定する者）：補助対象経費の 3 / 4 以内

上記以外：補助対象経費の 1 / 2 以内

【募集期間】

未定（決まり次第中小企業庁 HP 等でお知らせします）

【お問い合わせ先】

中小企業庁経営支援部経営支援課 03-3501-1763

【よくあるご質問】

Q 1：交付決定を受ける前に開始した施設復旧にも適用されますか。

A 1：交付決定前に開始された施設復旧についても、写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合には、補助対象となります。

Q 2：グループを構成するためには、何者以上が参加しないといけないのでしょうか。

A 2：グループ内に中小企業者が 1 者以上含まれ、かつグループの構成員が 2 者以上である必要があります。

(2) 中小企業組合共同施設等復旧事業【新設】

【制度の概要】

被災地（熊本県）の中小企業組合等が行う共同施設等の災害復旧事業に要する費用を補助します。

【対象者】

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商工会、商工会議所 等

【対象経費】

施設費、設備費 等

【補助率】

中小企業組合等が行う共同施設の災害復旧事業に要する費用の3/4（国が1/2、県が1/4）

【募集期間】

未定（決まり次第中小企業庁 HP 等でお知らせします）

【お問い合わせ先】

中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763

中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036

【よくあるご質問】

Q1：交付決定を受ける前に復旧工事を開始しても良いでしょうか。

A1：交付決定前に開始された復旧工事についても、被害写真等により状況を確認して復旧工事として妥当なものと判断されれば対象になります。

Q2：組合の資産であれば対象となりますか。

A2：組合の施設であって、かつ組合員が共同で使用している倉庫、生産・加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場等が対象となります。なお、交付決定にあたっては、施設の被災状況等について事前に調査が行われます。

(3) 商店街震災復旧等事業【新設】

【制度の概要】

平成 28 年熊本地震により被災した地域（熊本県）の商店街について、被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯等の設備の改修等に要する費用の 3/4（国が 1/2、県が 1/4）を補助します。また、商店街によるにぎわい創出事業について定額（上限 100 万円）を補助します。

【対象者】

商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等

【対象経費】

- ①被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯等の設備の改修等にかかる費用
- ②商店街のにぎわいを取り戻すための事業の実施にかかる費用

【補助率】

- ①3/4（国 1/2、県 1/4）
- ②定額（上限 100 万円）

【募集期間】

6月上旬から順次公募開始（決まり次第中小企業庁 HP 等でお知らせします）

【お問い合わせ先】

中小企業庁 経営支援部 商業課 03-3501-1929

【よくあるご質問】

Q 1：交付決定前に実施した施設復旧は補助対象として認められますか。

A 1：交付決定前に実施した施設復旧であっても、遡及適用が認められる場合があります。

Q 2：商店街内の個店の施設は補助対象として認められますか。

A 2：補助対象となるのは、あくまで、商店街等を構成する団体等が保有する施設であり、個店の施設は対象としておりません。

(4) 被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）

【新設】

【制度の概要】

小規模事業者のビジネスプランに基づく経営を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援します。

【対象者】

九州地方に所在する、平成28年熊本地震の影響を受けた小規模事業者

【対象経費】

商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む費用

【補助率】

2/3

【補助上限額】

200万円（熊本県・大分県に所在する事業者）

100万円（福岡県・佐賀県・長崎県・宮崎県・鹿児島県に所在する事業者）

【募集期間】

受付開始：平成28年5月31日（火）

第1次受付締切：平成28年6月24日（金） [締切日当日消印有効]

第2次受付締切：平成28年7月29日（金） [締切日当日消印有効]

* 第1次受付締切日の翌日以降の消印の申請書類は、第2次受付分として受けます。

【お問い合わせ先】

事業所の所在する地区の商工会・商工会議所にお問い合わせください。

【よくあるご質問】

Q 1 : どの程度、地震の影響を受けていれば補助対象者になりますか。

A 1 : 建物の損壊など直接的な被害はもとより、取引先の被災による発注の減少や、旅行キャンセルによる観光客の減少などによって売上が減少している場合も対象になります。

直接被害の場合、罹災証明・被災証明の写しや、被害状況が分かる写真を添付していただきます。間接被害の場合は経営計画書中の所定欄に状況を記載していただきます。

Q 2 : すでに実施してしまった事業についても、対象になりますか。

A 2 : 対象になりません。ただし、1次〆切で採択された案件に限り、交付決定日に関わらず、公募開始日（5月31日）以降に発生した費用が補助対象となります。この場合も、補助金を受けるには、支出実績が確認できる書類を保管しておく必要がありますのでご注意ください。

Q 3 : すでに平成 27 年度補正予算事業に申請していますが、本事業への申請は可能ですか。

A 3 : 申請は可能です。その場合、平成 27 年度補正予算事業は取下げ扱いになり採択されません。

Q 4 : 店舗の設備や備品が壊れたのですが、これらを新たに買い揃えるための費用は対象になりますか。

A 4 : 単なる復旧・買換えに対する費用は対象になりません。新たな販路開拓のための工夫があれば対象となります。

4 下請取引のトラブルについて

中小企業の取引上の悩みについて特別相談を実施します。

(1) 下請かけこみ寺「特別相談窓口」を全国に設置

熊本県熊本地方を震源とする地震の発生に伴い、親事業者の工場が操業を停止したため納品ができない、といった下請事業者の取引上の様々な影響が生じる恐れがあります。このため、中小企業庁では、全国 48 か所の「下請かけこみ寺」に「特別相談窓口」を設置しました。

【特別相談窓口の設置】

- (1) 中小企業・小規模事業者の取引上のお悩み相談を広く受け付けている「下請かけこみ寺」において、新たに、熊本県熊本地方を震源とする地震の発生に伴う下請事業者の取引上の影響に関する相談窓口を新設しました。
- (2) 下請かけこみ寺は全都道府県に設置しており、フリーダイヤル 0120-418-618 におかけいただければ、お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。
- (3) ただし、熊本県の下請かけこみ寺では当分の間対応が困難なことも想定されます。こうした場合には、(公財)全国中小企業取引振興協会「下請かけこみ寺本部」03-5541-6655 において対応をいたします。

【相談内容】

- (1) 親事業者の操業停止や震災の影響に伴って一方的に負担を押しつけられたなどの取引上の問題について、広くご相談を受け付けます。
- (2) なお、地震発生に伴う下請取引等への影響に関しては、東日本大震災の際に、公正取引委員会が Q&A を作成しておりますのでご参照ください。

東日本大震災に関連する Q&A

<http://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/23jishinqa.html>

(2) 下請事業者との取引について、親事業者へ次のとおり 要請しています

熊本県熊本地方を震源とする地震の発生に伴い、九州地域において工場の操業停止や交通インフラの損害が確認される等、取引上の影響は、全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があります。

経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者に対する影響を最小限とするため、下請事業者に一方的に負担を押しつけることのないよう、また、今回の地震によって影響を受けた下請事業者が今後事業活動を再開させる場合等にできる限り従来の取引関係を継続するなどについて、関係団体を通じ親事業者に要請しています。

(1) 経済産業大臣名（他省庁所管の業界については主務大臣との連名）で、業界団体代表者（864 団体）に、不当な取引条件の押しつけないよう、親事業者の必要な配慮等について要請しています。

(要請事項)

- ① 親事業者においては、今回の地震の発生を理由として、下請事業者に一方的に 負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること。
- ② 親事業者においては、今回の地震によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

(2) (公財)全国中小企業取引振興協会の会長及び都道府県下請企業振興協会の理事長あて、今回の地震の影響により、事業活動に支障が生じている中小企業に対し、優先的に取引あっせんを行うこと等を要請しています。

(要請事項)

- ① 下請かけこみ寺において、今回の地震に伴う中小企業からの取引上の相談に対して、きめ細かく対応すること
- ② 今回の地震の影響により、事業活動に支障が生じている中小企業に対して、優先的に取引あっせんを行うこと
- ③ 要請内容の周知に加え、被災地域の都道府県下請企業振興協会から提供される被災中小企業の操業状況等の情報の周知に御協力いただくこと

(3) 下請中小企業への情報提供について、親事業者へ次のとおり要請しています

平成 28 年熊本地震によって影響を受けた熊本地域の中小企業・小規模事業者からは、「代替生産によって取引が減少した」「今後も受注機会が戻ってくるか分からず事業所の復旧や事業再開に当たっても不安である」といった声が寄せられています。

そこで、経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者への影響を最小限に押さえるため、代替生産等によって下請取引を切り替えている親事業者に、今後の発注に関する方針等を、地震発生前の下請事業者に対して情報提供するよう、以下のとおり、関係団体を通じて要請しています。

(要請事項)

熊本地震による影響が大きいと考えられる電子部品・デバイス・電子回路製造業、輸送用機械器具製造業及び生産用機械器具製造業関係企業が所属する主な業界団体（60 団体）に対して、以下の 2 点を要請します。

- ① 代替生産等によって下請取引を切り替えている親事業者においては、今後の発注に関する方針や計画を、地震発生前の下請事業者に対して、説明会の実施その他適切な方法で、適時に情報提供をすること
- ② 該当する親事業者については、6 月 7 日までに、情報提供の予定又は実績について、経済産業省に対して情報提供をいただくこと

5 従業員の雇用について

地震の影響による労働者の休業や離職について、失業手当の特例や助成金があります。

(1) 雇用保険の失業給付の特例

【熊本県内の事業所が地震により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合】

休業した方や一時的に離職を余儀なくされた方（雇用予約がある場合も含みます）が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

(1) 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。

(2) 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。

（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。）

<雇用保険失業給付の特例>

次の要件を満たす方には、雇用保険上の失業者と見なして、雇用保険失業給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受けている市町村に所在する事務所に雇用される方で、事務所が災害を受け、やむを得ず休業することになった方や、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

【お問い合わせ先】

熊本労働局職業安定部 職業安定課

(所在地) 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 9 階

(電話) 096-211-1703

ハローワーク熊本

(所在地) 熊本市中央区大江 6-1-38

(電話) 096-371-8609

ハローワーク上益城 (出張所)

(所在地) 上益城郡御船町辺田見 395

(電話) 096-282-0077

ハローワーク八代

(所在地) 八代市清水町 2-67

(電話) 0965-31-8609

ハローワーク菊池

(所在地) 菊池市隈府 771-1

(電話) 0968-24-8609

ハローワーク玉名

(所在地) 玉名市中 1334-2

(電話) 0968-72-8609

ハローワーク天草

(所在地) 天草市丸尾町 16-48

(電話) 0969-22-8609

ハローワーク球磨

(所在地) 人吉市下薩摩瀬町 1602-1

(電話) 0966-24-8609

ハローワーク宇城

(所在地) 宇城市松橋町松橋 266

(電話) 0964-32-8609

ハローワーク阿蘇

(所在地) 阿蘇市一の宮町宮地 2318-3

(電話) 0967-22-8609

(2) 休業手当に対する雇用調整助成金

【地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合】

地震に伴う「経済上の理由」により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に休業手当を支払った場合、雇用調整助成金を利用できます（熊本地震の影響による休業であれば熊本県以外の事業所でも利用できます）。

1. 「経済上の理由」について

地震に伴う「経済上の理由」とは、例えば次のような場合が該当します。

- ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
- ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

2. 短時間労働者（パート、アルバイト）の取扱いについて

○短時間労働者（パート、アルバイト）についても、雇用保険に入っている方であれば、雇用調整助成金の対象となり得ます。

3. 特例措置について

上記1に該当する事業主の方を対象に、以下のとおり雇用調整助成金の特例を実施しています。

- 1) 生産指標の確認期間の短縮（3か月から1か月）
- 2) 休業を実施した場合の助成率の引上げ（中小企業：2/3から4/5へ、大企業：1/2から2/3へ） ※九州各県内の事業所に限る。
- 3) 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未

満の労働者も助成対象とすること

- 4) 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
 - ア 前回の支給対象期間が満了した日から1年を経過していても受給可とすること
 - イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算すること
- 5) 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても受給可能であること
- 6) 平成28年7月20日までに初回の計画届を提出した場合、事前に計画届が提出されたものとみなし、平成28年4月14日以降に開始された休業等について遡及適用すること

【お問い合わせ先】

熊本労働局職業安定部 職業対策課分室

(所在地) 熊本市西区二本木2-7-2 ヴァルール熊本駅前2階

(電話) 096-312-0086

※熊本県以外の方は、最寄りの都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。

6 税金の申告・納付について

国税や地方税の申告や納付の期限が延長されます。

所得税が減免されます。

納税の緩和等の措置が適用されます。

(1) 国税・地方税に係る申告・納付期限の延長等

【熊本県における国税に関する申告・納付等の期限の延長措置について】

(1) 熊本地震災害における地域指定による期限延長については、平成 28 年 4 月 22 日付で熊本県を指定して行われており、熊本県に納税地を有する納税者につきましては、平成 28 年熊本地震が発生した平成 28 年 4 月 14 日以後に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されます。(手続きは不要です。)

なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討してまいります。

(2) また、熊本県以外の地域に納税地を有する納税者につきましても、災害により被害を受けた場合には、所轄税務署長から承認を受けることにより、申告・納付等の期限を延長することができますので、状況が落ち着きましたら、税務署へご相談いただきますようお願いいたします。

(注) 熊本県以外の地域については、引き続き、被災の状況等を踏まえて検討してまいります。

【国税に関する申告・納付等の期限延長以外の措置について】

上記の申告・納付等の期限の延長以外にも、災害にあった場合の税制上の措置として、①納税の猶予、②相続税・贈与税の免除又は軽減、③所得税の全部又は一部の軽減などがありますので、まずは最寄りの税務署へご相談ください。

【お問い合わせ先】

熊本県における国税に関する申告・納税等の期限の延長措置等について、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。

電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。なお、個別的なご相談については、番号「2」を選択して、所轄の税務署へご相談ください。

参考に、熊本県と大分県の各税務署の連絡先を掲載しています。

【熊本県】

- | | |
|---------|--|
| 阿蘇 | (所在地) 阿蘇市一の宮町宮地 1944 番地
(電話) 0967-22-0551
(管轄地域) 阿蘇市・阿蘇郡 |
| 天草 | (所在地) 天草市古川町 4 番 2 号
(電話) 0969-22-2510
(管轄地域) 上天草市・天草市・天草郡 |
| 宇土 (うと) | (所在地) 宇土市北段原町 15 番地 宇土合同庁舎
(電話) 0964-22-0410
(管轄地域) 宇土市・宇城市・下益城郡 |
| 菊池 | (所在地) 菊池市隈府 (わいふ) 874 番地 1
(電話) 0968-25-2121
(管轄地域) 菊池市・合志市・菊池郡 |
| 熊本西 | (所在地) 熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 熊本地方合同庁舎 B 棟
(電話) 096-355-1181
(管轄地域) 熊本市 (中央区、西区、南区、北区) |
| 熊本東 | (所在地) 熊本市東区東町 3 丁目 2 番 53 号
(電話) 096-369-5566 |

(管轄地域) 熊本市(東区)・上益城郡

玉名 (所在地) 玉名市岩崎 273 番地 玉名合同庁舎
(電話) 0968-72-2125
(管轄地域) 荒尾市・玉名市・玉名郡

人吉 (所在地) 人吉市寺町 20 番地 1
(電話) 0966-23-2311
(管轄地域) 人吉市・球磨郡

八代 (所在地) 八代市花園町 16 番地 2
(電話) 0965-32-3141
(管轄地域) 八代市・水俣市・八代郡・葦北郡

山鹿(やまが) (所在地) 山鹿市山鹿 970 番地 山鹿合同庁舎 1 階
(電話) 0968-44-2181
(管轄地域) 山鹿市

【大分県】

宇佐 (所在地) 宇佐市大字上田 1055 番地 1 宇佐合同庁舎
(電話) 0978-32-0360
(管轄地域) 豊後高田市・宇佐市

臼杵(うすき) (所在地) 臼杵市大字臼杵 2 の 107 番 637
(電話) 0972-63-8522
(管轄地域) 臼杵市・津久見市

大分 (所在地) 大分市中島西 1 丁目 1 番 32 号
(電話) 097-532-4171
(管轄地域) 大分市・由布市

- 佐伯（さいき） （所在地）佐伯市蟹田（がんだ）9番5号
（電話）0972-22-0910
（管轄地域）佐伯市
- 竹田 （所在地）竹田市大字会々1650番地17
（電話）0974-63-3141
（管轄地域）竹田市
- 中津 （所在地）中津市大字中殿550番地20 中津合同庁舎
（電話）0979-22-3111
（管轄地域）中津市
- 日田（ひた） （所在地）日田市田島2丁目7番1号
（電話）0973-23-2136
（管轄地域）日田市・玖珠郡
- 別府 （所在地）別府市光町22番25号
（電話）0977-23-2111
（管轄地域）別府市・杵築（きつき）市・国東市・東国東郡・速見郡
- 三重 （所在地）豊後大野市三重町市場1225番地9 三重合同庁舎
（電話）0974-22-1015
（管轄地域）豊後大野市

【被災納税者に対する地方税の減免措置等について】

総務省から4月21日付けで各都道府県に対して以下のように通知されております。

※なお、熊本県による今般の災害に係る県税の減免等につきましては、こちらをご覧ください。

http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_15413.html

平成28年（2016年）熊本地震による被災納税者に対する減免措置等について

このたびの平成28年（2016年）熊本地震による被災納税者に対しては、関係地方団体において、既に各般にわたる救済措置が講じられつつあると思いますが、被災した納税者に対

する地方税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置等について、適切に運営されるようご配慮願います。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

【県税の申告、納付等の期限の延長について（4月22日時点）】

熊本県は、平成28年4月14日以降に到来する県税の申告、申請、請求など書類の提出が必要なもの（審査請求は除く。）の提出期限と、納付もしくは納入期限の延長を行いました。期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者や災害復旧の状況等も考慮して、後日改めて告示で定めることとしています。

【期限の延長の対象】

- ・ 県内に住所を有する方
- ・ 県内に主たる事務所、事業所等を有する方

※期限の延長を受けるための手続は不要です。

（注）以下の県税については、今回の期限の延長の対象外

- ・ 個人の県民税、自動車取得税、自動車取得時に納付する自動車税、狩猟税

大分県では、平成28年熊本地震による被害の状況を考慮して、熊本県にお住まいの方の県税の申告期限等の一部を延長します。なお、大分県にお住まいの方で災害により申告・納付等ができない場合は、最寄りの県税事務所へご相談ください。また、平成28年熊本地震によって被害を受けられた方が、一定の条件を満たした場合、県税について軽減または免除される場合があります。

【お問い合わせ先（熊本県）】

■法人県民税・事業税・県民税利子割・配当割・株式等譲渡割・県たばこ税・ゴルフ場利用税

(お住まいの地域) 県下全市町村 (相談先) 県央広域本部 税務部 課税第一課
(電話) 096-352-4111
(所在地) 熊本市中央区南千反畑町 4-33

■鉦区税

(お住まいの地域) 県下全市町村 (相談先) 県央広域本部 税務部 課税第二課
(電話) 096-352-4111
(所在地) 熊本市中央区南千反畑町 4-33

■個人事業税・軽油引取税・産業廃棄物税

(お住まいの地域) 熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡、上益城郡
(相談先) 県央広域本部 税務部 課税第一課
(電話) 096-352-4111
(所在地) 熊本市中央区南千反畑町 4-33

(お住まいの地域) 荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、阿蘇市、合志市、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡

(相談先) 県北広域本部 総務部 課税課
(電話) 0968-25-4124
(所在地) 菊池市隈府 1272-10

(お住まいの地域) 八代市、人吉市、水俣市、矢八代郡、葦北郡、球磨郡

(相談先) 県南広域本部 総務部 課税課
(電話) 0965-33-3180
(所在地) 八代市西片町 1660

(お住まいの地域) 天草市、上天草市、天草郡

(相談先) 天草広域本部 総務部 課税課

(電話) 0969-22-4239

(所在地) 天草市今釜新町 3530

■不動産取得税、狩猟税

(お住まいの地域) 熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡、上益城郡

(相談先) 県央広域本部 税務部 課税第二課

(電話) 096-352-4111

(所在地) 熊本市中央区南千反畑町 4-33

(お住まいの地域) 荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、阿蘇市、合志市、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡

(相談先) 県北広域本部 総務部 課税課

(電話) 0968-25-4124

(所在地) 菊池市隈府 1272-10

(お住まいの地域) 八代市、人吉市、水俣市、矢八代郡、葦北郡、球磨郡

(相談先) 県南広域本部 総務部 課税課

(電話) 0965-33-3180

(所在地) 八代市西片町 1660

(お住まいの地域) 天草市、上天草市、天草郡

(相談先) 天草広域本部 総務部 課税課

(電話) 0969-22-4239

(所在地) 天草市今釜新町 3530

■自動車税・自動車取得税

(お住まいの地域) 県下全市町村

(相談先) 熊本県自動車税事務所

(電話) 096-368-4300

(所在地) 熊本市東区東町 4 丁目 14-37

【お問い合わせ先（大分県）】

別府県税事務所

(所在地) 別府市大字鶴見字下田井 14-1

(電話) 0977-67-8211

大分県税事務所

(所在地) 大分市府内町 3-10-1

(電話) 097-506-5771

自動車税管理室

(所在地) 大分市大津町 3-4-13

(電話) 097-552-1121

佐伯県税事務所

(所在地) 佐伯市長島町 1-2-1

(電話) 0972-22-3021

豊後大野県税事務所

(所在地) 豊後大野市三重町市場 1123

(電話) 0974-22-7501

日田県税事務所

(所在地) 日田市城町 1-1-10

(電話) 0973-22-4175

中津県税事務所

(所在地) 中津市中央町 1-5-16

(電話) 0979-22-2920

7 補助金の申請その他の手続きについて

補助金の公募期間等が延長されます。

商工会、商工会議所などの総会の開催を延期できます。

(1) 公募中の補助金の公募期間の延長

中小企業庁では、現在公募中の以下の補助金について、平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴い、災害救助法適用地域の事業者について公募期間を延長します。

※平成 28 年 5 月 31 日時点で平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る災害救助法の適用地域は、熊本県内の全 45 市町村です。

■小規模事業者持続化補助金

(公募期間の延長対象と公募終了日)

災害救助法適用地域、大分県別府市、日田市、竹田市、宇佐市（旧院内町、旧安心院町）、由布市、九重町及び玖珠町の小規模事業者

平成 28 年 6 月 15 日（水）当日消印有効

※公募期間は被災地の状況を踏まえて再延長を行う可能性があります。

(お問い合わせ先) 中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036

■地域創業促進支援事業

(公募期間の延長対象と公募終了日)

●創業・第二創業促進補助金

災害救助法適用地域の創業者・第二創業者

平成 28 年 6 月 30 日（木）当日消印有効

※公募期間は被災地の状況を踏まえて再延長を行う可能性があります。

●創業支援事業者補助金

災害救助法適用地域の事業者

平成 28 年 6 月 30 日（木）当日消印有効

※公募期間は被災地の状況を踏まえて再延長を行う可能性があります。

●創業スクール

災害救助法適用地域の事業者

平成 28 年 6 月 30 日（木）当日消印有効

※公募期間は被災地の状況を踏まえて再延長を行う可能性があります。

（お問い合わせ先）中小企業庁 創業・新事業促進課 03-3501-1767

■地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）

（公募期間の延長対象と公募終了日）

災害救助法適用地域の商店街等

平成 28 年 6 月 30 日（木）当日消印有効

※公募期間は被災地の状況を踏まえて再延長を行う可能性があります。

（お問い合わせ先）中小企業庁 商業課 03-3501-1929

■中小企業活路開拓調査・実現化事業

（公募期間の延長対象と公募終了日）

災害救助法適用地域の中小企業組合等

平成 28 年 6 月 30 日（木）当日消印有効（二次公募終了日）

※公募期間は被災地の状況を踏まえて再延長を行う可能性があります。

（三次公募は被災地の状況を踏まえて 決定いたします。）

（お問い合わせ先）中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763

■戦略的基盤技術高度化支援事業

（公募期間の延長対象と公募終了日）

災害救助法適用地域に構成員が存在する共同体

平成 28 年 6 月 30 日（木）当日消印有効

※公募期間は被災地の状況を踏まえて再延長を行う可能性があります。

（お問い合わせ先）中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816

(2) 中小企業経営承継円滑化法の申請書・報告書の提出期限 の延長

平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る災害による多大な被害を受けたことにより、中小企業経営承継円滑化法に基づく申請書・報告書を提出期限内に提出できない方におかれましては、その期限を延長いたします。

延長される具体的な手続

- (1) 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の前提となる認定申請
- (2) 同認定に係る年次報告、随時報告、臨時報告、合併報告、株式交換等報告
- (3) 同認定に係る贈与者が死亡した場合の確認申請

お問い合わせ先

最寄りの地方経済産業局中小企業課までお問い合わせください。

九州経済産業局中小企業課中小企業金融室 092-482-5448 (直通)

(3) 商工会、商工会議所、中小企業等協同組合、

商店街振興組合の総（代）会の開催延期

平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震により商工会、商工会議所、中小企業等協同組合、商店街振興組合において、総（代）会が開催できない場合であっても、その状況が解消された時点で開催すれば、不利益な取扱いはしないこととしました。

(4) 特許等に関する手続期間の延長などについて

特許、実用新案、意匠及び商標に関する出願等の手続について、所定の期間内に手続ができなくなった方に対して手続期間の延長や手続の緩和などの特例措置があります。

また、特許庁が収集した各国・地域知財庁の救済措置等についての情報を、特許庁ホームページを通じて、ユーザーの皆様に提供しております。外国出願等の手続を行う際の参考としてください。

お問い合わせ先

①手続一般 平日 8:30～18:15

特許庁 熊本地震手続相談窓口（電話）03-3581-1101 内線 5000,5100,5200

②各国・地域知財庁関連 平日 8:30～18:15

特許庁 国際政策課・国際協力課（電話）03-3581-1101 内線 2561

(5) 中小企業組合等の役員変更の登記や、決算関係書類の届出等の期限の延長

「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号）」が平成28年5月2日に公布及び施行されました。

これにより、中小企業組合等の役員変更の登記や、決算関係書類の届出等、履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても平成28年7月29日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないうこととなりました。

(参考)

平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号）が平成28年5月2日に公布及び施行され、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成28年法律第85号）第2条第1項の特定非常災害として、平成28年（2016年）熊本地震による災害が指定されるとともに、特別措置法第4条第1項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限が平成28年7月29日とされました。

(6) 更新登録の時期を迎える熊本県にお住まいの中小企業診断士の登録の有効期間の延長

中小企業診断士の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年となっていますが、熊本県にお住まいの中小企業診断士のうち、平成28年4月14日から平成28年9月29日までの間に登録の有効期間が終了する方については、その登録の有効期間を平成28年9月30日まで延長します。

該当する方で、登録を更新される方は平成28年9月30日までに登録更新申請を行ってください。

8 その他の支援

家屋の解体・撤去や、がれきの収集・運搬及び処分に係る経費について補助があります

官公需の受注機会増大の配慮を各府省等や都道府県に要請しました

(1) 中小企業の災害廃棄物の処理に関する支援

中小企業（個人商店を含む）から排出された災害廃棄物は、一般家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されている場合もあることから、市町村が生活環境保全上特に必要として処理を行った場合には、従来から環境省の災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象となります。

そのため、被災市町村内に事務所を有する中小企業にかかる、がれきの収集・運搬及び処分については、被災市町村が実施する場合には、解体工事と併せ、処理事業の対象となります。

<平成 28 年熊本地震に係る特例措置>

市町村が実施する半壊以上の家屋等の解体・撤去費用が国庫補助の対象に
これまでの被害状況、被災自治体からの要望や過去の実績を踏まえた処理の円滑化のため、市町村が行う全壊家屋又は半壊家屋の損壊家屋等の解体・撤去費用について補助対象とすることになっています。

なお、修復して再利用すると所有者が判断し、修復、リフォームを行う場合には所有者が費用負担していただくことになります。

※市町村が「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成 25 年 6 月内閣府防災）に基づいて判定することになります。

これから損壊家屋等の解体・処理を行う場合

中小企業（中小企業とは、中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者をいう。）が自主的に解体・処理することについては、緊急やむを得ないものとして、被災市町村が特に必要として認めて行う災害廃棄物処理事業に該当するものとの判断が必要となります。

具体的には、家屋等の所有者は関係者の合意を得たうえで、解体・処理業者を同行し被災市町村の窓口にご相談及び処理費用の説明等を行っていただく必要があります。

その結果、被災市町村が解体・処理費用を含めて適正であると判断し、当該解体・処理業

者と被災市町村との契約が成立した場合、今回は特例措置として補助事業の対象となります。

倒壊家屋等を既に解体業者に依頼して撤去した場合

既に倒壊した家屋等を自ら解体業者に依頼して撤去した場合についても、後日、被災市町村が、当該撤去を市町村が特に必要として認めて行う災害廃棄物処理事業に該当するものであったと判断した上で、市町村と解体・処理業者との契約に変更する等の措置を講ずれば、今回は特例措置として補助事業の対象となります。（既に支払い済みでも可）

なお、会計手続のため、見積書、請求書等といった契約に関する書類一式及び処理の状況が判る写真等については、会計手続が始まるまでの間、保管しておいてください。

<参考>

環境省の HP についても参考に御覧下さい。

http://kouikishori.env.go.jp/archive/h28_shinsai/

<お問い合わせ先>

各市町村の廃棄物対策の窓口までお問い合わせ下さい。

制度全体に関するお問い合わせは、以下までお問い合わせ下さい。

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

TEL 03-5521-8337（直通）

FAX 03-3593-8263

E-mail hairi-shisetsu@env.go.jp

(2) 被災地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需に

おける受注機会増大の配慮を、各府省等や都道府県に要請

熊本地震の被災地域の中小企業・小規模事業者が、官公需の受注機会の増大を図れるようにするため、各府省等、都道府県知事、人口 10 万人以上の市及び特別区の長に対して適切な納期・工期の設定及び迅速な支払、地域中小企業の適切な評価等の配慮を要請しました。

1. 中小企業庁は、各府省等に対して、下記の事項を含む、被災地域の中小企業・小規模事業者に対する一層の受注機会の増大についての配慮を要請しています。

(1) 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

被災地域においても中小企業・小規模事業者が無理せず、十分に対応できるよう、適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、中小企業・小規模事業者の資金繰りが悪化しないよう、発注者は迅速な支払いに努めること。

(2) 地域中小企業の適切な評価

被災地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できるがれき処理等の役務や工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれない範囲で、適切な地域要件の設定等の地域企業の適切な評価を行い、活用に努めること。

2. また、都道府県知事、人口 10 万人以上の市及び特別区の長に対して、1.の各府省等に対する要請に準じた配慮を要請します。

(3) ビジネスマッチングサイト「J-GoodTech (ジグテック)」 における熊本県及び大分県企業向けの応援サイトの開設

熊本県及び大分県内の登録中小企業の操業・稼働状況等の情報を発信することにより国内外の販路開拓支援を行うため、ジグテック内に「熊本地震復興応援サイト」を開設しました。登録手続の簡素化と迅速化を進めていますので、これまでジグテックに登録してこられなかった中小企業者の皆様も積極的に御登録・御活用ください。

URL : <https://jgoodtech.smrj.go.jp/landing/kumamoto?locale=ja>

<お問い合わせ先>

独立行政法人中小企業基盤整備機構 販路支援部

TEL 03-5470-1824

E-mail: hanro-kikaku@smrj.go.jp

9 よくあるご質問

Q1. 今回の地震により被害を受けたことをどのように証明すればよいですか？

地震によって、事業所等、主要な事業用資産が全壊・流失・半壊・床上浸水等、損害を受けたことについて、事業所の所在地を管轄する市町村長等から罹災（りさい）証明書の発行を受けてください。

証明書のタイトルが「罹災証明書」の名称でなくとも、損害を受けた事実を証するものとして発行されたものであれば構いません。

Q2. 罹災（りさい）証明書はどこでもらえますか？

事業所の所在地を管轄する市町村が発行することになっています。具体的な手続きについては、84ページ以降に掲載されている県・市町村にお問い合わせ下さい。

Q3. 雇用調整助成金を受給するためには、どのような手続きが必要ですか？

雇用調整助成金を受給するためには、まず、支給要件を満たす事業主であることを示す書類を提出するとともに、これにあわせて休業等の計画を事前にお近くのハローワーク、または労働局の助成金窓口へ届け出る必要があります。

Q4. 雇用調整助成金を受給するために必要な書類が、地震の影響で破損してしまったのですが、代替手段はありますか？

地震の影響で支給関係書類の提出が困難な場合は、申立書などによる代替もできます。詳細については、お近くのハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせください。

Q5. パートやアルバイトでも雇用調整助成金の支給対象になりますか？

パートやアルバイトなどの短時間労働者も、雇用保険に入っている方であれば、雇用調整助成金の対象となり得ます。

Q6. 「災害救助法適用地域」とは具体的にどの地域を指しますか？

平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る災害救助法の適用地域は、平成 28 年 5 月 31 日現在、熊本県内の全 45 市町村です。

10 県・市町村の連絡先一覧

熊本県	商工政策課	(電話) 096-333-2312
熊本市	経済政策課	(電話) 096-328-2375
八代市	商工政策課	(電話) 0965-33-8513
人吉市	商工振興課	(電話) 0966-22-2111
荒尾市	産業振興課	(電話) 0968-63-1432
水俣市	経済観光課	(電話) 0966-61-1628
玉名市	商工観光課	(電話) 0968-73-2222
天草市	産業政策課	(電話) 0969-32-6786
山鹿市	商工観光課	(電話) 0968-43-1579
菊池市	商工観光課	(電話) 0968-25-7223
宇土市	商工観光課	(電話) 0964-22-1111
上天草市	産業雇用創出課	(電話) 0964-26-5531
宇城市	商工観光課	(電話) 0964-32-1604
阿蘇市	まちづくり課	(電話) 0967-22-3318
合志市	商工振興課	(電話) 096-248-1115
美里町	林務観光課	(電話) 0964-47-1111
玉東町	産業振興課	(電話) 0968-85-3113
和水町	商工観光課	(電話) 0968-86-5725
南関町	まちづくり課	(電話) 0968-57-8501
長洲町	まちづくり課	(電話) 0968-78-3219
大津町	商業観光課	(電話) 096-293-3115
菊陽町	商工振興課	(電話) 096-232-2165
南小国町	まちづくり課	(電話) 0967-42-1112
小国町	産業課	(電話) 0967-46-2112
産山村	企画振興課	(電話) 0967-25-2211
高森町	政策推進課	(電話) 0967-62-1111
南阿蘇村	企画観光課	(電話) 0967-67-1112
西原村	企画商工課	(電話) 096-279-3112

御船町	商工観光課	(電話) 096-282-1226
嘉島町	企画情報課	(電話) 096-237-2641
益城町	企画財政課	(電話) 096-286-3223
甲佐町	産業振興課	(電話) 096-234-1176
山都町	山の都創造課	(電話) 0967-72-1158
氷川町	商工観光課	(電話) 0965-62-2315
芦北町	商工観光課	(電話) 0966-82-2511
津奈木町	振興課	(電話) 0966-78-3112
錦町	企画観光課	(電話) 0966-38-4419
あさぎり町	商工観光課	(電話) 0966-45-7220
多良木町	企画観光課	(電話) 0966-42-1257
湯前町	産業振興課	(電話) 0966-43-4111
水上村	企画観光課	(電話) 0966-44-0312
相良村	産業振興課	(電話) 0966-35-1034
五木村	ふるさと振興課	(電話) 0966-37-2212
山江村	企画調整課	(電話) 0966-23-3112
球磨村	企画振興課	(電話) 0966-32-1114
苓北町	商工観光課	(電話) 0969-35-1111

大分県 商工労働企画課 (電話) 097-506-3215

大分市	商工労政課	(電話) 097-537-5625
別府市	商工課	(電話) 0977-21-1132
中津市	商工振興課	(電話) 0979-22-1120
日田市	商工労政課	(電話) 0973-22-8239
佐伯市	商工振興課	(電話) 0972-22-3943
臼杵市	産業観光課	(電話) 0972-63-1111 (内 1262)
津久見市	商工観光課	(電話) 0972-82-9542
竹田市	商工観光課	(電話) 0974-63-4807
豊後高田市	商工観光課	(電話) 0978-22-3100 (内 234)
杵築市	商工観光課	(電話) 0978-62-3131 (内 174)

宇佐市 商工振興課	(電話) 0978-32-1111 (内 481)
豊後大野市 商工観光課	(電話) 0974-22-1001 (内 2332)
由布市 商工観光課	(電話) 0977-84-3111 (内 511)
国東市 活力創生課	(電話) 0978-72-5183
東国東郡姫島村 水産・観光商工課	(電話) 0978-87-2111 (内 180)
速見郡日出町 商工観光課	(電話) 0977-73-3158
玖珠郡九重町 商工観光・自然環境課	(電話) 0973-76-3150
玖珠郡玖珠町 商工観光振興課	(電話) 0973-72-7153

中小企業復興支援センター熊本（熊本市） (電話) 096-364-5252

熊本県よろず支援拠点（益城町） (電話) 096-286-3355

大分県よろず支援拠点（大分市） (電話) 097-537-2837

九州経済産業局 中小企業課（福岡市） (電話) 092-482-5447

平成28年熊本地震についての国土交通省の対応状況

国土交通省の主な対応

(1) 住環境

■ 応急的な住まいの確保等

- ・ 応急仮設住宅：16市町村で3,025戸の建設に着手し、このうち272戸が完成 (6/16までの累計)

※熊本市(くまもと) 458戸、宇土市(うとし)79戸、宇城市(うきし)143<10>戸、美里町(みさとまち)18戸、御船町(みふねまち)274戸、嘉島町(かしままち)192<54>戸、益城町(ましきまち)1,110<88>戸、甲佐町(こうさまち)135<90>戸、山都町(やまとちょう)6戸、大津町(おおづまち)54戸、菊陽町(きくようまち)20戸、阿蘇市(あそ)45戸、産山村(うぶやまむら)5戸、南阿蘇村156戸、西原村(にしはらむら)302<30>戸、氷川町(ひかわちょう)28戸 (注) < >は完成戸数

- ・ 民間賃貸住宅の空室提供：県内で4,291戸を提供済み (6/15集計)
- ・ 公営住宅等の空室提供：全国で1,543戸(九州内で1,408戸)入居決定済み (6/15集計)

■ 二次的避難所の確保

- ・ 旅館・ホテルへの被災者受入れ：6月16日現在、2,200名を受入決定済
- ・ 八代港での民間フェリー「はくおう」：のべ2,605名(5/29宿泊サービス終了)

■ 建築物、宅地の危険度判定

- ・ 被災建築物：18市町村で57,570件実施、6月4日までに全て判定完了
- ・ 被災宅地：12市町村で19,901件実施 (6/15現在)

(2) 大規模被災インフラの復旧

■ 阿蘇大橋地区(斜面对策、国道57号・325号、JR豊肥(ほうひ)線)

- ・ 阿蘇大橋地区崩壊斜面箇所の斜面安定化と国道57号・325号、JR豊肥線の一体的な整備に向け、国の技術力の総力を結集して早期復旧・供用を目指す。(斜面安定化対策は直轄砂防、国道325号阿蘇大橋の復旧は直轄代行で実施。)

- ・斜面对策については、伸縮計等により亀裂を監視しながら、無人機械により斜面下部の土留盛土工を実施中(5月23日より)。
- ・国道57号について、予備費(6月14日閣議決定)を活用し、現位置の北側に位置する別ルート整備による復旧事業を実施中。

■土砂災害による二次被害防止

- ・土砂災害による二次被害の防止を図るため、立野川地区や高野台地区等14箇所において、災害関連緊急砂防事業等の実施を決定。
- ・がけ崩れ対策について、小規模な急傾斜地や宅地擁壁等に対する対策が行えるよう特例措置を適用(6月13日)。

■大規模災害復興法に基づく国による代行の実施

- ・俵山(たわらやま)トンネルを含む県道熊本高森線(約10km)と、阿蘇長陽(ちようよう)大橋を含む村道柘の木～立野線(約3km)の復旧について、予備費(5月31日閣議決定)を活用し、工所用道路の工事等を実施中。

(3) 交通

■道路関係

- ・熊本・大分・宮崎各県内の国道・県道・市町村道270箇所程度で通行止め

■鉄道関係(運転休止)

- ・JR九州 豊肥線(肥後大津(ひごおおつ)駅～豊後荻(ぶんごおぎ)駅間)
 - ※被災箇所(阿蘇大橋地区を除く)の調査を終え、現在、復旧方法等の検討及び復旧作業中
 - ※バスによる代行輸送
 - ・宮地(みやじ)駅～豊後荻駅間:当分の間実施
 - ・肥後大津駅～宮地駅間:当分の間(平日朝夕のみ)実施
- ・南阿蘇鉄道 全線
 - ※4月末に現地調査を実施し、被害箇所を特定。復旧方法等は今後調査予定
 - ※緊急通学バスの運行を南阿蘇村と高森町(たかもりまち)が合同で、1学期間を日途に実施

■空港関係

- ・熊本空港:6月2日より国内線全便が運航再開。6月3日より国際線の一部が運航再開。
 - ※ターミナルは5月19日に応急復旧が完了し、6月1日午前より、すべての搭乗口が運用再開
 - ※ターミナルの本格復旧:詳細調査後、熊本県、民間ビル会社等の意向を踏まえ、検討

(4) 観光

■熊本城の復旧

- ・熊本城の復旧に向けた「熊本城公園復旧推進調整会議(熊本市、熊本県、文化庁、国土交通省)」を開催(5/12、6/6)し、石垣の被害拡大を防ぐための応急的な雨水対策の実施や今後の復旧工程等に係る調整を実施
- ・文化庁と連携し、天守閣等の公園施設の復旧を災害復旧事業により支援予定(文化庁は宇土櫓(うとやぐら)、石垣等の文化財等の復旧を支援予定)。

■「九州の観光復興に向けての総合支援プログラム」の策定

応急的取組

- ・熊本県・大分県における旅館ホテル等の復旧費用に対する補助、いわゆる「中小企業グループ補助金」の創設(予備費400億円の内数)のほか、政府系金融機関や雇用保険による支援措置等

観光需要回復に向けた短期的対応

- ・国内外からの旅行者を対象にした「九州観光支援のための割引付き旅行プラン助成制度」の創設(予備費180億円)
- ・国内外への集中的かつ大規模なプロモーションの実施等

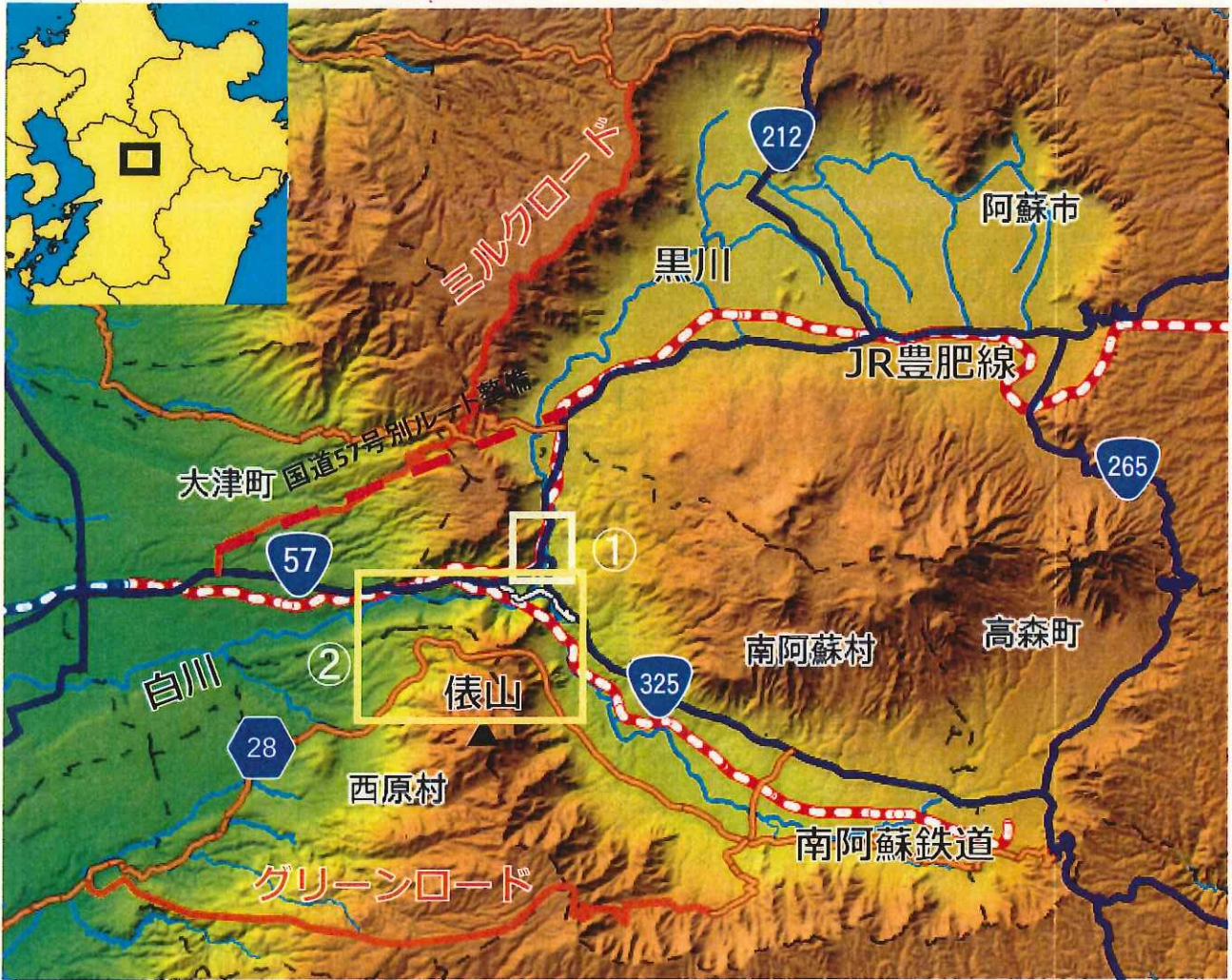
より魅力的な観光地域としての復興、発展を支援する中長期的対応

- ・熊本城をはじめとする九州を代表する観光施設・文化財の早期復旧支援等を盛り込んだ、全省庁一体となった九州全域の観光復興に向けた対策を5月31日に策定。今後、確実に実行。

市町村支援等

- TEC-FORCE のべ8,319名(6月16日現在4名)
- リエゾン のべ2,223名(6月16日現在5名)熊本県庁2、益城町2、現対本部1
- 熊本市内のガレキ仮置場の1つとして熊本港を活用する方向で地元関係者との調整中
- 6月13日、熊本港を活用したコンテナ船による災害廃棄物の広域海上輸送が開始

大規模被災インフラの復旧



①



撮影日：平成28年6月11日

○国道57号について、予備費を活用し、現位置の北側に位置する別ルート整備による復旧事業を実施中。
○斜面对策は、伸縮計等により亀裂を監視しながら、無人機械により土留盛土工を実施中(5/23～)。

②

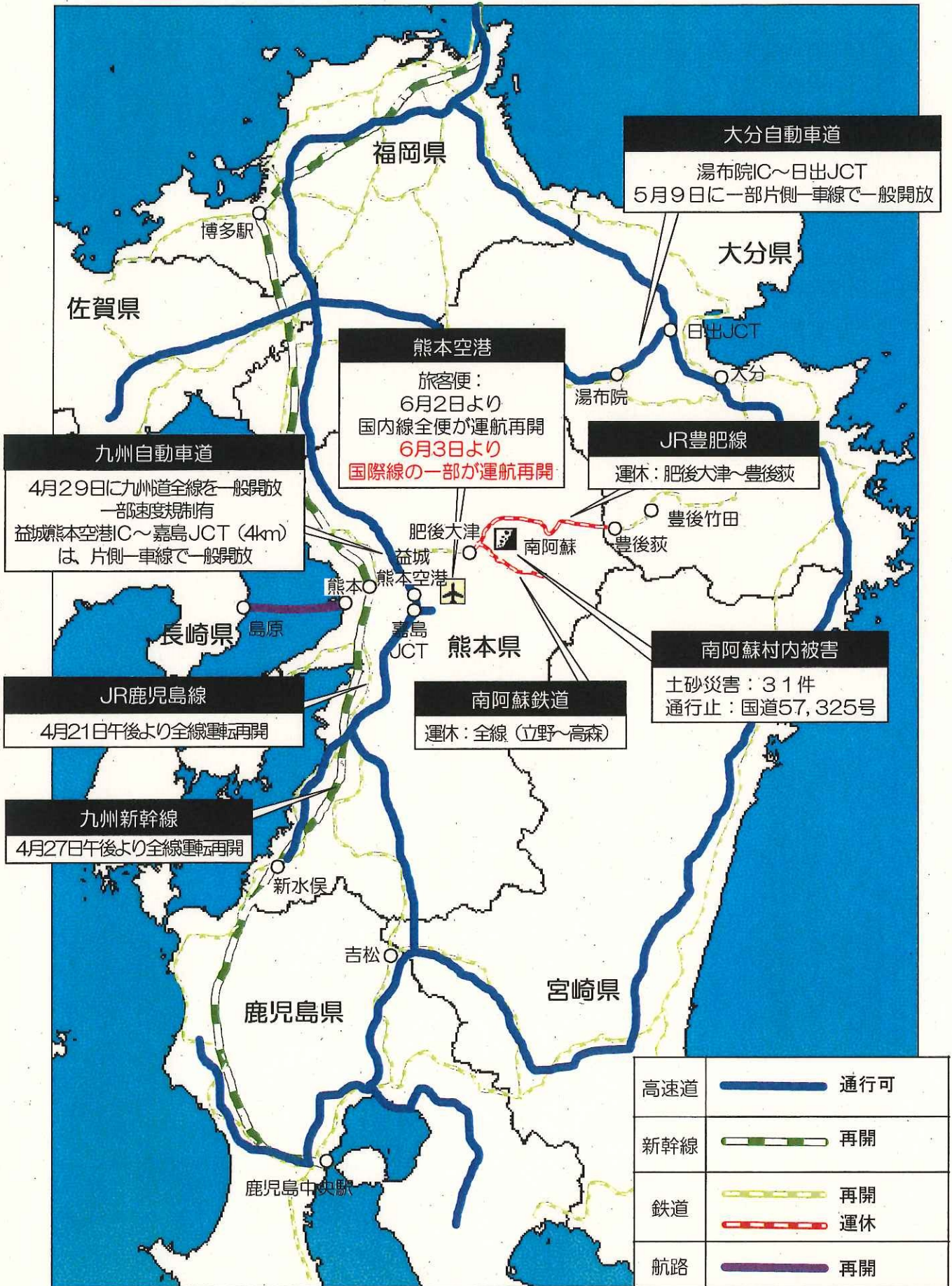


○倭山トンネルや阿蘇長陽大橋等の復旧について、直轄代行で実施

熊本地方を震源とする地震について

国土交通省関連

※6/16 16:00現在



I. 避難所の確保

○一次避難所

- ・学校、公民館などの公的施設

【123ヶ所 6,241人】
(6/15 13:30時点)

○二次避難所

- ・宿泊施設
2,200名受入決定済
(6/16現在)

○ ※このほか益城町において
トレーラーハウスを福祉避難所
として利用

被災建築物
応急危険度判定
の実施

(4/15～6/4)
18市町村、57,570件
(すべての判定を完了)

自宅の損傷が軽微な場合は、地域のライフラインの復旧後、帰宅

II. 応急的な住まいの確保

○応急仮設住宅の建設

・16市町村で3,025戸の建設に着手(うち272戸完成)

市町村名	着手戸数	完成戸数
熊本市	458戸	-
宇土市	79戸	-
宇城市	143戸	10戸
美里町	18戸	-
御船町	274戸	-
嘉島町	192戸	54戸
益城町	1,110戸	88戸
甲佐町	135戸	90戸

市町村名	着手戸数	完成戸数
山都町	6戸	-
大津町	54戸	-
菊陽町	20戸	-
阿蘇市	45戸	-
産山村	5戸	-
南阿蘇村	156戸	-
西原村	302戸	30戸
水川町	28戸	-
合計	3,025戸	272戸

・UR、地方公共団体職員による建設業務支援(15名体制)

○民間賃貸住宅の空室提供※

・被災者の申込みを受け順次空室を提供：4,291戸(6/15集計分)
※応急仮設住宅の要件に該当する者については、借上げ型仮設住宅(いわゆる、みなし仮設)として提供される

○公営住宅等の空室提供

熊本市内計： 1,551戸 (うち入居決定 860戸)

- ・熊本県： 191戸 (うち入居決定 67戸)
- ・熊本市： 481戸 (うち入居決定 481戸)
- ・その他市町村： 219戸 (うち入居決定 77戸)
- ・国家公務員宿舎等： 266戸 (うち入居決定 166戸)
- ・雇用促進住宅： 394戸 (うち入居決定 69戸)

九州全体計： 5,645戸 (うち入居決定 1,408戸)

全国計： 11,822戸 (うち入居決定 1,543戸)

III. 恒久的な住まいの確保

- ・自力での再建・補修等を支援

○被災者生活再建支援金制度

○住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度

・電話相談(4/15～)

○再建・補修等の相談体制の整備

- ・電話相談(4/26～)
- ・専門家の派遣(4/29～)
- ・分譲マンション向け専門家相談(6/9～)

自力での再建等が困難な被災者への公営住宅の整備

平成28年熊本地震の環境省関連の対応について

平成28年6月16日

1. 廃棄物対策

<p>体制</p>	<p>○環境省九州地方環境事務所による「現地支援チーム」</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 熊本県現地支援チーム(熊本県庁) ➢ 熊本市役所及び益城町役場に職員を派遣
<p>現在の課題と対応</p>	<p>①し尿処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収集・処理体制について、概ね整備済 <p>②生活ごみ・片付けがれき等の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収集・運搬体制 <ul style="list-style-type: none"> ・県外の自治体、民間事業者から「ごみ収集車」を派遣し、4月21日から順次支援中(6月15日現在、熊本市に18台、益城町に6台の支援など)。 ・熊本市では、生活ごみ・片づけがれき等の収集に目途がついてきたことから、6月末で片づけがれきの集積所での収集を終了し、以降は焼却施設等への直接持ち込み等に対応する予定。 ○処理体制 <ul style="list-style-type: none"> ・県外自治体の協力により、当該自治体の「ごみ処理施設」で4月21日から順次受入れ支援中(5月19日現在、熊本市のごみを9団体が受入れ支援など)。 ・熊本市では、被災により停止していた東部環境工場1号炉について、5月17日より廃棄物の処理を開始(全能力復旧)。 ・益城町では、被災により停止していた益城クリーンセンターについて5月30日に全能力復旧。 <p>③災害廃棄物の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家屋等解体に係る財政的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・損壊家屋等の解体費用について、全壊に加え、半壊についても災害等廃棄物処理事業費補助金の対象に追加。 ・熊本市、益城町等で解体申請に関する相談・受付を実施中。 ○災害廃棄物処理実行計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県は県全体の処理実行計画の策定・公表を目指して、調整中。 ・熊本市は6月14日に熊本市内の処理実行計画を策定・公表済み。 ○仮置場(一次・二次)の管理・設置 <ul style="list-style-type: none"> ・一次仮置場については61ヶ所運用中(6月14日時点)、二次仮置場の設置準備中(場所選定から)。 ・熊本市の二次仮置場として、港湾エリアの活用について、県及び国土交通省港湾局と連携して調整中。 ○広域処理 <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市内の仮置場の災害廃棄物を熊本港を經由してコンテナ船で三重県の産廃処理施設に運搬し試験的に広域処理(6月10日に仮置場からの搬出開始、13日に熊本港からの海上輸送開始)

2. アスベスト対策

現在の課題と対応	<p>①アスベストの飛散防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○熊本県及び熊本市が、応急危険度判定の結果を踏まえて、被災建築物のアスベストの使用状況を調査(4月28日～)。調査の結果、アスベストの使用が確認された建築物については、ビニールシートでの養生や立入禁止措置が講じられている。 ○熊本県及び熊本市が、国立環境研究所及び埼玉県等の支援を得て、被災地におけるアスベストのモニタリング調査を実施(5月11日～)。この結果を受け、環境省においてもモニタリング調査を実施中(6月14日～)。 ○厚生労働省と連名で、熊本県、熊本市等に対し、解体工事における事前調査の実施、集じん・排気装置の維持管理の徹底、石綿含有成形板の取扱いなどについて通知(5月23日)。また、解体工事に係るアスベスト対策の徹底について、廃棄物担当部局に通知(6月6日)。熊本県では、解体工事事業者等を対象にした説明会を開催(6月7日)。 <p>②防じんマスクの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(公社)日本保安用品協会を通じて、ボランティア、被災住民用に防じんマスク(計12,000枚)を熊本県に送付(4月22日)し、益城町役場及び同町災害ボランティアセンター等で配布(4月26日～)。さらに追加で12,000枚を熊本県及び益城町等に送付(5月11日～)。厚生労働省とも連携。
----------	--

3. 被災ペット対策

支援体制	<p>○ 職員の派遣(自治体・獣医師会と協力して調査、意見交換)</p> <p>➤環境省本省の動物愛護担当者等から、延べ17名を派遣(4月19日～)</p>
現在の課題と対応	<p>①避難所等における被災ペット対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者の心のケアの観点から、適切なペット対応の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・益城町総合運動公園において、避難者のペットの飼育専用施設を整備し、受入れを開始(5月16日～)。 <p>②仮設住宅でのペット対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○熊本県と共同の巡回等により、仮設住宅が整備される主な14市町村に、ペットと一緒に住める仮設住宅の確保を直接要請(5月3日～)。これらの市町村では、順次、ペットとの同居が開始されているところ(6月12日～) <p>③被災ペットの一時預かり等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○熊本市動物愛護センター等と連携した緊急的な一時預かり体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の健康上の理由等により一時無償預かりするための体制を合同で整備し、同センターが受入れを開始(5月9日～)。 ○益城町と連携した一時預かり体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・益城町総合運動公園において指定管理者(YMCA)等とともに、避難者のペットの一時無償預かり体制を整備し、受入れを開始(5月16日～)。 ○一時預かり等の体制強化に向け、熊本県、県獣医師会、熊本市、九州福祉動物協会等による「熊本地震ペット救護本部」(5月27日設置)の活動を支援 <ul style="list-style-type: none"> ・同本部が熊本地震ペット救援センターで被災ペットを受入れ(6月5日～)

ボランティアの活動状況～社会福祉協議会が運営するボランティアセンターについて～

内閣府

【各ボランティアセンターの状況】

※6月15日の参加実績（厚生労働省資料をもとに内閣府にて作成）

No.	市町村	開設日	募集範囲	主な活動内容	参加実績 (単位:人)		No.	市町村	開設日	募集範囲	主な活動内容	参加実績 (単位:人)	
					6/15	累計						6/15	累計
1	菊池市	4/19	登録制 市内	5/22より生活復興支援ボランティアセンターに変更	0	777	9	合志市	4/22	登録制 市内	5/15より生活復興支援ボランティアセンターに変更	0	768
2	宇土市	4/19	熊本 県内	清掃センター内仕分け、避難所運営支援等。生活復興支援センターに移行	12	2,746	10	菊陽町	4/22	熊本 県内	5/21より生活復興支援ボランティアセンターに変更	0	1,764
3	宇城市	4/19	九州	6/1より生活復興支援ボランティアセンターに移行	0	4,119	11	美里町	4/22	町内	5/16以降は、平日はニーズ受付、週末はニーズに合わせてボランティア活動	0	194
4	南阿蘇村	4/20	熊本 県内	ゴミ集積場誘導、居宅内及び周辺の片付け、避難所運営支援等	76	4,663	12	西原村	4/24	全国	避難所運営支援、居宅内及び周辺の片付け等	0	7,873
5	山都町	4/21	町内	避難所運営支援、居宅内及び周辺の片付け等	0	195	13	甲佐町	4/25	熊本 県内	居宅内及び周辺の片付け等	0	725
6	益城町	4/21	全国	避難所運営支援、居宅内及び周辺の片付け、ガレキの撤去等	445	22,296	14	阿蘇市	4/26	九州	5/3で災害ボランティアセンター閉鎖		729
7	熊本市	4/22	全国	居宅内及び周辺の片付け等	293	32,402	15	嘉島町	4/26	九州	6/1より生活復興支援センターに移行	4	1,787
8	大津町	4/22	九州	避難所運営支援、居宅内及び周辺の片付け等	0	2,576	16	御船町	4/29	全国	避難所運営支援、居宅内及び周辺の片付け等	102	3,703
1	由布市	4/20	-	4/26で災害ボランティアセンター閉鎖		204	2	竹田市		-	南阿蘇村VCへのボランティア派遣		

熊本県

【合計参加人数】

6月9日 (木)	6月10日 (金)	6月11日 (土)	6月12日 (日)	6月13日 (月)	6月14日 (火)	6月15日 (水)
905	820	1,544	755	537	705	932

発災以降累計
87,521

専門的なノウハウなどを有するNPO/NGOの活動について

NPO/NGO等の連携・協働を行うための体制の構築

○JVOAD準備会※が熊本県域(一部大部分県含む)で活動しているNPO/NGO等に対し呼びかけ、連携・協働を行うための会議「**熊本地震・支援団体火の国会議**(以下、「火の国会議」)を4月19日(火)に設立した。

※JVOAD:全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

○以降、毎晩19時より、活動地域・活動内容の報告・調整、相互に補完できる業務の調整を行っている。

参加団体数 221団体(6月5日現在)

※6月14日まで毎日開催。以降毎週火・木の週2回開催に、別途毎週水曜に地域間の情報共有を図る会議を開催。

○内閣府は、火の国会議の設立及びNPOと県との連携・協働を図るため、熊本県と調整した。



火の国会議の様子

NPOと行政との連携・協働体制

熊本県

○4月19日(火)より、火の国会議に参加するNPO、国、熊本県関係課の連携・協働による円滑な被災者支援のため、情報共有、施策の調整等を行う会議を随時開催。

○上記に県社協を加え「被災者支援に関する関係機関連絡会議」を設立し、4月28日(木)より週2回(月、木、10時30分)の定例開催としている。

熊本市

○5月10日(火)以降、火の国会議に参加するNPOと熊本市との連携会議を週2回(火、金10時00分～)開催している(適宜、国も出席)。

益城町

○5月12日(木)に、益城町の地元有志を中心に、火の国会議に参加するNPO、国、熊本県、益城町、益城町社協等も参加する「益城がんばるもん会議」を開催。定例化(月、木17時00分～)。



5月12日の「益城がんばるもん会議」の様子

【これは速報であり、数値等は今後も変わることがある】

熊本県熊本地方を震源とする地震について

平成 28 年 6 月 16 日 (14:00) 現在
非 常 災 害 対 策 本 部

1. 地震の概要

(1) 発生日時 平成28年4月16日 1:25 (本震)

(2) 震源及び規模 (暫定値)

熊本県熊本地方 (北緯32度45.2分、東経130度45.7分)、深さ12km、マグニチュード7.3

(3) 震度 (気象庁 6月16日13:00)

【4月14日21:26以降に発生した震度6弱以上の地震】

14日	21:26	震度7	熊本県熊本
14日	22:07	震度6弱	熊本県熊本
15日	0:03	震度6強	熊本県熊本
16日	1:25	震度7	熊本県熊本
16日	1:45	震度6弱	熊本県熊本
16日	3:55	震度6強	熊本県阿蘇
16日	9:48	震度6弱	熊本県熊本

【震度4以上の地震の発生推移】

4月14日	21時~24時	12回
15日	0時~24時	12回
16日	0時~24時	45回
17日	0時~24時	11回
18日	0時~24時	5回
19日	0時~24時	4回
20日	0時~24時	1回
21日	0時~24時	2回
22日	0時~24時	1回
23日	0時~24時	0回
24日	0時~24時	0回
25日	0時~24時	1回
26日	0時~24時	0回
27日	0時~24時	0回
28日	0時~24時	3回
29日	0時~24時	1回
30日	0時~24時	0回
5月 1日	0時~24時	0回
~ 3日		
4日	0時~24時	3回

5日	0時～24時	3回
6日	0時～24時	0回
～11日		
12日	0時～24時	1回
13日	0時～24時	1回
14日	0時～24時	0回
～31日		
6月 1日	0時～24時	0回
～11日		
12日	0時～24時	1回
13日	0時～24時	1回
14日	0時～24時	0回
15日	0時～24時	0回
16日	0時～ 3時	0回
	3時～ 6時	0回
	6時～ 9時	0回
	9時～12時	0回
	12時～13時	0回

※ 6月16日13時現在、震度1以上を観測する地震が1,749回発生。

2. 九州北部地方の気象状況

【九州北部地方の今後の見通し】(気象庁6月16日13:00)

- 活発な梅雨前線の影響により、熊本県・大分県では概ね雨となっている。
- 熊本県・大分県では、今日16日昼過ぎにかけて、局地的に雷を伴って1時間に30ミリの激しい雨が降り、大雨となるおそれがある。今日16日夜の降り終わりまでに予想される雨量は、いずれも多い所で、熊本県では80ミリ、大分県では60ミリの見込み。
- 土砂災害、落雷、突風に注意。

3. 政府の対応

(4月14日)

- 21:31 官邸対策室設置、緊急参集チーム招集
- 21:36 総理指示発出
- 21:55 緊急参集チーム協議
- 22:10 非常災害対策本部設置
- 22:13 官房長官会見
- 23:21 第1回非常災害対策本部会議
- 23:25 内閣府情報先遣チーム出発
- 23:55 官房長官会見

(15日)

- 5:59 緊急参集チーム協議

- 7:40 官房長官会見
- 8:08 第2回非常災害対策本部会議
- 10:06 官房長官会見
- 10:40 非常災害現地対策本部設置
- 13:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 16:07 第3回非常災害対策本部会議
- 16:49 官房長官会見
- 17:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (16日)
- 2:38 総理指示発出
- 2:38 緊急参集于一△協議
- 3:28 官房長官会見
- 5:10 第4回非常災害対策本部会議
- 5:52 官房長官会見
- 10:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 11:30 第5回非常災害対策本部会議
- 12:13 官房長官会見
- 16:00 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 18:34 第6回非常災害対策本部会議
- 19:28 官房長官会見
- (17日)
- 10:58 緊急参集于一△協議
- 11:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 11:37 第7回非常災害対策本部会議
- 12:34 官房長官会見
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 17:00 被災者生活支援于一△会合
- 17:59 緊急参集于一△協議
- 18:33 第8回非常災害対策本部会議
- 19:19 官房長官会見
- (18日)
- 11:24 官房長官会見
- 11:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 15:59 緊急参集于一△協議
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 16:34 第9回非常災害対策本部会議
- 17:43 官房長官会見
- (19日)
- 10:12 官房長官会見
- 11:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- 16:59 第10回非常災害対策本部会議

- 17:54 官房長官会見
(20日)
- 11:23 官房長官会見
15:34 第11回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
16:38 官房長官会見
- (21日)
- 11:25 官房長官会見
15:04 第12回非常災害対策本部会議
16:19 官房長官会見
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (22日)
- 10:11 萩生田官房副長官会見
16:05 第13回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
16:53 官房長官会見
- (23日) 総理による熊本地震に係る被災状況視察
- 13:00 第14回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (24日)
- 9:35 第15回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (25日)
- 11:11 官房長官会見
16:11 第16回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
17:08 官房長官会見
- (26日)
- 10:10 官房長官会見
14:08 第17回非常災害対策本部会議
16:19 官房長官会見
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (27日)
- 11:25 萩生田官房副長官会見
11:37 第18回非常災害対策本部会議
16:27 官房長官会見
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (28日)
- 10:10 官房長官会見
16:00 官房長官会見
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

- 18:00 第19回非常災害対策本部会議
(29日)
総理による熊本地震に係る被災状況視察
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (30日)
11:05 第20回非常災害対策本部会議
16:20 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (5月1日)
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (2日)
15:00 第21回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (4日)
11:27 第22回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (6日)
11:30 第23回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (9日)
13:47 第24回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (11日)
16:27 第25回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (13日)
11:02 第26回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (16日)
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (18日)
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
18:15 第27回非常災害対策本部会議
- (20日)
13:30 第28回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (24日)
10:59 29回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (27日)
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
- (31日)
12:10 第30回非常災害対策本部会議
16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議

- (6月4日) 総理による熊本地震に係る被災状況視察
 (7日)
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
 (14日)
 16:30 政府現地対策本部・熊本県災害対策本部合同会議
 (16日)
 17:15 第31回非常災害対策本部会議(予定)

4. 被害等状況(未確認情報を含む)

(1) 人的被害(4月14日からの累計)(消防庁6月16日14:00)

(人)

場 所	死亡	重傷	軽傷
福岡県	0	1	17
佐賀県	0	4	9
熊本県	49	332	1,264
大分県	0	4	24
宮崎県	0	3	5
合計	49	344	1,319

※このほか、震災後における災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡したと思われる死者数(正式には市町村に設置される審査会を経て決定)20人(熊本県)
 ※このほか、程度分類未確定な負傷者が140人(熊本県)

【南阿蘇村立野地区阿蘇大橋周辺での活動状況】

警察、消防、自衛隊：熊本県が5月1日に行方不明者捜索の一旦終了を決定
 6月1日、地上における捜索を実施(熊本県警察本部機動隊・管区機動隊及び鑑識課員約100名、阿蘇広域消防本部約20名)

(2) 建物被害(消防庁6月16日14:00)

都道府県名	住宅被害			非住家被害		火災 件
	全壊	半壊	一部 破損	公共 建物	その他	
	棟	棟	棟	棟	棟	
山口県			3			
福岡県		1	230		1	
佐賀県			1		2	
長崎県			1			
熊本県	7,652	22,856	109,115	243	1,119	16
大分県	4	109	3,281		23	
宮崎県		2	20			
合 計	7,656	22,968	112,651	243	1,145	16

(3) 道路その他被害・復旧状況

- 道路（国土交通省 6 月 16 日 9:00）
 - [国道]
 - 直轄国道
 - 【通行止め】1 区間
 - ・国道 57 号阿蘇大橋地区：斜面崩壊
 - 補助国道
 - 【通行止め】6 区間
 - ※国道 325 号阿蘇大橋崩壊
 - [県道]
 - 【通行止め】：22 区間
 - ※熊本県道 28 号線（熊本高森線）俵山トンネル：覆エコンクリート崩落
- 鉄道（国土交通省 6 月 16 日 9:00）
 - [新幹線]
 - 【休止路線】なし
 - ※ 4 月 27 日午後より全線で運転再開
 - [在来線] 運転休止：2 事業者 2 路線
 - 【休止路線】
 - ・JR 九州：1 路線 豊肥線（肥後大津～豊後荻）
 - ※肥後大津～豊後荻駅間については代行バス輸送を実施中
 - ・南阿蘇鉄道：1 路線 高森線（全線）
 - ※南阿蘇村と高森町が合同で、緊急通学バス輸送を実施中
- 空港（国土交通省 6 月 16 日 9:00）
 - ・通常運用（大分、福岡、北九州、佐賀、長崎）
 - ・熊本空港：
 - ・6 月 2 日より国内線全便が運航再開
 - ・6 月 3 日より国際線の一部が運航再開
- 河川（国土交通省 6 月 16 日 9:00）
 - ・被害箇所：直轄 172 箇所、補助 322 箇所
- 港湾（国土交通省 6 月 16 日 9:00）
 - ・被害箇所：熊本港、八代港、三角港、別府港（応急復旧等により利用上の支障なし）

(4) 農林水産業被害

- 農業

- [園芸作物等]

一部の選果場や農業用ハウス等で被害があり、メロン、トマト、いちご、レタス等で被害が発生。一番茶で一部適期を逃して収穫できなかった地域あり。

- [畜産]

当初は生乳の廃棄が発生したものの、4 月 21 日以降道路事情により集乳できない地域はなくなっている。また、乳業工場の多くが操業を停止していたが、順次、操業を再開。畜舎等の施設、設備の損壊のほか、死亡牛も発生。

- [土地利用型作物]

大きな被害は報告されていないが、カントリーエレベーター、製粉工場等の設備の被害、ほ場の地割れや液状化、法面の崩壊等の被害が発生。水路やパイプラインの損壊等により、水が確保できないほ場が散見。

〔土地改良施設〕

一部の国営造成ダムについて変状を確認。また、農地・農業用施設（ため池含む）については、8,516箇所被害を確認。準備が整ったものから応急工事等で順次対応中。

● 林野関係

林地、治山施設、林道施設、木材加工施設・流通施設、特用林産物施設で被害が発生。

● 水産関係

漁港において防波堤等の被害、荷さばき所等の一部破損、アサリ漁場への堆積土砂の流入の発生。

● 卸売市場

一部の地方卸売市場において施設に被害が発生。

(5) 避難状況（消防庁 6月15日 13:30）

● 避難指示 1市1町 179世帯 408人

◆熊本県

市町村	対象世帯数	対象人数	発令日時
宇土市	67	87	4月18日 10:00
	4	13	4月21日 18:50
御船町	108	308	4月24日 17:15
小計（発令中）	179	408	

● 避難勧告 2市3町1村 1,064世帯 2,440人

◆熊本県

市町村	対象世帯数	対象人数	発令日時
熊本市	2	5	5月3日 18:42
宇城市	12	34	5月13日 18:00
美里町	69	207	4月22日 8:00
大津町	6	11	4月16日 3:44
南阿蘇村	836	1,836	5月11日 8:00
御船町	139	347	4月16日 22:00
小計（発令中）	1,064	2,440	

- 避難所の状況（消防庁 6 月 16 日 14:00）
 - ・熊本県：123 箇所、避難者数：6,241 人（6 月 15 日 13:30）
- 熊本県内の避難所でノロウイルス等の集団感染事例は報告されていない。（厚生労働省 6 月 16 日）
- エコノミークラス症候群により熊本県内の主要医療機関へ入院を必要とした患者数 51 名（4 月 14 日～6 月 16 日までの累計）（厚生労働省 6 月 16 日 10:00）

(6) 原子力発電所の状況（原子力規制庁 6 月 16 日 13:30）

発電所名 (電力会社)	立地市町村	状況	立地市町村最大震度 (日時)
玄海(九州)	佐賀県玄海町	異常なし	3(4月16日1:26)
川内(九州)	鹿児島県薩摩川内市	異常なし	4(4月16日1:26)
伊方(四国)	愛媛県伊方町	異常なし	4(4月16日1:26)
島根(中国)	島根県松江市	異常なし	3(4月16日1:26)

(7) ライフライン等の状況

- 電力（経済産業省 6 月 16 日 11:00）
 - ・九州電力：停電解消（土砂崩れ等により復旧困難な場所を除く。）
 - ・送電が困難となっていた阿蘇市、高森町、南阿蘇村には、全国から手配した電源車の活用により通電していたところ、4 月 27 日に送電線の仮復旧が完了し、4 月 28 日に系統からの電力供給に切り替えを完了。
- ガス（経済産業省 6 月 16 日 11:00）
 - 【西部ガス（都市ガス）】
 - ※4 月 30 日 13 時 40 分、熊本市周辺の供給区域における復旧作業を完了し、家屋倒壊その他の事情により供給再開ができない需要家を除くすべての需要家に対するガスの供給を再開。
 - 【LPガス】
 - ・LP ガス充填所：熊本県内にある 41 箇所の充填所については、すべて営業。
- 石油（コンビナート・SS）（経済産業省 6 月 16 日 11:00）
 - ・熊本県内の全 SS（797 箇所）のうち、736 箇所（9 割超）の稼働を確認。
- 水道（厚生労働省 6 月 16 日 10:00）
 - ・熊本県 1 村で 2 戸が断水
- 下水道（国土交通省 6 月 16 日 9:00）
 - ・一部施設で被害があるが、機能は確保
- 通信（総務省 6 月 16 日 10:00）
 - 固定電話
 - ・熊本エリア：すべて復旧
 - ・特設公衆電話：34 台、衛星携帯電話：555 台、無料公衆無線 LAN アクセスポイント：372 台、携帯電話充電器（マルチチャージャ）495 台を避難所・行政機関に配備。
 - 携帯電話の停波状況：すべて復旧
 - ・NTTドコモ：すべて復旧

- ・ KDDI (au) : すべて復旧
- ・ ソフトバンク : すべて復旧
- ※全ての市町村役場をカバー
- ※避難所における携帯電話による通信の疎通を確認済

● 小売 (経済産業省 6 月 16 日 11:00)

- ・ 熊本県内のコンビニエンスストア主要 3 社 (セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート) の状況 : 営業中 593、休止中 3
- ・ 熊本県内のスーパーマーケット主要 4 社 (イオン、イズミ、サンリブ、西友) の状況 : 営業中 51、休止中 6

(8) 医療施設等の状況 (厚生労働省 6 月 16 日)

- ・ 病棟の損壊等により、入院診療に制限がある病院 : 12 病院
- ・ 高齢者施設 (全 1,234 施設) : 人的被害は 14 件 24 名 (人命にかかる被害はなく、外傷・転倒・骨折等)。物的被害 354 施設
- ・ 障害児・者入所施設、熊本労災特別介護施設等 : 人的被害なし
- ・ 児童福祉施設等 (全 30 施設) : 人的被害なし。物的被害は 17 施設

(9) 災害廃棄物関係 (環境省 6 月 16 日 14:00)

- ・ 熊本県内各市町村で災害廃棄物の仮置場が順次設置され (26 市町村、合計 61 箇所カ所)、災害廃棄物を搬入中
- ・ 熊本市、宇土市及び宇城市においては、市内のごみ集積所に災害廃棄物を搬入中
- ・ 熊本県内のごみ処理施設 27 施設のうち 2 施設が稼働停止
- ・ 被災により停止していた熊本市東部環境工場 1 号炉について、5 月 17 日に全能力復旧。
- ・ 被災により停止していた益城クリーンセンターについても、5 月 30 日に全能力復旧。
- ・ 熊本市が「平成 28 年 4 月熊本地震に係る熊本市災害廃棄物処理実行計画」を 6 月 14 日に策定・公表。

5. 物資・生活支援の状況 (内閣府 5 月 19 日 18:15)

- 飲料・水・毛布等の物資の調達及び被災地への供給について、内閣府に關係省庁が集まって一元的な調整を実施。調達物資について、日本通運鳥栖流通センター (佐賀県鳥栖市) 等に搬入した後、各市町村に直接供給を実施中。
- 4 月 17 日から 25 日の 9 日間で約 204 万食を提供。17 日～19 日は、パン、カップ麺など、カロリーを重視した支援を実施。20 日～22 日は、被災者のニーズに応えるべく缶詰やレトルト食品などバリエーションを増やした支援を実施。また、被災自治体からの要請に応じて、米、保存用パンなどを提供。23 日～25 日は、被災者のニーズに応じて、おかずとなる食品や子供・高齢者向けの食品で、保存性の高い食品を中心に提供。
- 主な供給品目リスト (4 月 17 日～25 日)

食料	約 204 万食	生活用品
----	----------	------

(内訳)		(内訳)	
パン・おにぎり・パックご飯	約 96 万食	肌着・下着・ソックス	約 20 万枚
カップ麺	約 52 万食	マスク	約 170 万枚
レトルト食品	約 14 万食	ハンドソープ	約 13 万個
ベビーフード	約 1 万食	手指消毒液	約 2 万個
介護食品	約 1 万食	ウェットティッシュ	約 16 万個
缶詰	約 20 万食	ボディーシート	約 6 万個
栄養補助食品	約 12 万食	化粧水シート	約 2 万個
ビスケット	約 9 万食	ガスコンロ	約 0.2 万台
ほか、		ガスボンベ	約 0.4 万本
米	約 116t	ビニールシート	約 0.8 万枚
水	約 24 万本	土嚢袋	約 1 万枚
清涼飲料水	約 2 万本	簡易トイレ（便袋含む）	約 20 万個
粉ミルク（アレルギー対応含む）	約 2 t	仮設トイレ	約 0.1 万個
		トイレ用アタッチメント	
		（和式→洋式）	約 4 百個
		トイレトーパー	約 7 万ロール

※端数処理のため合計値と合わないことがある。

- 26 日以降は、保存性の高い食品を中心に被災者のニーズに合わせて必要な食品を随時提供。大型連休中のニーズに機動的に対応できるよう、必要な食品を一定量まとめて提供。
- 主な供給品目リスト（4 月 26 日以降）
 - <食料>
 - 4 月 26 日～5 月 6 日 約 59 万食等
 - （内訳）パン 約 3 万食、パックご飯 約 11 万食、カップ麺 約 8 万食、レトルト食品 約 19 万食、缶詰 約 16 万食、栄養補助食品 約 2 万食
 - ほか米 10t、清涼飲料水 約 19 万本、LL 牛乳 約 5 万本、バナナ 約 16 万本
 - ※5 月 9 日（月）以降は、現地での対応が困難なものについて、具体の要望に応じて個別に提供。
 - <生活用品>
 - シャンプー、リンス、歯磨きセット、使い捨てカイロ、土嚢袋などを現地のニーズに合わせて調達
- 「かんぼの宿 阿蘇」において、中広間等を近隣住民に開放し、数百名の避難者を受入れ。食料・飲料を提供。（5/14（土）に終了）（総務省 5 月 16 日 10:00）
- エコノミークラス症候群対策としてテクノ中央緑地公園（益城町）に天幕 20 張を貸与。（防衛省 5 月 5 日）
- 給水車 2 台で応急給水を実施（厚生労働省 6 月 16 日 10:00）
- 高齢者や体調不良者等を熊本、福岡、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島の旅館・ホテルで 2,200 名受入決定済（国土交通省 6 月 16 日 9:00）
- 被災者支援システムの整備（総務省 5 月 13 日 6:30）
 - 被災者が必要とする生活用品等を速やかに把握し届けるためのシステム及びタブレットを配備し活用中。（4 月 28 日（木）からシステムの本格運用開始。）

- 中小企業対策（経済産業省 6 月 16 日 11:00）
 - ・熊本県・大分県の公的金融機関、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、下請かけこみ寺等に相談窓口を設置。
 - ・公的金融機関による災害復旧貸付・セーフティネット保証 4 号等を実施。激甚災害指定を受け、金利引下げを行う等更に深掘り。
 - ・小規模事業者持続化補助金を含む公募中の補助金について公募期間を延長する等、各種手続の柔軟化を実施。
 - ・熊本地震復旧等予備費を活用し、中小企業の設備・施設の復旧支援、金融支援等の中小企業対策等を実施する。
 - ・熊本地震復旧等予備費による、熊本地震の影響を受けた小規模事業者において経営計画に基づく販路開拓等の取組を補助する「被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）の公募を開始（5 月 31 日）
 - ・熊本地震復旧等予備費による、熊本県内の商店街等に活気を取り戻すためのイベント等の事業を補助する「商店街震災復旧等事業（商店街にぎわい創出事業）」の公募を開始（6 月 1 日）。
- 被災農林漁業者への支援策（農林水産省）
 - ・既存事業の運用を工夫することなどにより、補正予算を待たずに実行できる対策をとりまとめ、公表（5 月 9 日）
 - ・5 月 9 日に公表した上記支援策に加え、補正予算で措置される復旧予備費などを活用した追加対策をとりまとめ、公表（5 月 18 日）
 - ・被災農林漁業者に対する支援対策について、県段階の現地説明会を開催（5 月 20 日 農業及び林業関係、5 月 23 日水産関係）
 - ・被災農林漁業者に対する支援対策について、市町村・地域段階の現地説明会を開催（5 月 23 日から）
 - ・多面的機能支払交付金要綱・要領を改正し、農地維持・資源向上（共同）、資源向上（長寿命化）とも、被災箇所の応急措置、補修・更新等の災害復旧活動を行えるように、特例を設定（6 月 9 日）

（参考）

- 社会福祉施設に対する福祉人材の応援体制
 - ・4 月 17 日付けで、社会福祉施設への要援護者の受け入れ等に伴う必要な福祉人材の応援体制について自治体・関係団体に対して必要な措置を要請する通知を発出。
 - ・4 月 22 日付けで、社会福祉施設に派遣可能な福祉人材の登録について関係自治体への要請に係る通知を発出。
 - ・4 月 29 日から、派遣可能な福祉人材と施設のニーズのマッチングを開始。
 - ・6 月 15 日時点の各施設からの派遣要望数は 80 人。これに対し、同日時点で 73 人を派遣。
- 社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンター（厚生労働省）

社会福祉協議会が運営し、一般の個人ボランティアを受け入れて、被災者の支援活動を行う災害ボランティアセンターの状況は以下のとおり。

 - ・4 月 19 日開設 【熊本県】宇土市(2,746 名)、宇城市(4,119 名)、菊池市(777 名)
 - ・4 月 20 日開設 【熊本県】南阿蘇村(4,663 名) 【大分県】由布市(204 名)
 - ・4 月 21 日開設 【熊本県】益城町(22,296 名)、山都町(195 名)

- ・4月22日開設 【熊本県】熊本市(32,402名)、美里町(194名)、大津町(2,576名)、合志市(768名)、菊陽町(1,764名)
- ・4月24日開設 【熊本県】西原村(7,873名)
- ・4月25日開設 【熊本県】甲佐町(725名)
- ・4月26日開設 【熊本県】嘉島町(1,787名)、阿蘇市(729名)
- ・4月29日開設 【熊本県】御船町(3,703名)

※()内は6月15日までの延べ人数(累計87,521名)。ただし、速報値であり、変動の可能性あり。

上記市町村の災害ボランティアセンターにおける活動人数の合計(直近5日間)

活動日	6/11(土)	6/12(日)	6/13(月)	6/14(火)	6/15(水)
人数	1,544名	755名	537名	705名	932名

● NPO/NGO等のボランティア団体の活動(JVOAD準備会※提供情報)

※JVOAD準備会：全国災害ボランティア支援団体ネットワーク準備会

【活動団体数】6月5日時点

- ・熊本県域(一部大分県含む)で活動しているNPO/NGO等の連携会議「熊本地震・支援団体火の国会議(以下、「火の国会議」)」に参加するNPO/NGO等(以下、NPO等)支援団体、民間企業、大学等 221団体(活動のための現地調査中の団体含む)

【主な動き】

○行政とNPO等との連携・協働

- ・4月27日：「火の国会議」参加NPOと県が連携し、個人からの支援物資を避難所へ配送する業務を開始。
- ・4月28日：政府現地対策要員、熊本県関係課、県社協による「被災者支援に関する関係機関連絡会議」が開催。熊本県庁、NPO等、社協の連携による円滑な被災者支援のため、週2回の定例会議(月曜日、木曜日10時30分～)の開催が決定。
- ・5月5日：熊本市内で活動するNPO等など支援団体と熊本市で今後の市内の避難所運営に関する会議が開催された。現在、区毎にNPOの担当を決め、避難所の現状を精査及び支援内容の検討を行うとともに、適宜実施。
- ・5月6日：熊本県関係部局、熊本市の協力を得て、「火の国会議」参加NPO等が5月2日～4日(予定)に熊本県内の全ての避難所を対象としたアセスメントを実施し、「火の国会議」参加NPO等が直接調査する避難所については熊本県及び政府現地対策本部に報告した。この結果を受け、火の国会議参加のNPO等が避難所の生活環境の向上を図っている。
- ・5月10日：「火の国会議」参加NPOと熊本市とで課題や現状等情報を共有するため、週2回の定例会議の開催が決定(適宜、政府現地対策要員が本会議に参加)。
- ・5月12日：第1回益城がんばるもん会議(仮称)が開催され、「火の国会議」参加NPO、熊本県、益城町、益城町社会福祉協議会、政府現地対策要員、益城町民等、総勢約60名が参加。今後、週2回の定例会議とすることを決定。
- ・5月15日：益城町長よりJVOAD準備会に対し公文にて、8月末頃まで益城町保健福祉センター等7か所及び今後の新設避難所の運営業務について協力依頼(打合せレベルでは4月中旬に依頼があったが、改めて公文にて依頼のあったもの)。
- ・5月17日：火の国会議において、政府作成の「熊本地震被災者応援ブック」、熊本県から熱中症などの健康面の留意事項、仮設住宅や今後の生活再建等に関してA3

両面で1枚にまとめた「被災した皆様へ～熊本県からのお知らせ～」が共有された。

- ・5月18日：益城町における炊き出しの支援に関して、JVOADに調整の依頼が町役場からあり、NPO くまもとがホームページ上で受付窓口を開設、支援団体間の調整を行うこととなった（これまでも火の国会議等において実質的にNPO間の調整を行っているが、改めて依頼に基づく対応を行ったもの）。
- ・5月19日：県庁を經由して宇城市保健所からの要請を受け、宇城市保健所管轄の避難所の担当者等に対する講習会を実施。

○NPO等間の連携・協働

- ・4月19日以降、毎日19時に県庁にて火の国会議を実施し、各NPO等が調査した被災者及び避難所の状況、各NPO等の活動地域や活動内容等について情報共有の他、NPO等が相互に補完するための調整を行っている（適宜、政府現地対策要員が本会議に参加）。
- ・4月25日：火の国会議において、NPO等による災害ボランティアセンター運営支援の地域割りが一部決定。
- ・「火の国会議」参加NPO等により、上記5月2日～4日に協働で熊本県内の全避難所アセスメントを実施し、5月6日に「火の国会議」参加NPO等が直接調査する避難所については熊本県及び政府現地対策本部に報告した。
- ・5月2日火の国会議にて、熊本県弁護士会が作成した災害Q&Aを共有した。必要に応じ被災者へ情報提供する。
- ・5月25日火の国会議にて、片づけを行うボランティア等に向けて厚生労働省が実施する「がれきの処理等を行う方のための安全講習会（5月29日 於：熊本市国際交流会館）」を周知し、参加を呼びかけた。
- ・緊急支援フェーズから復旧・復興フェーズへの移行に伴い、火の国会議の日程を変更（情報共有会：火曜日・木曜日19時～、地域に特化した情報共有会：水曜日17時～ ※他、必要に応じ随時開催）
- ・6月14日復旧・復興などの作業に携わる事業者やNPO法人等に向けて厚生労働省が実施する「熱中症予防・防じんマスク装着方法等講習会」を6月22日の火の国会議にてする調整を行った。また6月29日 くまもと森都心プラザで開催される同講習会について案内した。

6. 各省庁等の派遣状況

(1) 海上保安庁

- ・巡視船艇等の即応体制を維持

(2) 警察庁（6月16日14:00）

- ・警察災害派遣隊50人
 - ・被災（不在）家屋における盗難防止を図る特別自動車警ら部隊13台36人を派遣
- 【被災県体制】
熊本県警察 本部長以下1,900人

(3) 消防庁（6月16日14:00）

・地元消防機関（消防団を含む）による警戒活動等を実施

(4) 防衛省・自衛隊（5月31日0:00）

・5月30日9:00、熊本県知事から撤収要請

(5) 厚生労働省

・厚生労働省現地対策本部に職員18人を派遣（6月16日10:00）

(6) 国土交通省（6月16日9:00）

・リエゾン5人（熊本県益城町等）
・緊急災害対策派遣隊等4人（専門家4人）

防災ヘリ1機、災害対策用機械等9台

（活動内容：のべ8,319人による自治体所管施設の被害状況調査の代行、土砂災害危険箇所の点検、応急復旧など17市町村において活動。土砂災害危険箇所（1,155箇所）の緊急点検結果、県管理17河川の被災調査結果、熊本県及び市町村の管理道路等の被災調査結果を熊本県及び関係市町村へ報告）

・応急危険度判定士を増員して被災建築物の応急危険度判定を実施 18市町村 57,570件実施（6月4日までに全ての判定を完了）

(7) 総務省（6月15日17:00）

・地方自治体からの派遣リエゾン656人（熊本県及び市町村のニーズ把握・調整）

(8) 農林水産省（6月16日14:00）

・食料供給、農林水産業の被害調査・復旧支援、市町村が行う罹災証明書発行に向けた家屋被害認定調査への協力等のため、のべ2,893人を派遣

(9) 経済産業省（6月16日11:00）

・リエゾン派遣を終了（6月3日）

(10) 環境省（6月16日14:00）

・被災自治体へごみ収集車を派遣

派遣先	台数	人数	派遣元
熊本市	18台	38人	長崎市・島原市・諫早市・佐世保市・堺市・大牟田市・川崎市・福岡市・北九州市・佐賀市
益城町	9台	19人	浜松市、新潟市、相模原市

(11) 気象庁

・4月14日23:37以降、6月16日13:00までに24回の記者会見を実施

(12) 原子力規制庁

・4月18日10:30 原子力規制委員会 臨時会議開催

・4月18日11:23 原子力規制委員会 委員長記者会見

平成28年6月16日15時45分

平成28年6月16日14時21分頃の内浦湾の地震について

地震の概要

検知時刻：6月16日14時21分
(最初に地震を検知した時刻)

発生時刻：6月16日14時21分
(地震が発生した時刻)

マグニチュード：5.3(暫定値)

場所および深さ：内浦湾、深さ11km(暫定値；速報値約10kmから更新)

発震機構：北東-南西方向に圧力軸を持つ逆断層型(速報)

震度：【最大震度6弱】北海道函館市川汲町(はこだてしかつくみちょう)で震度6弱を観測したほか、北海道から東北地方にかけて震度5弱～1を観測しました。

○ 防災上の留意事項

この地震による津波の心配はありません。揺れの強かった地域では、家屋の倒壊や土砂災害などの危険性が高まっているおそれがありますので、今後の地震活動や降雨の状況に十分注意してください。

○ 地震活動の状況

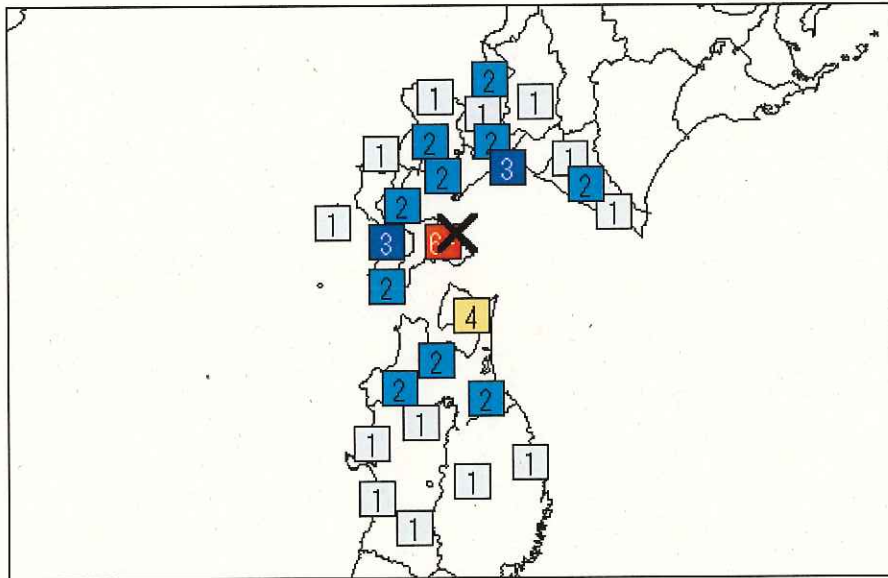
16日14時21分以降、15時25分までに震度1以上を観測した地震が3回発生しています(震度6弱:1回、震度2:1回、震度1:1回)。

○ 緊急地震速報の発表状況

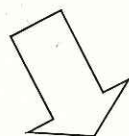
この地震に対し、地震検知から9.3秒後の14時21分39.6秒に緊急地震速報(警報)を発表しました。

平成28年6月16日14時21分頃の内浦湾の地震

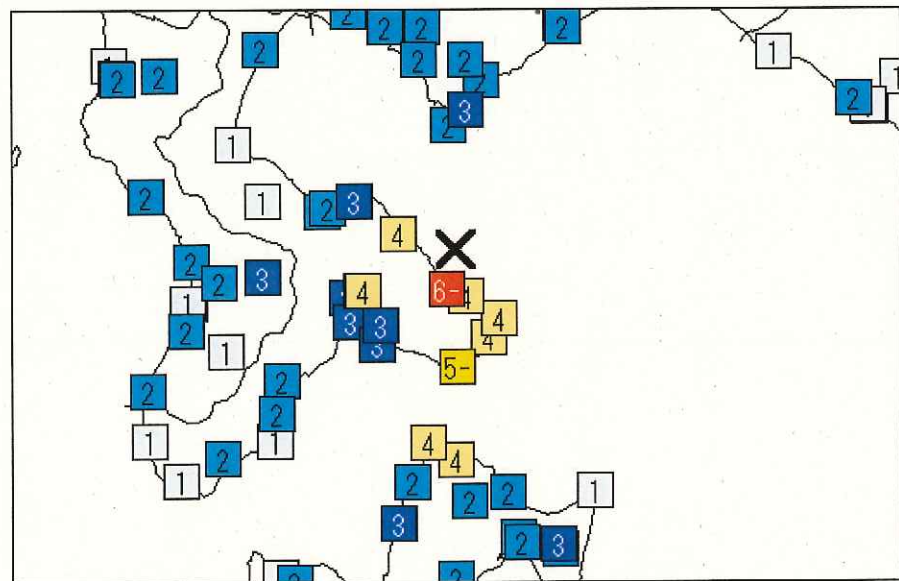
震度分布図



各地域の震度分布



凡例	
7	震度7
6+	震度6強
6-	震度6弱
5+	震度5強
5-	震度5弱
4	震度4
3	震度3
2	震度2
1	震度1

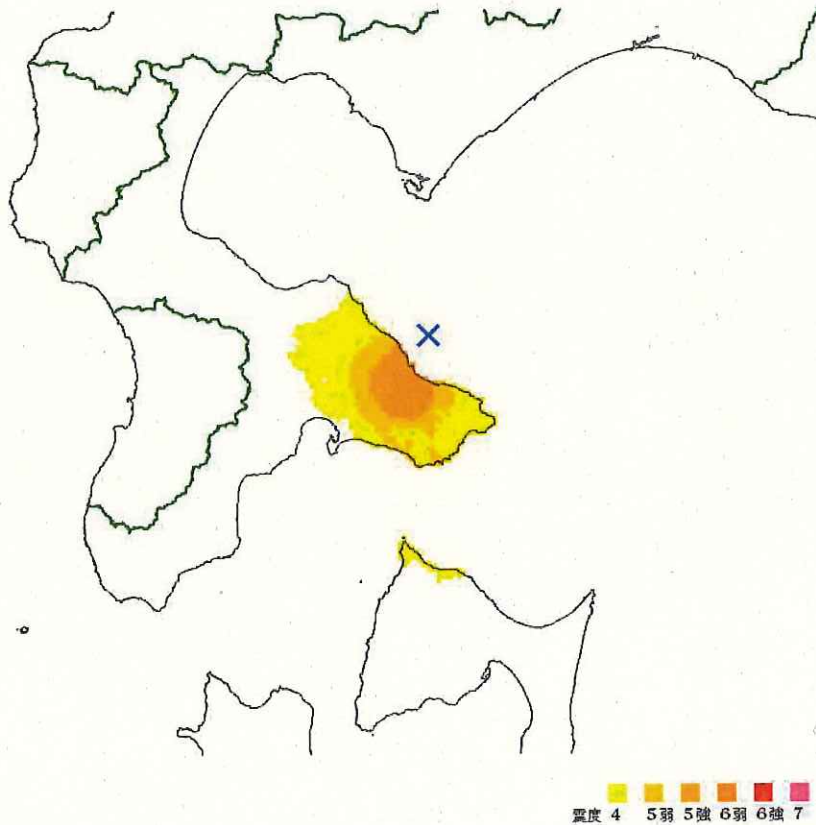


×:震央

各観測点の震度分布図（震央近傍を拡大）

平成28年6月16日14時21分頃の内浦湾の地震

推計震度分布図



[解説]

震度5弱以上のところでは、物が倒れたり、ガラスが割れるなどの被害が発生している可能性があります。

<推計震度分布図利用の留意事項>

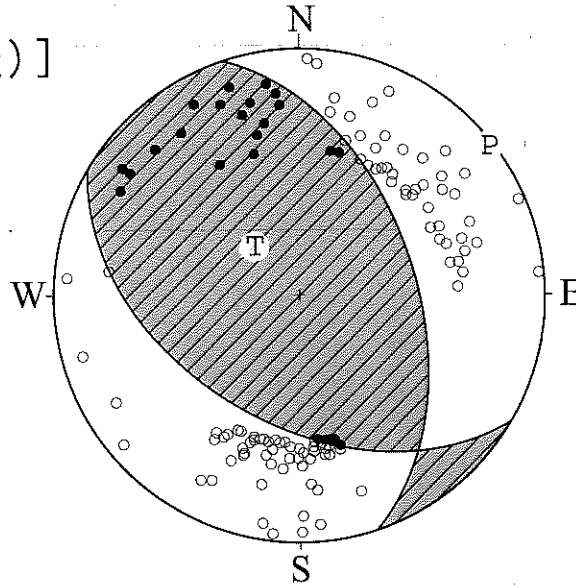
地震の際に観測される震度は、ごく近い場所でも地盤の違いなどにより1階級程度異なることがあります。また、このほか震度を推計する際にも誤差が含まれますので、推計された震度と実際の震度が1階級程度ずれることがあります。

このため、個々のメッシュの位置や震度の値ではなく、大きな震度の面的な広がり具合とその形状に着目してご利用下さい。

平成28年06月16日14時21分頃の地震の発震機構解 初動解(速報)

北東-南西方向に圧力軸を持つ逆断層型

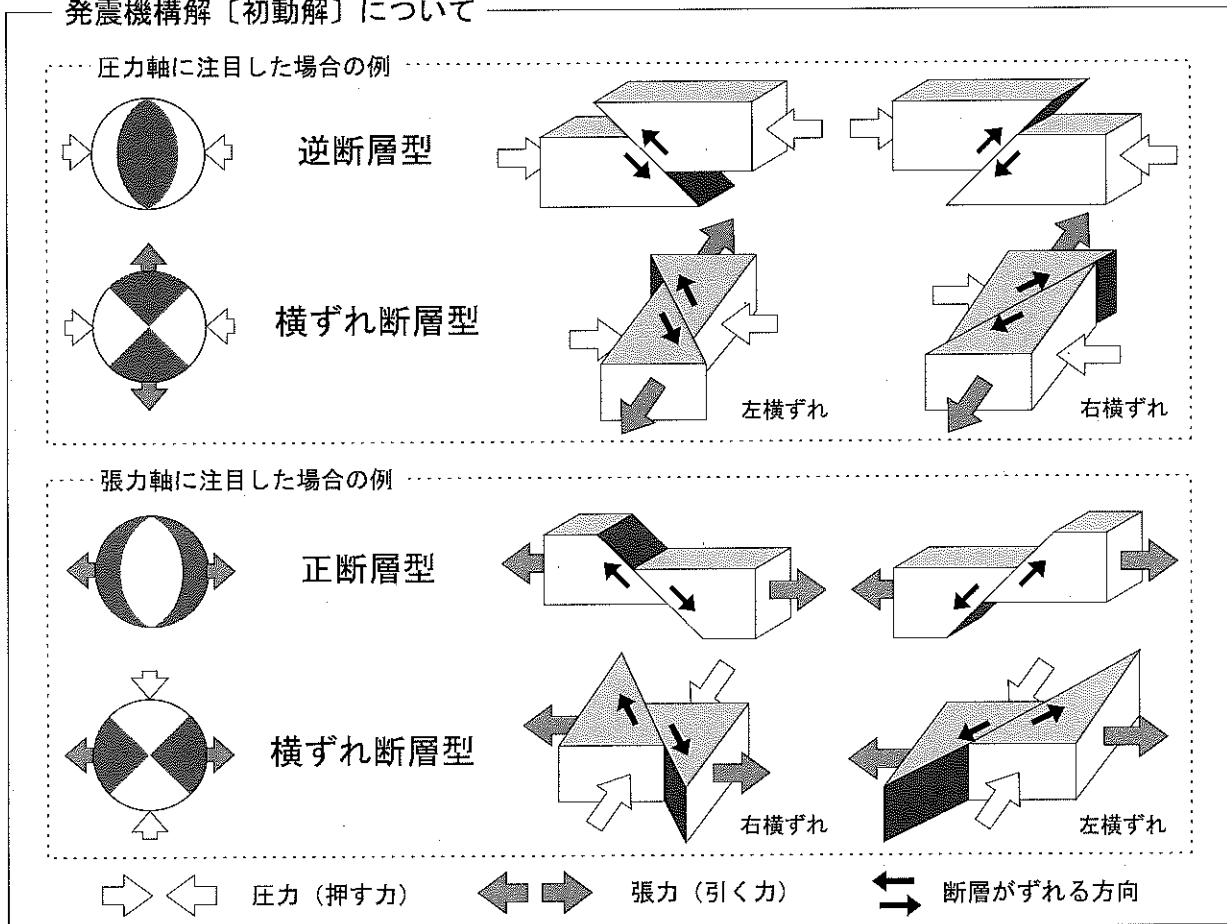
[初動解(速報)]



下半球等積投影法で描画
P: 圧力軸の方向
T: 張力軸の方向

※ ●は初動が上向きの観測点、○は初動が下向きの観測点を示す。

発震機構解〔初動解〕について

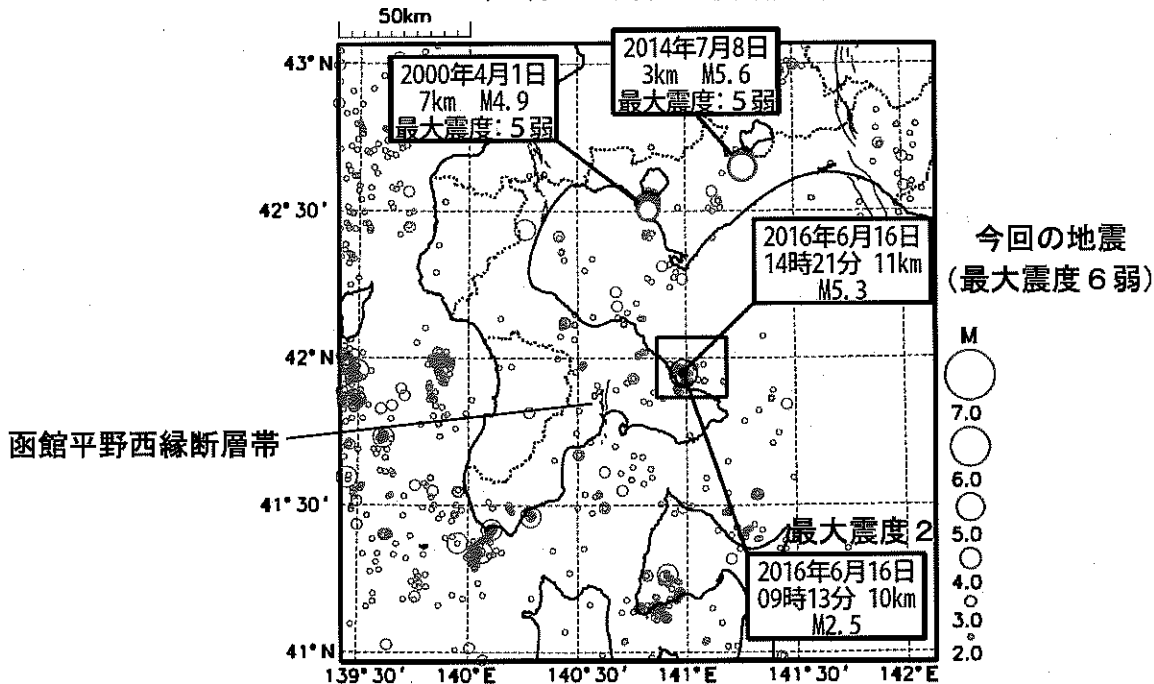


平成28年6月16日 内浦湾の地震 (発生場所の詳細)

震央分布図

(1997年10月1日～2016年6月16日14時25分、深さ0～20km、M2.0以上)

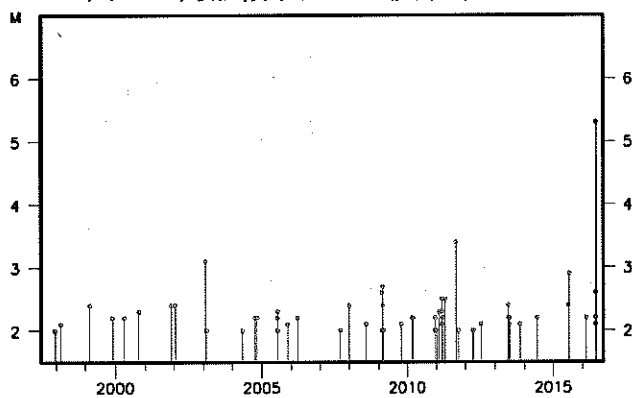
2015年6月16日以降の地震を濃く表示



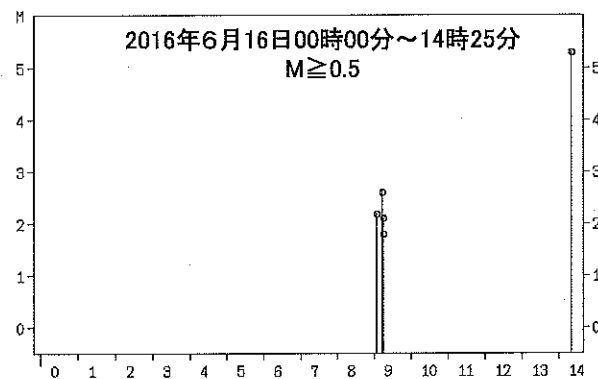
丸の大きさはマグニチュードの大きさを表す。

震央分布図中の細線は、地震調査研究推進本部の長期評価による主要活断層帯を示す

上図の四角形領域内の地震活動経過図



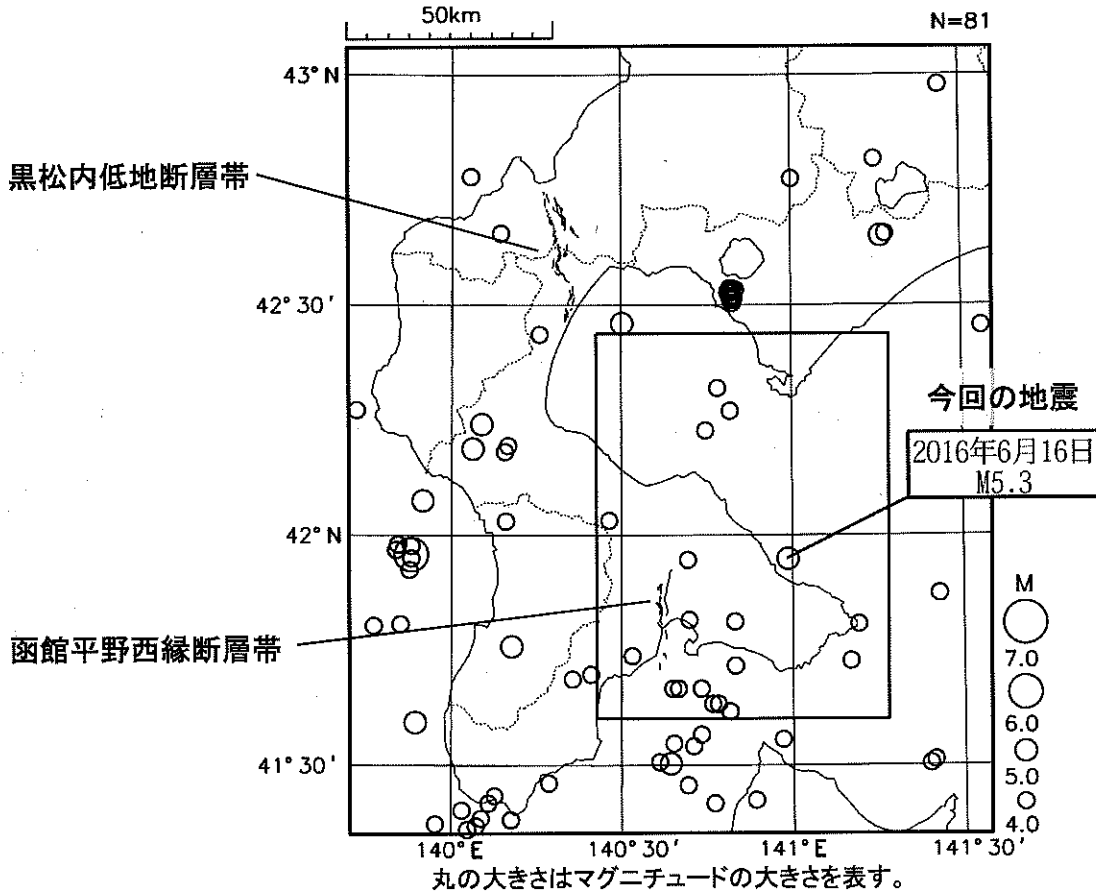
横軸は時間、縦軸はマグニチュード、縦棒のついた丸は地震発生時刻とマグニチュードの大きさを表す。



気象庁作成

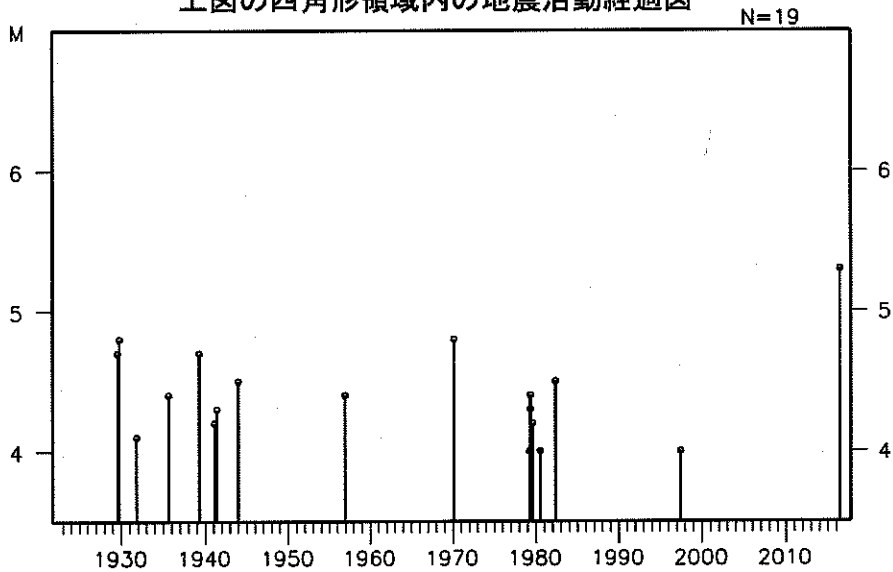
平成28年6月16日 内浦湾の地震 (周辺の過去の地震活動)

震央分布図
(1923年1月～2016年6月16日14時25分、深さ0～60km、M4.0以上)



震央分布図中の細線は、地震調査研究推進本部の長期評価による活断層を示す。

上図の四角形領域内の地震活動経過図

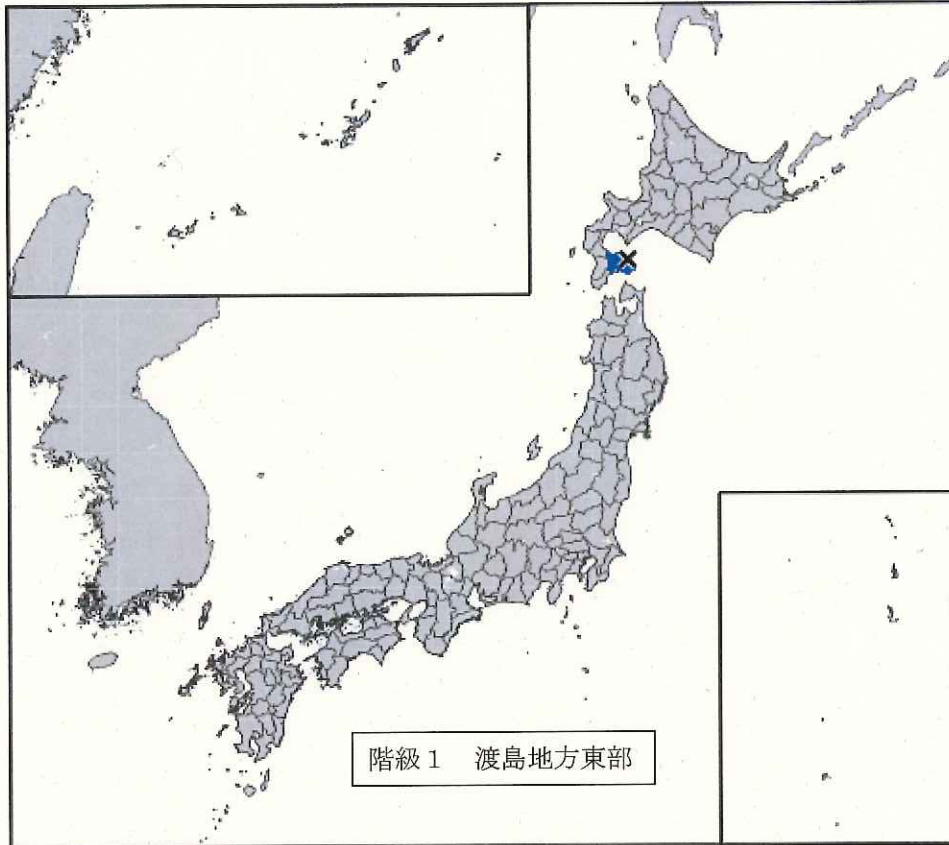


横軸は時間、縦軸はマグニチュード、縦棒のついた丸は地震発生時刻とマグニチュードの大きさを表す。

気象庁作成

平成 28 年 6 月 16 日 14 時 21 分頃の内浦湾の地震 長周期地震動階級分布図

長周期地震動階級 1 以上が観測された地域



長周期地震動階級の凡例: ■ 階級1 ■ 階級2 ■ 階級3 ■ 階級4

長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
長周期地震動階級1	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	—
長周期地震動階級2	室内で大きな揺れを感じ、物に掴まりたいと感じる。物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	—
長周期地震動階級3	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
長周期地震動階級4	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。

高層ビルにおける人の体感・行動、室内被害等

※長周期地震動に関する観測情報（試行）の階級の値等については、その後の調査により修正することがあります。

緊急地震速報の内容

発生した地震の概要（速報値）

地震発生日時	震央地名	北緯	東経	深さ	M	最大震度
平成 28 年 06 月 16 日 14 時 21 分	内浦湾	42.0	141.0	10km	5.3	6弱

緊急地震速報の詳細

地震波検知時刻	14 時 21 分 30.3 秒 (渡島南茅部)							
提供時刻		経過 時間	震源要素					予測震度
			震央地名	北緯	東経	深さ	M	
第 1 報	14 時 21 分 33.9 秒	3.6	苫小牧沖	41.9	141.3	10km	6.4	※1
第 2 報	14 時 21 分 34.9 秒	4.6	苫小牧沖	41.9	141.3	10km	6.2	※2
第 3 報	14 時 21 分 39.6 秒	9.3	内浦湾	42.0	140.9	10km	6.2	※3
第 4 報	14 時 21 分 39.8 秒	9.5	内浦湾	42.0	141.0	10km	6.1	※4
第 5 報	14 時 21 分 40.4 秒	10.1	内浦湾	42.0	141.0	10km	6.1	※4
第 6 報	14 時 21 分 41.3 秒	11.0	内浦湾	41.9	141.0	10km	5.2	※5
第 7 報	14 時 21 分 41.7 秒	11.4	内浦湾	41.9	141.0	10km	5.2	※5
第 8 報	14 時 21 分 44.4 秒	14.1	内浦湾	41.9	141.0	10km	5.0	※6
第 9 報	14 時 21 分 51.7 秒	21.4	内浦湾	41.9	141.0	10km	5.1	※7
第 10 報	14 時 22 分 00.4 秒	30.1	内浦湾	42.0	141.0	10km	5.2	※8
第 11 報	14 時 22 分 20.0 秒	49.7	内浦湾	42.0	141.0	10km	5.2	※8
第 12 報	14 時 22 分 20.2 秒	49.9	内浦湾	42.0	141.0	10km	5.2	※8

※1 震度 6 弱程度以上 渡島地方東部

震度 5 弱程度以上 青森県下北

震度 4 程度以上 胆振地方中東部、渡島地方西部、胆振地方西部、檜山地方、日高地方西部、渡島地方北部、日高地方中部、石狩地方南部、青森県津軽北部、青森県三八上北、日高地方東部、石狩地方中部、後志地方北部

※2 震度 6 弱程度以上 渡島地方東部

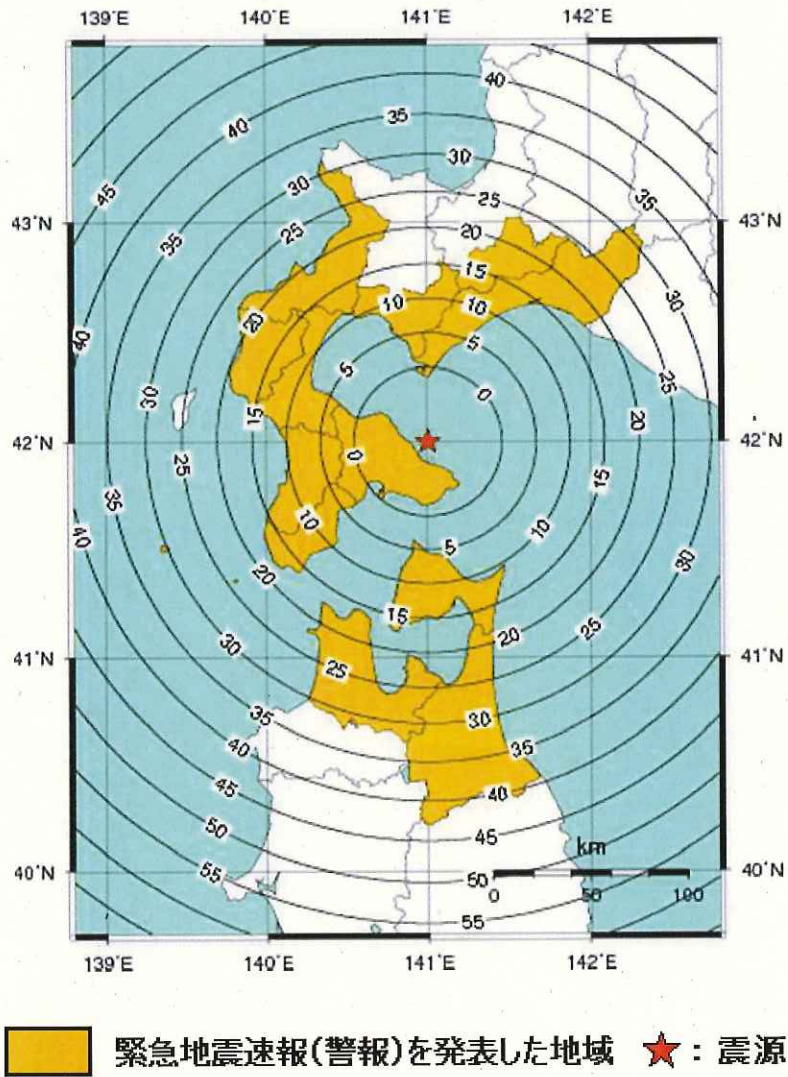
震度 4 程度以上 胆振地方中東部、青森県下北、渡島地方西部、胆振地方西部、檜山地方、渡島地方北部、石狩地方南部、青森県津軽北部、青森県三八上北

※3 震度 5 強程度以上 渡島地方東部

震度 4 程度以上 胆振地方中東部、胆振地方西部、青森県下北、檜山地方、渡島地方北部、渡島地方西部、後志地方西部、石狩地方南部、青森県津軽北部、青森県三八上北

- ※4 震度 5 強程度 渡島地方東部
震度 4 程度 胆振地方中東部、胆振地方西部、青森県下北、檜山地方、渡島地方西部、渡島地方北部、石狩地方南部、青森県津軽北部
震度 3 から 4 程度 青森県三八上北
- ※5 震度 5 弱程度 渡島地方東部
震度 4 程度 青森県下北
- ※6 震度 4 から 5 弱程度 渡島地方東部
- ※7 震度 5 弱程度 渡島地方東部
- ※8 震度 4 程度 渡島地方東部

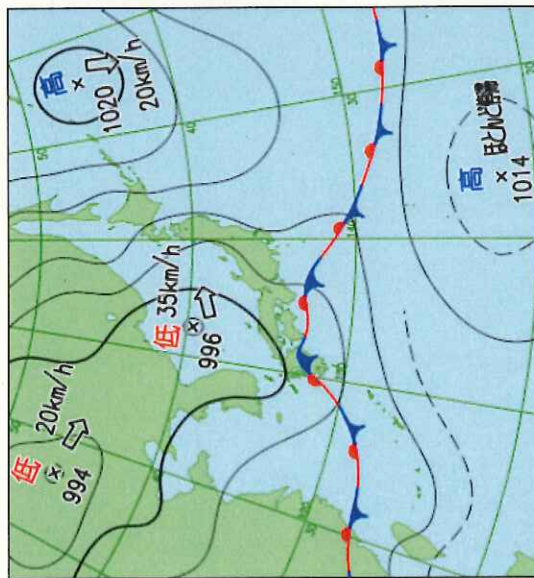
警報第1報発表から主要動到達までの時間及び
警報発表対象地域の分布図



【渡島・檜山地方の気象の見通し】

平成28年6月16日15時00分現在

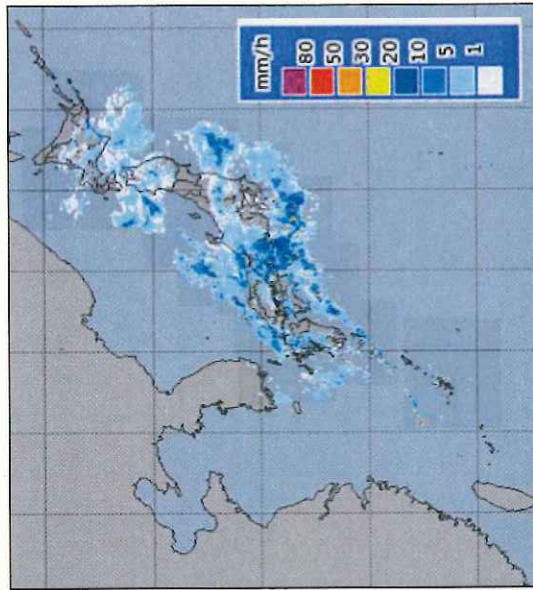
- 渡島地方では、南からの湿った空気により明日17日にかけて雨が降る見込み。明日17日18時までの24時間降水量は多いところで70ミリの見込み。
- 渡島地方では、今後の状況の推移によっては大雨警報を発表する可能性もある。
- 地震の揺れの大きかったところでは地盤が緩んでいる可能性があり、少ない雨でも土砂災害が起こるおそれがあるため注意・警戒。
- 渡島地方では、急な強い雨や落雷、突風、霧による視程障害にも注意。



実況天気図 6月16日12時



衛星画像(赤外) 6月16日15時



レーダー画像 6月16日15時

内浦湾を震源とする地震（第5報）

平成28年6月16日（木）16時10分
消防庁災害対策本部

1 地震の概要（気象庁調べ）

- (1) 発生日時 平成28年6月16日 14時21分頃
- (2) 震央地名 内浦湾（北緯42.0度、東経141.0度）
- (3) 震源の深さ 約10km
- (4) 規模 マグニチュード5.3（推定値）
- (5) 各地の震度（震度5弱以上）
震度6弱 北海道函館市
- (6) 津波
この地震による津波の心配はなし

2 被害の状況

(1) 人的被害

函館市 軽傷 1名
鹿部町 被害情報なし
七飯町 被害情報なし
北斗市 被害情報なし
森町 被害情報なし

(2) 物的被害

函館市 被害情報なし
鹿部町 被害情報なし
七飯町 被害情報なし
北斗市 被害情報なし
森町 被害情報なし

(3) その他の被害

- ・泊原子力発電所 被害情報なし
- ・東通原子力発電所 被害情報なし
- ・六ヶ所原子燃料サイクル施設 被害情報なし
- ・関係地域内のコンビナート 被害情報なし
北海道 苫小牧地区、室蘭地区、知内地区、石狩地区、北斗地区、釧路
青森県 青森地区、むつ小川原地区、八戸地区
- ・函館市内において数件の建物の窓ガラスが割れている（函館市消防本部情報）

3 地方公共団体における災害対策本部等の設置状況

北海道 16日 14時25分 北海道災害対策本部設置

4 消防庁の対応

震度5弱以上を観測した都道府県に対し、適切な対応及び被害報告について要請するとともに、関係消防本部に直接被害状況の問い合わせをした
対応状況は以下のとおりである

16日 14時21分 消防庁災害対策本部設置（本部長：長官／第3次応急体制）
14時25分 震度5弱以上を観測した北海道に対し、適切な対応及び被害報告について要請
関係消防本部（函館市消防本部、南渡島消防事務組合消防本部、森町消防本部）に問い合わせ
→いずれの消防本部においても119番入電なし

5 緊急消防援助隊の状況

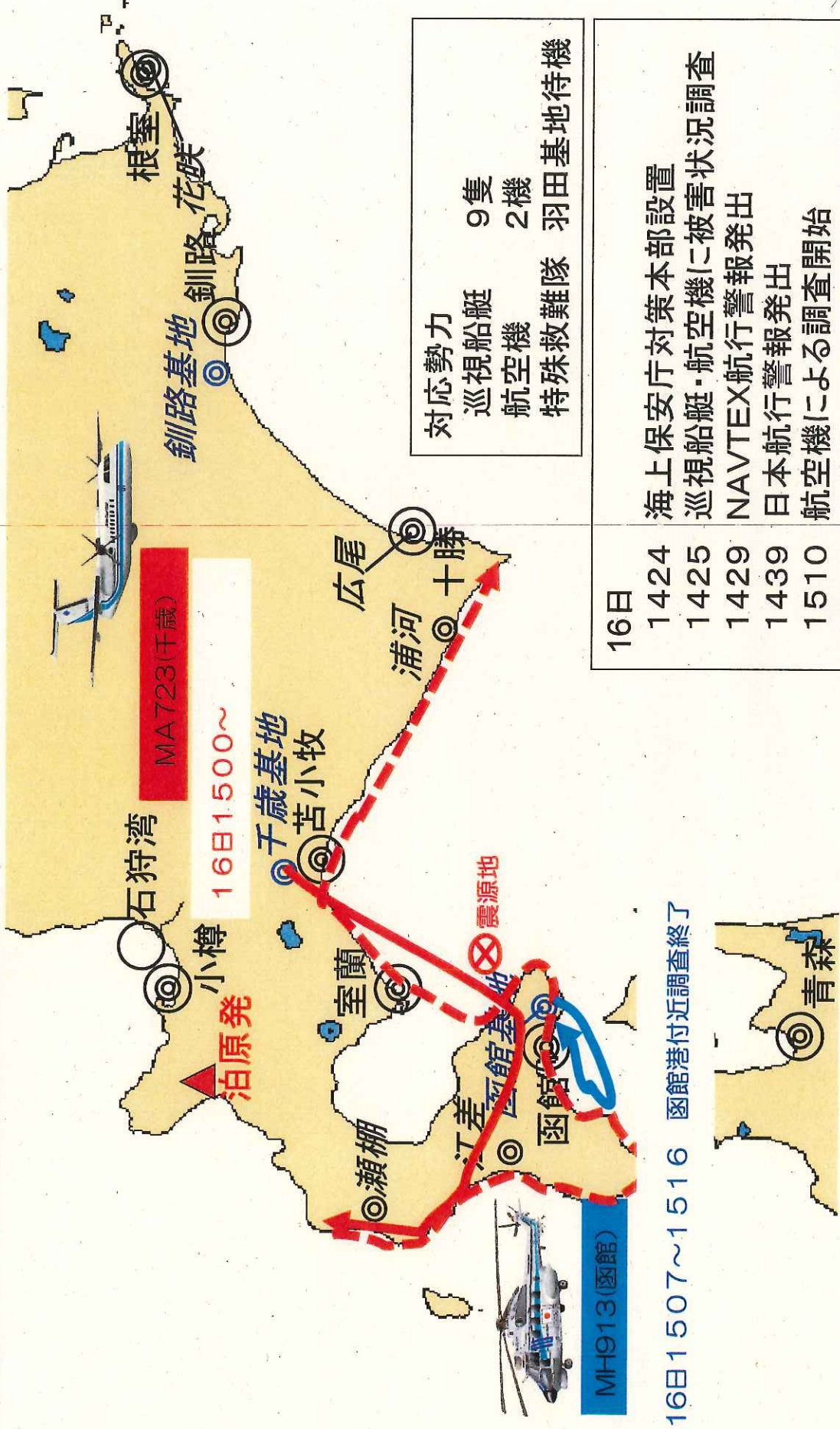
16日 14時23分 指揮支援部隊長の札幌市消防局に対し出動の可否を確認

→出勤可能
14時30分 青森県、岩手県、秋田県、宮城県に対して緊急消防援助隊の出動
準備を依頼

問い合わせ先
消防庁災害対策本部 広報班
TEL 03-5253-7510
FAX 03-5253-7553

主要港湾・沿岸部被害状況調査図 (16日16時15分現在)

船舶海難・沿岸部の被害等認めず



MH913 (函館)

16日1507~1516 函館港付近調査終了

対応勢力
 巡視船艇 9隻
 航空機 2機
 特殊救難隊 羽田基地待機

16日

- 1424 海上保安庁対策本部設置
- 1425 巡視船艇・航空機に被害状況調査
- 1429 NAVTEX航行警報発出
- 1439 日本航行警報発出
- 1510 航空機による調査開始

青森

内浦湾を震源とする地震に係る防衛省・自衛隊の対応状況

《地震の概要》

平成28年6月16日(木) 14時21分頃、内浦湾を震源とする地震(マグニチュード5.3)が発生。北海道函館市で最大震度6弱を観測した。

《防衛省・自衛隊の対応》

◆災害派遣要請なし。

◆活動内容 航空機等による情報収集活動

14時24分 防衛省災害対策室(長:統合幕僚監部運用部長)を設置。

14時25分 防衛大臣指示

- 1 自衛隊は、陸海空のあらゆる手段を活用して、情報収集を実施する。
- 2 主要部隊等は、次の事項に留意せよ。

- (1) 航空・地上偵察、リエゾン派遣等による情報収集に万全を期せよ。
- (2) 関係省庁、自治体等と緊密に連携して、情報共有に努めよ。
- (3) 大規模な余震に留意し、二次災害を防止せよ。

14時35分 海自第25航空隊(大湊)のSH-60×1機が離陸。

14時38分 函館地本のLOが函館市役所に向け出発。

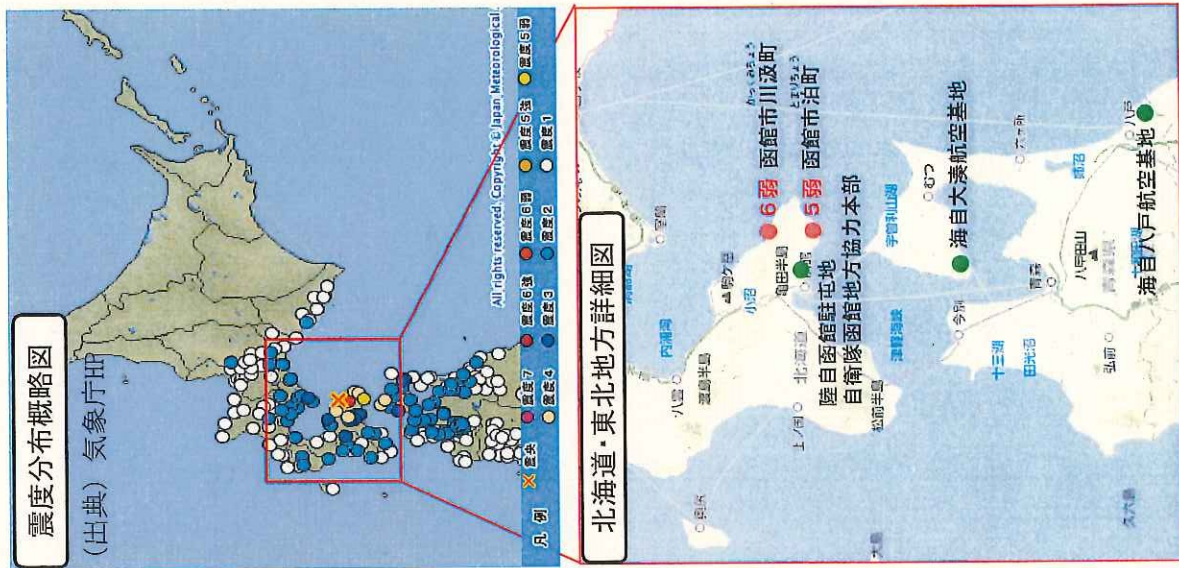
14時42分 陸自第28普通科連隊(函館)のLOが北海道渡島(おしま)総合振興局に向け駐屯地を出発。

14時45分 陸自北部方面総監部(札幌)のLOが北海道庁に向け出発。

14時47分 海自函館基地隊(函館)のLOが函館市役所に向け基地を出発。

15時08分 陸自第28普通科連隊(函館)の地上偵察班が鹿部役場に向け駐屯地を出発。

○海自第2航空群(八戸)のP-3C×1機(在空中機)が、そのまま情報収集を実施。



総務省

平成 28 年 6 月 16 日 (木) 16:00 現在

総 務 省

内浦湾を震源とする地震の被害状況等について (第 3 報)

I 被害状況

1. 通信関係

	事業者 (サービス名)	被害状況等
固定 (注)	NTT 東日本	・被害なし
	NTT 西日本	・被害なし
	NTT コミュニケーションズ	・被害なし
	KDDI	・被害なし
	ソフトバンク	・被害なし
携帯 電話等	NTT ドコモ	・被害なし
	KDDI (au)	・被害なし
	ソフトバンク	・被害なし
	UQ コミュニケーションズ	・被害なし
	ワイヤレスティフ ラニング	・被害なし

(注) 事業者が把握可能な範囲の情報を記載

2. 放送関係

被害なし

3. 郵政関係

被害なし

II 総務省の対応状況

・ 6 月 16 日 (木) 14 時 24 分 総務省対策本部設置 (本部長: 大臣官房長)

大臣官房総務課 (調整)

電 話 03-5253-5090

F A X 03-5253-5093

北海道を震源とする地震の被害・対応状況について（第5報）

（6月16日（木）16：15時点）

平成28年6月16日
経 済 産 業 省

6月16日（木）14時21分頃に発生した北海道内浦湾を震源とする経済産業省関連の被害状況は、現時点で把握している限りでは以下のとおりとなります。

【電気（北海道電力／電源開発）】

- 被害無し。（停電や設備被害は発生していない。）
- 震源地付近の森（もり）地熱発電所（北海道電力）についても、異常無し確認済み。

【都市ガス（北海道ガス）】

- 北海道ガス⇒供給支障や設備被害は発生していない。（※震度3）
- その他の簡易ガス⇒被害情報収集中。

【LPガス】

- 被害情報無し。

【熱供給】

- 被害無し。

【コンビナート（石油・高圧ガス）】

- 元売系油槽所
 - 出光函館油槽所：点検の結果異常なし、入出荷も再開。 ※震度5弱
 - コスモ函館油槽所：異常なし ※震度3

■国家備蓄基地

- むつ小川原（青森県）：異常なし ※震度1
- 苫小牧（北海道）：異常なし ※震度1

【SS】

- 震度6弱を観測した函館市川汲町内のSS1件について、電話連絡により、通常通りの稼働を確認済み。

【鉱山】

- 被害無し。

【火薬類】

- 被害無し。

【その他】

- 14 : 31 経済産業省防災連絡会議を設置

【連絡先】

経済産業省大臣官房総務課
福田、和泉、和仁、飯沼、高橋、海野
電話 03-3501-1327
FAX 03-3501-1704

6月16日16時00時点

北海道地方における地震について

1 地震の概要（気象庁情報）

(1) 発生日時 平成28年6月16日 14時21分

(2) 震源地（震源の深さ）及び地震の規模

- ・場所：内浦湾地方（北緯42.0度、東経141.0度） 深さ約10km
- ・規模：マグニチュード5.3

(3) 各地の震度（震度5強以上）

- 震度6弱 北海道 函館市川汲町（かっくみちよう）
- 震度5弱 北海道 函館市泊町（とまりまち）

2 国土交通省関連情報

○道路関係

■高速道路

道央道 速度規制なし（点検の必要なし）

■直轄国道

- ・点検中
- ・函館新道、函館江差自動車道、函館新外環 点検のため通行止め

■補助国道

- ・青森県：点検中
- ・現在のところ、施設被害の報告なし

■都道府県道

- ・北海道：点検中
- ・青森県：点検中
- ・現在のところ、施設被害の報告なし

○鉄道関係

■新幹線

北海道新幹線、東北新幹線 影響なし

■在来線

JR北海道 函館線 函館駅～七飯駅間 14:58 運転再開

函館市路面電車 14:40 運転再開

○空港関係 通常運用中

○港湾 大間港（震度4）、函館港（震度3）について施設点検中
榎法華（とどほっけ）港（震度4）、点検終了、異常なし

3 国土交通省の対応状況

○気象庁記者会見予定 15時45分

○海上保安庁

15:10 航空機及び船艇による調査開始

○ホットライン

函館市長に対し、北海道開発局函館開発建設部長から15時16分にホットラインで、現在のところ大きな被害は確認されていないことを確認

○リエゾン

リエゾンが15:35 函館市、15:37 渡島振興局に到着し、大きな被害情報がないことを確認



内浦湾を震源とする地震に係る被害状況等について

※これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。

※下線部は、前回からの変更箇所。

平成 28 年 6 月 16 日
16 時 10 分 現在
内 閣 府

1 地震の概要（気象庁情報）

(1) 発生日時

- ・平成 28 年 6 月 16 日 14:21 頃

(2) 震源地（震源の深さ）及び地震の規模

- ・場所：内浦湾（北緯 42.0 度、東経 141.0 度） 深さ 11km（暫定値）
- ・規模：マグニチュード 5.3（暫定値）

(3) 各地の震度（震度 5 弱以上）

- 震度 6 弱 北 海 道 函館市川汲町（かっくみちよう）
- 震度 5 弱 北 海 道 函館市泊町（とまりまち）

(4) 津波

この地震による津波のおそれはなし。

2 人的・物的被害の状況

(1) 人的被害（警察庁 6 月 16 日 15:50 現在、消防庁 6 月 16 日 16:10 現在）

- ・110 番通報係数 3 件
- ・函館市 軽傷 1 名
川汲町において、特別養護老人ホームに入所中の 82 歳女性が、落下したパネルにより頭部を負傷
- ・鹿部町 被害情報なし
- ・七飯町 被害情報なし
- ・北斗市 被害情報なし
- ・森町 被害情報なし

(2) 建物被害（消防庁 6 月 16 日 16:10 現在）

- ・函館市 被害情報なし
- ・鹿部町 被害情報なし
- ・七飯町 被害情報なし
- ・北斗市 被害情報なし
- ・森町 被害情報なし

3 その他の状況

(1) ライフラインの状況

ア 電力（経済産業省 6月16日 15:20 現在）

- ・被害なし（北海道電力、電源開発）

イ ガス（経済産業省 6月16日 15:20 現在）

- ・北海道ガス：供給支障や設備被害は発生していない
- ・その他の簡易ガス：被害情報収集中
- ・LPガス：情報収集中

ウ 水 道（厚生労働省 6月16日 15:10 現在）

- ・被害・住民からの被害報告なし
- ・函館市の全施設の確認まであと2時間の見込み（15:10時点）

エ 通信関係（総務省：6月16日 15:15 現在）

	事業者（サービス名）	被害状況等
固定 (注)	NTT 東日本	・被害なし
	NTT 西日本	・被害なし
	NTTコミュニケーションズ*	・被害なし
	KDDI	・被害なし
	ソフトバンク	・被害なし
携帯電話等	NTTドコモ	・被害なし
	KDDI (au)	・被害なし
	ソフトバンク	・被害なし
	UQコミュニケーションズ*	・被害なし
	ワイヤレスステイプランング*	・被害なし

(注) 事業者が把握可能な範囲の情報を記載

オ 放送関係（総務省：6月16日 15:15 現在）

- ・被害なし

カ 郵政関係（総務省：6月16日 15:15 現在）

- ・被害なし

(2) 道 路（国土交通省：6月16日 15:18 現在）

- ・高速道路 異常なし
- ・直轄国道 函館新道、函館江差自動車道、函館新外環、点検のため通行止め

(3) 交通機関（国土交通省：6月16日 14:35 現在）

- ・新幹線：影響なし
- ・在来線：影響なし
- 14:40 函館市（路面電車）全線運転再開
- ・空港：異常なし

(4) 原子力施設関係（原子力規制庁：6月16日 14:34 現在）

発電所名 (電力会社)	立地市町村	状況	立地市町村最大震度 (日時)
泊（北海道）	北海道岩内町	異常なし	1（6月16日 14:21）

東通（東北）	青森県東通村	異常なし	3（6月16日14:21）
六ヶ所（再処理）（原燃）	青森県六ヶ所村	異常なし	1（6月16日14:21）

(5) 文教施設関係（文部科学省：6月16日16:00現在）

- ・被害なし

4 政府の主な対応

(1) 官邸の対応

- ・14:24 官邸対策室設置、緊急参集チーム招集
- ・14:44 緊急参集チーム協議

(2) 総理指示

- ・以下のとおり総理指示が発せられた。（6月16日14:24）

- 1 早急に被害状況を把握すること
- 2 地方自治体とも緊密に連携し、政府一体となって、災害応急対策に全力で取り組むこと
- 3 国民に対し、避難や被害等に関する情報提供を適時的確に行うこと

(3) 関係省庁災害警戒会議等の実施

- ・17:15 関係省庁災害対策会議（予定）

5 各省庁等の対応等

(1) 内閣府の対応等

- ・14:21 内閣府災害対策室設置

(2) 警察庁の対応等

- ・14:24 災害警備本部設置
- ・14:43 ヘリは天候不良でスタンバイ中

(3) 消防庁の対応等

- ・14:21 消防庁災害対策本部設置
- ・14:25 震度5弱以上を観測した北海道に対し、適切な対応及び被害報告について要請
関係消防本部（函館市消防本部、南渡島消防事務組合消防本部、森町消防本部）
に問い合わせ

<緊急消防援助隊>

- ・14:23 指揮支援部隊長の札幌市消防局に対し出動の可否を確認→出動可能
- ・14:30 青森県、岩手県、秋田県、宮城県に対して緊急消防援助隊の出動準備を依頼

(4) 海上保安庁の対応等

ア 体制

- ・14:24 海上保安庁対策本部設置
- ・14:24 第一管区海上保安本部対策本部設置

イ 対応勢力

- ・ 巡視船艇：2隻（ヘリ搭載型1隻、ほか1隻）
- ・ 航空機：1機（大型ジェット機0機、中型飛行機1機、ヘリ0機）

ウ 航行警報等の発出状況

- ・ 14:29 航行警報（地震）ナブテックス放送実施

(5) 防衛省の対応等

- ・ ヘリによる映像伝送は天候不良によりスタンバイ（陸自北部方面）
- ・ 14:36 海自第25航空隊（大湊）のSH-60×1機が偵察のため離陸
- ・ 海自第2航空群（八戸）のP-3C×1機（在空機）が偵察のため現地へ移動中

(6) 法務省の対応等

- ・ 14:21 災害情報連絡室設置

(7) 文部科学省の対応等

- ・ 14:25 文部科学省災害情報連絡室（室長：施設企画課長）を設置
- ・ 14:36 北海道教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請

(8) 経済産業省の対応等

- ・ 14:31 経済産業省防災連絡会議を設置

(9) 国土交通省の対応等

- ・ 被害情報の収集・把握
- ・ 所管施設等について点検中
- ・ 災害対策用ヘリコプター待機中

(10) 気象庁の対応等

- ・ 15:45 記者会見

(11) 原子力規制庁の対応

- ・ 14:31 原子力規制委員会 情報収集連絡体制強化
- ・ 14:57 原子力規制委員会 情報収集連絡体制解除